

平成25年第1回矢巾町議会定例会目次

議案目次	1
第 1 号 (2月26日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のため出席した職員	5
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	8
○請願・陳情	30
25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国 に求める請願	
25請願第2号 消費税増税に反対する請願	
25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願	
○議案第 4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めるこ とについて	31
○議案第 5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	32
○議案第 6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	33
○議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	34
○議案第 8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について	35
○議案第 9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例につ いて	38

○議案第 1 0 号	矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について	3 9
○議案第 1 1 号	盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する 条例の一部を改正する条例について	4 0
○議案第 1 2 号	矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	4 0
○議案第 1 3 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	4 2
○議案第 1 4 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	4 3
○議案第 1 5 号	平成 2 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） について	4 4
○議案第 1 6 号	平成 2 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に ついて	5 1
○議案第 1 7 号	平成 2 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） について	5 6
○議案第 1 8 号	平成 2 4 年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につ いて	5 9
○議案第 1 9 号	平成 2 4 年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） について	6 1
○議案第 2 0 号	平成 2 5 年度矢巾町一般会計予算について	6 3
○議案第 2 1 号	平成 2 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	6 3
○議案第 2 2 号	平成 2 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	6 3
○議案第 2 3 号	平成 2 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	6 3
○議案第 2 4 号	平成 2 5 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	6 3
○議案第 2 5 号	平成 2 5 年度矢巾町水道事業会計予算について	6 3
○議案第 2 6 号	平成 2 5 年度矢巾町下水道事業会計予算について	6 3
○休 会		6 5

第 2 号（3月4日）

○議事日程	6 7
○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 7

○欠席議員	67
○地方自治法第121条により出席した説明員	67
○職務のため出席した職員	68
○開議	69
○議事日程の報告	69
○一般質問	69
1 谷上哲議員	69
2 村松信一議員	76
3 米倉清志議員	89
4 山崎道夫議員	96
5 川村よし子議員	108
○散会	121

第3号（3月5日）

○議事日程	123
○本日の会議に付した事件	123
○出席議員	123
○欠席議員	123
○地方自治法第121条により出席した説明員	123
○職務のため出席した職員	124
○開議	125
○議事日程の報告	125
○一般質問	125
1 昆秀一議員	125
2 小川文子議員	138
3 藤原梅昭議員	153
4 藤原由巳議員	167
○散会	177

第4号（3月21日）

○議事日程	179
○本日の会議に付した事件	180
○出席議員	180
○欠席議員	180
○地方自治法第121条により出席した説明員	180
○職務のため出席した職員	181
○開 議	183
○議事日程の報告	183
○請願・陳情の審査報告	183
25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国 に求める請願 (教育民生常任委員長報告)	
○議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について	184
○議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	184
○議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	185
○議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	185
○議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	185
○議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について	185
○議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について	185
○議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	198
○議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を 定め和解をすることについて	200
○議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変 更の協議に関し議決を求めることについて	201
○議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について	202
○議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算(第3号)について	213
○議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について	216
○発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について	218

○発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について	2 1 9
○会議時間の延長	2 2 0
○発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の 提出について	2 2 3
○矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について	2 2 4
○矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について	2 2 4
○矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 2 4
○矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 2 4
○矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 2 4
○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出 について	2 2 4
○矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 2 4
○議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について	2 2 4
○議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて	2 2 8
○閉 会	2 2 8
○署 名	2 2 9

議 案 目 次

平成 2 5 年第 1 回矢巾町議会定例会

1. 請願・陳情
 - 2 5 請願第 1 号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願
 - 2 5 請願第 2 号 消費税増税に反対する請願
 - 2 5 請願第 3 号 所得税法第 5 6 条の見直しを求める請願
2. 議案第 4 号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
3. 議案第 5 号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
4. 議案第 6 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 8 号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 9 号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 1 0 号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 1 1 号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 0. 議案第 1 2 号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 1 1. 議案第 1 3 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 1 2. 議案第 1 4 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 1 3. 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 4. 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 1 5. 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 1 6. 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 1 7. 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 1 8. 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度矢巾町一般会計予算について

19. 議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
20. 議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
21. 議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
22. 議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
23. 議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について
24. 議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について
25. 議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
26. 議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解をすることについて
27. 議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
28. 議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
29. 議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
30. 議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
31. 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
32. 発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について
33. 発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の提出について

平成25年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年2月26日（火）午前10時開会

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情
 - 25請願第 1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願
 - 25請願第 2号 消費税増税に反対する請願
 - 25請願第 3号 所得税法第56条の見直しを求める請願
- 第 5 議案第 4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 6 議案第 5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第15 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第16 議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

- 第18 議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について
- 第22 議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第23 議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第24 議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第25 議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第26 議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第27 議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗君	副町長	女鹿春夫君
総務課長	沼田良利君	企画財政課長	秋篠孝一君
税務課長 兼会計管理者	中村滋君	生きがい推進 課長	川村勝弘君
住民課長	山本良司君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	藤原由徳君	区画整理課長	細川賢一君
商工観光課長	佐藤武君	上下水道課長	藤原道明君
教育委員長 職務代理者	種田勝君	教育長	松尾光則君
学務課長	佐々木文子君	社会教育課長	立花常喜君
代表監査委員	立花純幸君	農業委員会 会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	星川範男君	係長	吉田徹君
主事	根澤のぞみ君		

午前10時00分 開会

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成25年第1回矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって行政報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

7番 谷 上 哲 議員

8番 廣 田 光 男 議員

9番 秋 篠 忠 夫 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は2月20日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本

日から3月21日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの24日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長(藤原義一議員) 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成25年度施政方針演述を行います。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 本日、ここに平成25年第1回矢巾町議会定例会を招集いたし、平成25年度における7会計予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、町長就任以来、「創造、決断、実行」を基本理念とし、町民誰もが安全・安心で幸せを感じることができる町の実現を目指し、対話の中から町民の皆様が何を求めているかを見い出しつつ、ご意見を尊重しながら町勢発展のため最大限の努力を傾注し、誠心誠意取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ町民の皆様から多大なご支援ご協力を賜っておりますことに對し、心から感謝を申し上げる次第であります。

一昨年3月11日の東日本大震災津波から間もなく2年を迎えようとしておりますが、改めて津波による未曾有の大災害によって被災され、お亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、行方不明となられている方々が一日も早くご家族のもとへ戻られますことをお祈りするところであります。

また、現在も不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に対しましても、改めてお見舞いを申し上げますとともに、沿岸被災地の早期復興のために本年度に引き続いて平成25年度も被災自治体に職員を派遣して、行政事務の支援を行うなど、今後もしできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

さて、振り返って国内外の情勢を見ますと、ギリシャの財政危機に端を発し、イタリア、スペインと伝播した欧州債務危機を背景として海外景気が減速する中で、東日本大震災津波からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて景気の回復に向けた動きが見られましたが、その後の世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。

この様な中、昨年12月に3年3カ月ぶりに政権交代がなされ、ことし1月には新政権による「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が策定され、この対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、日本経済も緩やかに回復していくと見込まれております。

政府は、1月28日に閣議了解した平成25年度の「経済財政運営の基本的態度」の中で日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すこととしております。

一方、町内の情勢を見ますと、矢巾中学校移転改築事業は、昨年1月から新校舎での授業がスタートし、5月に屋外運動場、6月にはプール及び外構工事が完成したことにより、7月に落成式を行い、生徒や保護者、教職員など、新しい地域での交流が生まれ、新しい歴史が刻まれております。

また、本町で過去に例を見ない大規模事業であります矢幅駅前地区土地区画整理事業は、一昨年から本格的に工事が着手され、平成27年の完成を目指して順調に進んでおります。

さらに、岩手医科大学の総合移転事業は、昨年3月にドクターヘリ基地ヘリポートが完成し、5月から本格的に運用開始されたほか、災害医療における各種研修や災害時の活動拠点となる災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟も本年3月には完成予定となっており、引き続き医療関連施設が順次計画的に整備され、附属病院の早期完成が期待されるところであります。

昨年は、全国的には寒候期が低温傾向、暖候期が高温傾向で降水量は平年を上回るころが多い年となりましたが、北日本では、勢力の強い太平洋高気圧が日本の東海上から張り出したため、北日本の9月の平均気温はかなり高くなり、特にも平均気温と平年との差が世界で2番目に大きかった盛岡市を初めとして軒並み過去最高値を更新したほか、台風の発生数は平年並みでしたが、日本に接近した数は、統計をとり始めてから4番目に多い17個となっており、一部には非常に強い勢力を保ったまま日本列島を通過して大きな被害をもたらしま

した。特にも台風17号については、東北地方を縦断いたしました。幸いにも本町においては、大きな被害もなく安堵したところであります。

東日本大震災津波に伴う原発事故による農産物への放射能汚染の影響については、本町でも昨年4月から放射線量測定機3台を導入して、保育園や小・中学校の学校給食及び住民から持ち込まれた食材等について検査を行い、いずれも不検出となっておりますが、原木シイタケの栽培に必要として購入したほだ木の一部から基準を超える放射線量が検出される被害が発生したほか、風評被害により畜産物や菌茸類が影響を受けて価格が伸び悩んだところでもあります。

スポーツでは、不来方高校カヌー部が新潟県など北信越で開催された全国高校総合体育大会において複数種目で上位入賞し、岐阜県で開催された「ぎふ清流国体」においてカヌースプリント200メートル競技で3年生の佐山健人選手が準優勝したほか、不来方高校が主力で出場したハンドボール競技が入賞するなど、活躍されました。

文化面では、不来方高校音楽部が全日本合唱コンクール全国大会において、創部以来初めて混声合唱に挑戦し、5年連続13回目の金賞と2位に相当する鹿児島県知事賞に輝いたことや矢巾北中学校がことし1月に行われた岩手県合唱小アンサンブルコンテストにおいて4年連続で金賞を受賞し、岩手県代表となるなど、将来の本町を担う若い人材の成長を楽しみに感じるところであります。

本町では、スポーツや文化活動で輝かしい成績を収めた小・中学生に顕彰メダルを贈り、その栄誉をたたえておりますが、今年度は114人の児童・生徒に金メダルを授与いたしました。

また、小学校5・6年生を対象とし、国内外で活躍する岩手県出身のアスリート輩出を目指して平成19年度から始めました「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」において、矢巾町では、現在5人が認定されておりますが、こうした児童・生徒の今後ますますの活躍が期待されるところであります。

ここで、町政の指針としております第6次矢巾町総合計画後期基本計画の2年目でありました平成24年度の主要事業について総括させていただきます。

はじめに、重要課題と位置づけてまいりました土地利用計画についてであります。岩手医科大学附属病院及び関連施設用地につきましては、ドクターヘリ基地ヘリポートが完成しておりますほか、災害時地域医療支援教育センター・マルチメディア教育研究棟の建築、附属病院の移転計画とともに、県立療育センター、県立盛岡都南支援学校の立地等計画されているところでありますし、藤沢地区及び中村地区につきましては、平成24年3月30日に市街

化区域に編入され、宅地開発に向け手続等が進められているところであります。

次に、農業基盤整備につきましては、徳田第二地区及び下矢次地区のほ場整備事業が、面工事の完了に伴い、すでに整備ほ場における稲作等の作付を行っているほか、一昨年度から順次、暗渠排水工事や補完工事とあわせ、本換地に向けた作業も行っており、平成25年度末の事業完了に向けて順調に推移しております。

都市基盤整備につきましては、矢幅駅西地区土地区画整理事業において、認可面積22.6ヘクタールに対し20.6ヘクタールの造成が完了し、事業費ベースでの進捗率は、約86パーセントとなる見込みとなっております。また、保留地につきましては、約68パーセントの売却見込みとなっております。

また、矢幅駅前地区につきましては、平成23年10月の工事着手後、地権者のご理解をいただきながら、順調に整備が進められているところであります。進捗状況といたしましては、認可面積11.6ヘクタールに対し約7.5ヘクタールの整備を行い、事業費ベースでの進捗率は、約36%となる見込みとなっております。

広宮沢第二地区土地区画整理事業につきましては、保留地の売却が最重要課題であり、企業誘致に向け土地区画整理組合と一体となって積極的に取り組み、これまで44社の入居が決定しており、雇用機会の創出も図られたところであります。

道路整備につきましては、幹線道路である中央1号線及び猪去線並びに白北線、田中縦道線の交通安全施設整備工事を進めているところであります。地域に身近な生活道路の整備につきましては、不動地区の白沢川久保線など2路線の舗装を行うとともに、地域への資器材支給等を行いながら、自治会と事業協定を締結して取り組む「矢巾町協働の道づくり事業」は、和味地区、太田地区におきまして地元住民の参画のもと簡易舗装工事が実施され、その成果を上げることができました。

農業経営につきましては、平成24年産水稻の作況指数「104」の平年を上回りましたが、猛暑の影響による高温障害などから一等米比率がうるち米で92.1パーセント、もち米で63.1パーセントと、いずれも例年を下回り、野菜や果樹などでも収量の減少や品質低下となったことに加え、畜産物や菌茸類で原発事故による風評被害などから、農家所得は依然として厳しい状況が続いております。

商工業の分野におきましては、昨今の輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されております。県内経済は、公共工事や住宅着工が増加基調で推移しているものの、経済活動が低下傾向となっているほか、個人消費は持ち直しの動

きが弱まり、雇用情勢は依然厳しい状況にあることなど全体として弱い動きとなっております。このことから雇用創出に向け、企業誘致や緊急雇用創出事業の取り組みに努めてまいりました。

下水道整備に関しては、公共下水道事業は、事業計画区域の拡大を行った区域を中心として、区画整理事業など他事業と連携しながら着実に整備の促進が図られ、区域内の自治公民館については全て水洗化されたところであります。

農業集落排水事業においては、施設の良い維持管理に努めながら事業の効果をさらに高めるため、排水設備接続率の向上に努めてまいりました。これによりまして、平成24年度末では、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口の普及率は、93.9パーセントとなる見込みであります。

また、上水道事業につきましては、岩手医科大学附属病院の移転計画を視野に入れながら、施設の耐震化や設備の更新に力を入れ、水道事業の基本である安全、安心で美味しい水の安定的な供給に計画的に取り組み、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

環境保全につきましては、東日本大震災津波での原発事故に端を発した放射能汚染問題に対する住民の不安解消に向けた対策として、町独自に放射線量測定を実施し、また食の安全性を確保するため、学校給食、農林畜産物の放射性物質濃度を測定し、その内容をホームページ及び広報を通じて公表しております。

また、震災を契機に地域資源を活用した新エネルギー導入の推進が求められていることから、矢巾町新エネルギービジョンを改訂し、平成32年度を目標年度とした新エネルギープロジェクト及び推進体制の一部を追加、修正いたしました。

岩手県が掲げた市町村防災拠点施設を中心とした岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業として本町においては、町内4施設を対象に太陽光発電システムの導入設置を進めております。また、一般住宅への太陽光発電システム設置補助事業を継続して実施してまいりました。

ごみの減量化につきましては、資源回収コンクール等の実施を継続し分別収集の推進を図りながら、減量化、資源化、再利用について施策を展開しております。

子育て支援関係では、次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、子育ての悩みや不安の解消、保護者の子育てに伴う経済的な負担軽減策に努めるとともに、サービス機能の充実を図り、子育てと就労が両立できる環境づくりに取り組みました。

また、北高田保育園、不動保育園の改築、こずかた保育園の新設、幼保連携型矢巾認定こ

ども園の施設整備事業を支援するなど、民間団体との連携の下、保育運営の効率化や保育サービスの提供・充実に向けて環境整備に努めてまいりました。今後4月に開園するこずかた保育園は、体調不良児対応型保育の実施と幼老交流に取り組む運営計画となっており、将来を担う子供たちが安全な環境の下、保育を受けられるよう子育て支援に努めてまいったところであります。

保健福祉関係につきましては、高齢者医療確保法による生活習慣病の予防、そして、障がい者自立支援法や介護保険法に基づくサービスの提供を充実させて実施してまいりましたが、将来にわたって高齢者も障がい者も住み慣れた地域で、自立して生活できるようなまちづくりが、今後一層求められているところでもあります。

また、健康づくりにおいては、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目指し、国保ヘルスアップ事業と特定健診・特定保健指導を連動させた独自の事業展開を行うとともに、疾病は早期発見が重要なことから、がん検診等の各種検診の受診率を高めるため受診しやすい環境の整備に努めてまいりました。

教育に関しては、次世代を担う子どもたちの育成に当たって教育環境の整備が求められているところであり、矢巾中学校の移転改築事業につきましては、屋外運動場が昨年5月、プール及び外構工事が同6月をもって完成し、安全・安心で良好な学習環境が確保されたところでもあります。

財政関係につきましては、町税の平成23年度決算は、2年連続の増で対前年度比1.1パーセント増の34億400万円を確保し、主な内訳では固定資産税が8年連続及び法人町民税が2年連続の増となったものの、個人町民税は給与所得者等の収入減が起因し、3年連続の減収となりました。

さらに、平成24年度は普通交付税が大幅な減額となり、平成25年度においても総務省の地方財政対策から推測すれば減額が見込まれ、厳しい状況が続くと予想され、引き続き健全財政を維持するため、想定内の課題には十分な注意を払わなければならないと考えているところでもあります。

平成24年度は、矢幅駅前地区土地区画整理事業のほか、引き続き町民の健康と福祉を守る事業に予算を重点配分し、その他の事業については、事業執行に支障が生じないよう必要最小限の予算で創意と工夫により執行してまいりました。

また、財政の健全化への取り組みは、将来の財政負担の軽減のため、延長された補償金免除繰上償還の制度を活用し、下水道事業における利率の高い町債の借り換えを行うなど公債

費の削減に努めております。

第6次矢巾町総合計画後期基本計画の3年目である平成25年度は、厳しい環境下ではあるものの、あらゆる手法により歳入の確保に努めるとともに、緊急性や費用対効果を検証しつつ、歳出の徹底した見直しを行うなど、「選択と集中」を図ることにより、政策的な事業に要する経費を厳選して計上するなど、財政規律を堅持しながら着実に執行してまいり所存であります。

続きまして、平成25年度における各会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

一般会計は、87億5,110万円で前年度と比較し5.4パーセントの減。

国民健康保険事業特別会計は、23億8,948万6,000円で前年度対比3.0パーセントの増。

介護保険事業特別会計は、16億7,980万8,000円で前年度対比5.2パーセントの増。

後期高齢者医療特別会計は、1億5,185万9,000円で前年度対比6.1パーセントの増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、20億6,420万5,000円で前年度対比16.2パーセントの増。

水道事業会計は、9億1,346万3,000円で前年度対比1.7パーセントの増。

下水道事業特別会計に関しては、経営成績や財政状態をより詳細に把握することや下水道経営が適正にされているかについて一層の説明責任を果たすため、平成25年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業を水道事業と同様に地方公営企業法を適用して、単式簿記による官公庁会計方式から複式簿記による企業会計方式に移行することとしました。

予算額については、19億9,839万2,000円で公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計での会計の合算額で前年度対比51.8%の増で、主に減価償却費の計上による増加となっております。

全会計の総予算額は、179億4,831万3,000円で前年度対比3.8パーセントの増で、6億5,286万1,000円の増額となっております。

続きまして、平成25年度当初予算の概要について、第6次総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた5つの基本施策に沿って、主要な事業に関し具体的な取り組みや直面する課題について、ご説明申し上げます。

まず、「自然・都市と農村が調和するまちづくり」に関してであります。土地利用に当たっては、国土利用計画など総合的土地利用計画を基本として、自然的土地利用と都市的土地利用との調和が重要な課題であることから、社会環境の変化に対応した土地利用計画の適切な誘導を図り、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

平成25年度は、市街化区域に編入されました藤沢地区及び中村地区の優良な市街地形成に向け、造成工事が着手されることとなっております。

農業基盤整備事業においては、多様化する農業情勢に適切に対応するべく、農用地の活用や低コスト生産を含めた複合経営の確立を目指しております。水田区画の大規模化及び汎用化やパイプライン化、さらには担い手への農地集積など総合的な整備を図るため、県施工により実施している経営体育成基盤整備事業の徳田第二地区106.2ヘクタール及び下矢次地区39.5ヘクタールの2地区は、平成25年度中の完了に向けて、暗渠排水工事及び補完工事のほか、本換地業務を推進してまいります。

また、経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を図るため、農業体質強化基盤整備促進事業により、集落営農園芸協議会に加入し、複合経営に取り組む地域などを中心に暗渠排水設備の整備を図ってまいります。

このほか、地域が共同して実施する農業用施設の保全管理活動や老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための補修を行う農地・水保全管理対策に取り組む組織に対して、引き続き支援をしてまいります。

都市的基盤整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成25年度において、一部の家屋移転及び区画道路工事を残し、面的整備がほぼ完了する予定となっていることから、引き続き保留地及び町有地の積極的な販売に努め、平成26年度末の事業完了を目指して鋭意取り組んでまいります。

矢幅駅前地区につきましては、人々がふれあい、まちへの愛着や誇りを持って住み続けられる中心市街地の核となる地域として、また、岩手医科大学附属病院の移転による岩手県の医療拠点を支えるまちとして、新しい魅力あるまちづくりのため、地権者のご理解をいただきながら家屋移転を進め、さらに平成26年度着工予定の複合施設の建設に向けて、今年度は基本設計及び実施設計に取り組んでまいります。

広宮沢第二地区土地区画整理事業は、引き続き組合と一体となり、積極的に企業誘致や住宅地販売に努め、保留地の売却を促進し、自主財源の確保と早期の事業完了に向け鋭意取り組んでまいります。

町道幹線道路網の整備につきましては、土地利用計画に基づく岩手医科大学附属病院の移転計画等との整合を図りながら国の交付金等を活用し、アクセス道路の整備に向けた計画を推進してまいります。

具体的には、国道4号と国道396号を結ぶ県道大ヶ生徳田線の整備並びに徳田橋の架け替え

につきましては、平成23年度に事業化がなされ、用地測量及び河川協議が進められておりますが、平成30年の岩手医科大学附属病院の開業に合わせ、引き続き早期の完成に向け、要望活動を展開してまいります。

また、高速道路利用者のほか、高速道路と岩手医科大学附属病院への緊急車両のアクセス性向上や物流の効率化及び企業誘致による地域産業の活性化を目的とした「矢巾スマートインターチェンジ」の設置につきましては、本年2月5日に地区協議会を設立したところでありますが、実施計画書を策定した後、国に対する連結許可申請を予定しており、許可後に事業着手となります。

事業着手後、測量設計、用地測量等を実施することとしており、順次、周辺道路を含めた整備についても関係機関との連携のもと、平成30年の事業完了を目指してまいります。

また、公共交通機関の利用者増加を促進するため、町内循環バス「さわやか号」の効率的な運行について利用者の意見を聞きながらコミュニティバスとしての役割などを調査研究し、矢幅駅周辺土地地区画整理事業や岩手医科大学附属病院移転事業の進ちょくに合わせて、路線経路等の検討を関係機関と協議してまいります。

次に、「地域に根ざした活力ある産業のまちづくり」における農業の振興についてであります。農業従事者の減少や高齢化、後継者不足など農業を取り巻く現状は依然として厳しいものがありますが、本町農業の持続と特色ある発展を目指し、平成23年3月に「次世代に引き継ぐやはば型農業の実現」を基本理念とした、矢巾町農業ビジョンを策定しております。その具体的な方策として、地域農業の担い手である集落営農組織が、計画的な農地利用として取り組んでいる小麦や大豆等の戦略作物を栽培管理する上で不可欠な機械設備等の更新を支援するほか、担い手育成や集落営農組織の法人化等に向けた取り組みを補助する支援員を配置する「やはば集落営農応援事業」、所得向上を目指して野菜に取り組む集落営農組織への助成や、組織の経理事務・生産の支援を行う「農業担い手支援事業」等に取り組めます。

また、農地の有効活用による小麦、大豆、加工用米及び飼料用米など戦略作物の生産に取り組みながら、付加価値の高い製品の導入や複合経営の推進を図ることにより、消費者の目線に立った安全で安心な農産物の生産とその情報の発信に努めるとともに、6次産業化の推進に向けた人材育成のための専門研修の開催や農商工連携による特産メニューの開発などの取り組みを推進してまいります。

そのほか、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、各集落にお

いて「人・農地プラン」の策定に取り組んでおりますが、町といたしましては、策定に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、国、県及び岩手中央農業協同組合等の関係機関、団体と連携の上、引き続き支援してまいります。

商工業の振興に関しましては、商工会及び商業団体と連携し、地域の魅力を発信するため、地区既存商店街振興会のにぎわいを創出するイベントや流通センター生き生き祭の主体的な取り組みに支援を行ってまいります。

また、矢幅駅前地区土地区画整理事業の進展に伴う中心市街地の再開発事業として、矢幅駅前地区の商業集積形成実現化に向けた事業を支援し、商工会と連携して商店街のマーケティング調査、経営分析や診断を行い、参加者の募集など組織化の準備を進め、活力ある商店街の形成に取り組んでまいります。

さらに、矢巾町商工会で実施しておりますプレミアム商品券に対して補助を行い、町内商工業の活性化を図ってまいります。

また、町内の各企業連絡協議会を通して、会員相互及び行政との情報交換を行うことにより、企業の課題把握に努め、ニーズに合った支援をしてまいります。

このほか、中小企業振興資金を増資することにより金融機関を通じた中小企業への振興資金利子補給枠の拡大を図るとともに、小規模小口資金保証料補給制度により、町内中小企業の健全な経営を支援し、雇用の安定化を図ってまいります。

また、新たに、もりおか起業ファンドに出資を行い、新規に創業する企業や新たに事業を起こす方、いわゆる起業家の支援を行い、創出された企業による地域経済活性化の推進に努めてまいります。

雇用対策といたしましては、岩手県の有効求人倍率が全国平均を上回り、新規求人数も増加基調が続いておりますが、特に県内高校卒業予定者の就職内定状況が91.1パーセントと前年同期と比べて2.5ポイント増加し、都道府県別では3位となっておりますが、引き続き国、県並びに環境機関との連携により、雇用の創出に努めるほか、求人情報の提供や職業意識の高揚などに向けインターシップの取り組みによる就労支援を図ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、「在京盛岡広域産業人会」を通じた首都圏との情報交流や人的ネットワーク等を活用しながら企業情報の収集に努めつつ、なお一層の企業誘致活動に取り組んでまいります。

観光の振興については、西部山麓のレクリエーション施設などの適切な管理運営を行うとともに、マレットゴルフ場に設置されたトイレの水洗化に取り組み、矢巾温泉郷を中心とし

た西部山麓の観光拠点への誘客に努めるほか、町内の豊かな自然と歴史・文化など魅力ある資源をPRし、観光客の定着を図ってまいります。

次に、「安全で快適なやすらぎのあるまちづくり」についてであります。安全で住み良い交通社会の確立のため、生活道路の維持補修に努めるとともに、要望路線に基づき、地域内の利便性向上のため整備を順次進めてまいります。

また、より地域に身近な町道整備については、平成23年度から実施している地域への資材支給等を行い、地域住民が作業や管理に参画することで行政と地域が協働により行う「矢巾町協働の道づくり事業」を推進し、引き続き、新しい道路整備のあり方、取り組み手法等を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

上水道につきましては、基本である安全、安心、安定、持続を柱に、緊急対応能力の向上と重要度に応じた施設の耐震化及び老朽施設の更新に取り組み、水需要の動向を踏まえた長期展望に立ち、効果的かつ効率的な整備を進めてまいります。

具体的には、継続して行っている既存施設の更新やライフラインのネットワーク化等のハード面の強化と併せ、地理情報システムによる危機管理体制の構築など、ソフト面を含めた機能強化を図り、岩手医科大学附属病院の建設計画への対応も病院の詳細設計が定まり次第、速やかな対応を図ってまいります。

下水道につきましては、公共下水道事業は、「矢巾町汚水処理施設整備計画」に沿った整備を継続して行い、矢幅駅西地区及び駅前地区土地区画整理事業地内の整備と併せ、高田、上赤林、煙山、南煙山、城内及び下北地区等の既存集落の整備を、引き続き着実に促進し生活環境の改善を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、良好な施設の維持管理と整備の効果を高めるため、排水設備設置接続の促進に関する普及活動を維持管理組合と一体的に取り組んでまいります。

また、計画区域外の地域につきましては、浄化槽設置補助事業を継続して行い、町内全域において公共水域の水質保全を図ってまいります。

これによりまして、平成25年度末の汚水処理人口普及率は、94.8パーセントとなる見込みであります。

平川食品下水道不正使用問題につきましては、引き続き、使用料及び過料の回収に努力をしてまいります。

雨水排水整備事業につきましては、岩崎川排水区域内の雨水1号幹線の整備を実施し、進捗を図ってまいります。

環境保全につきましては、資源循環や地球温暖化対策の観点からも再生可能エネルギーを積極的に活用することが求められております。新エネルギービジョンの基本理念及び基本方針を基に、活用できる新エネルギーの普及に努めながら、地域環境の保全、快適で便利な生活環境の創出に取り組んでまいります。

具体的には、岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業として、町内2施設を対象に太陽光発電システムの導入設置を進めてまいります。

さらに、一般住宅への太陽光発電設備の設置に対し補助金を交付する新エネルギー導入事業を継続して推進してまいります。

このほかにも民間事業者によるメガソーラー施設の建設も予定されておるところであります。

ごみの減量化につきましては、ごみの資源化再利用に係る施策に取り組み、新たに町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、ごみ排出抑制、分別収集、有効利用を推進していくため、一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ減量と環境にやさしい社会の実現を目指してまいります。また、資源回収活動に対して積極的に支援し、さらなるリサイクル活動の推進を図りながら、ごみの減量化に努めてまいります。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が策定いたしました「地域コミュニティ計画」に基づき、各地域の実情に応じたコミュニティ施設等の整備に対する助成を行うとともに、地域リーダーの育成と各種団体との連携体制の強化に努め、行政とコミュニティの役割を分担しながら、協働関係の新たな構築を検討し、コミュニティのさらなる活性化を図られるよう支援してまいります。

次に、暮らしの安全性の向上についてですが、引き続きより一層の安全・安心のまちづくりを行うため、常備消防の充実と消防団の活性化及び消防団員の確保と安全対策の充実に努め、防災体制の強化・充実に努めるため、消防ポンプ自動車の更新を順次行ってまいります。

また、共助組織としての自主防災組織を全ての自治会で結成し、「自助」「共助」を基本に「公助」でサポートするシステムによる地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

さらに、避難所における防災資機材、備蓄資材の整備充実のため、大規模避難所の機能を有する小中学校に発電機と投光器を整備するとともに、災害時の簡易トイレ用品など、水がない状態においても機能を有する備蓄用品などを各避難所に計画的な配備を行ってまいります。

水害防止に向け煙山ダムの維持補修等、施設及び整備の管理に万全を期すとともに、岩崎川流域の水害を防止するため、県が実施しております一級河川岩崎川基幹河川改修事業における河川改修工事、測量調査及び用地買収等に協力し、早期改修完了の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現のため、引き続き地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区地域安全推進協議会の活動とタイアップしながら、防犯連絡員や町内の小中学校など関係団体との連携を密にし、防犯に対する意識を高め、地域の安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

また、事故の無い明るいまちづくりを目指し、地域から要望された交通安全施設の設置・改善等を県公安委員会に対し継続的に要望していくほか、飲酒運転の根絶をはじめとした町民の交通安全意識の高揚を図るため、広報活動等の地道な活動を続けるとともに、交通指導隊による街頭指導や園児、高齢者への交通安全教室等を、より積極的に展開してまいります。

次に、「安心で生きがいのある健康長寿のまちづくり」についてであります。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者福祉の充実のために、本年2月から災害時要援護者台帳の登録を開始し、関係団体や地域の皆様のご協力のもと、災害時の避難支援体制を整備し、日頃の見守り支援体制の確立を推進してまいります。

さらに、在宅高齢者のための保健福祉サービスの提供により、安心して快適な生活支援の充実に努め、高齢者の就業機会の拡充や老人クラブ活動を今後も促進することにより、生きがいサービスの充実を図ってまいります。

また、高齢者の在宅での日常生活を支援するため、平成24年度から3カ年の計画として策定した矢巾町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、重点取り組み事項である介護予防事業では、在宅でも生き生きと自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

深刻な問題となっている認知症対策においても認知症施策総合推進事業を活用して、医療機関及び介護福祉機関との連携により、認知症の方及び介護をする家族に対する支援体制を図ってまいります。

障がい者福祉については、障がい者の自立に向けた支援がより一層求められており、平成24年度から3カ年計画で取り組む矢巾町第3期障がい者プラン及び障がい福祉計画に基づき、社会法人等による支援施設の整備を図り、地域や家庭での生活支援や就労支援等による自立への障がい者支援サービスの推進を図ってまいります。

また、そのためにも、専門の相談員等による障がい者一人ひとりへの相談事業の充実にも取り組んでまいります。

次に、共に助け合う地域社会の創造についてですが、本町の地域福祉活動は、矢巾町社会福祉協議会を初め各種団体、ボランティアグループ及び地域住民との協働により展開されておりますが、福祉サービスのニーズの多様化に応え、住み慣れた地域で安心して暮らしている社会の形成がさらに求められております。このことから、今後も住民との協働の福祉活動を展開し、地域における介護・医療・福祉の一体的な提供を目指した地域包括ケア体制の推進により、みんなで進める福祉の充実を図ってまいります。また、住民のボランティア活動への参加促進やNPO法人の育成支援等によるマンパワーの確保に努め、民間活力の積極的な導入を推進することにより、支え合う地域社会を目指した地域コミュニティへの支援を行ってまいります。

少子化対策、児童育成支援については、次世代支援地域行動計画後期計画に基づき、乳児家庭の全戸訪問、育児サークル活動の支援を初め、児童館型の地域子育て支援拠点事業等を実施してまいります。

また、要保護児童に対する支援を推進するため、関係機関と連携を図り、状況確認や情報交換に努めてまいります。さらに、多様な保育ニーズに応えるため、サービス機能の充実を推進するとともに、環境整備として民間保育園の施設整備事業を支援してまいります。併せて、第6次矢巾町総合計画後期計画に基づき、町立煙山保育園の整備事業に取り組んでまいります。

健康づくりにおきましては、国で昨年策定されました「健康日本21（第2次）計画」及び平成25年度に県で策定予定の「健康いわて21（第2次）プラン」を踏まえ、今後10年の本町の健康づくりの指針となります「健康やはば21（第2次）計画」を医療関係者及び町民の意見を取り入れながら策定してまいります。

健康施策については、本町において死因の大きな割合を占めている「脳血管疾患」「心疾患」等の生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、平成25年度から第2期となります特定健康診査・特定保健指導を、いままで多くのノウハウを蓄積したヘルスアップ事業と連動させながら、岩手医科大学や医師会等の専門機関、そして自治会との協働型の実施体制を構築し、実施してまいります。そして、特定健診の受診率向上のため、新たな強化地区の設定を行うとともに、特定健診の啓発を目的として、若年層の特定健診も新たに実施してまいります。

さらに、保健推進員や食生活改善推進員と協力して、「運動、食事、禁煙」等、よりよい生活習慣の実践に自ら取り組めるような仕組みづくりにも鋭意取り組んでまいります。

一方、もう一つの大きな柱である「がん対策」については、検診による早期発見が最も重要な方法であることから、引き続き従来の地区公民館型の集団検診を主体としながらも、医療機関に委託する個別検診や長期間にわたり受診できる通年型検診等も取り入れ、がん検診を受けやすい体制を充実させるとともに、精密検査の事後指導を徹底し、一層の「早期発見・早期治療」を推進してまいります。

また、平成22年度から実施している子宮頸がん予防ワクチン、平成23年度から開始したヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンの補助事業については、平成25年度から定期接種となったことを踏まえ、従来にも増して十分な対応を講じるほか、妊婦健康診査の公費助成についても地方交付税措置による恒常的な仕組みになることから、より一層安全・安心に妊娠し出産できる環境づくりに努力をしてまいります。

さらには、東日本大震災の被災地域の医療復興と健康なまちづくり、そして次世代医療と個別化医療の実現化を目的に岩手医科大学が中心となって計画している「いわて東北メディカル・メガバンク事業」について、大学のある町として要望に応じて協力をしてまいります。

また、全国的な問題となっている自殺予防対策については、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる」という役割を担う「ゲートキーパー」の育成に力を入れてまいります。

以上のような事業を通して、町民の公衆衛生の向上と健康増進を図り、行政と町民、そして、医療機関等が連携しながら、保健・医療・福祉が充実した「日本一健康な町やはば」を目指し、鋭意取り組んでまいります。

次に、「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」に関してであります。具体的な施策につきましては、後程、教育委員会から教育行政方針について述べられますので、基本的な事項について申し上げます。

学校教育については、子どもたちに、将来において社会のよりよい担い手としての成長を促すことができるよう、社会全体の教育力の向上を図り、社会の変化や様々な災害に対応できるように、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、たくましく生きる力の育成に取り組んでまいります。

子どもたちが、学校、家庭、地域との連携・協働のもと、よりよい環境の中で教育を受けることができるよう、各学校の施設改善はもとより、教職員の意識改革による授業改善及び

指導改善等に努めてまいります。

なお、旧矢巾中学校の跡地につきましては、既存施設は解体し、土地の利用につきましては、町の活性化につながる活用方法を検討してまいります。

社会教育においては、地域課題の解決や地域の活性化等を図るため、多様な学習機会の拡充に努める必要があり、主体的に地域に関わる意識を育て、地域の仲間と共に継続的な学習ができる環境づくりが求められております。学習機会の提供と学習成果を生かす場の設定はもとより、地域課題解決のための学習実践活動を支援し、行政と住民等による協働の仕組みづくりの充実に引き続き努力してまいります。

文化財の保存と活用については、町内文化財の情報を積極的に提供するなどして啓発活動に努め、文化財保護意識の高揚を図ってまいります。また、国指定の史跡徳丹城跡につきましては、徳丹城造営千二百年記念事業を一部継承し、夢灯りや外郭西門に電飾を行うなど、広く情報発信に努めるとともに、発掘調査等の事業の促進を図り、今後の事業展開へ向けて、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいります。

平成28年に岩手県で開催される第71回国民体育大会につきましては、デモンストラーションスポーツであるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の普及・推進を目的とした講習会の開催やカヌー競技における競技役員の養成に努め、遺漏のないように着実に取り組んでまいります。

国際交流の推進に当たっては、アメリカ・フリモント町への相互派遣事業や中国浙江省寧波市江北区との親善交流などを通じて、国際感覚を身につけた人材の育成を図るとともに、国際交流協会の体制や機能の充実・強化を支援し、友好都市等との交流活動を継続してまいります。

平成25年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の3年目となることから、前年度までの実施計画における課題や達成状況などを検証し、平成27年度までに計画達成に向けて今後の方向性などの検討を行うとともに、後期基本計画に掲げた事業をさらに精査しながら、確実に実行するよう鋭意取り組んでまいります。

結びになりますが、政府が閣議決定した平成25年度予算案は、一般会計総額で前年度比2.5パーセント増の約92兆6,000億円となり、当初予算としては過去最大規模で、24年度補正予算案と合わせ、100兆円超の「15カ月予算」として切れ目のない財政出動で景気回復を目指すとしております。

このような中であって、本町における普通会計の中期的な財政見通しは、歳入面において

は、依然として景気後退の影響が続いていることから、当面は自主財源である町税の大きな伸びは期待できない状況であり、また、依存財源である地方交付税は減額見込みとなり、大変危惧しているところであります。

歳出面においては、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最重要事業である矢幅駅前地区土地区画整理事業を初め、計画された事業に限られた財源を効率よく配分して取り組む必要があります。これら後期基本計画に計上した事業の財源といたしましては、町税や普通交付税のほか、財政調整基金等の取り崩しを予定しておりますが、景気回復が遅れることにより、財政調整基金の残高は大きく目減りすることも予想され、計画されている事業の繰り延べや規模見直しなど、一層慎重な財政運営に努めていかなければなりません。

現下の景気の動向の中では、計画どおりの財源確保が保障されているものではなく、財政を圧迫することも想定しておりますが、本町においては、財政の健全化を第一に考え、事業執行に当たっては、計画を超える過大な借金に頼ることなく、財政規律の堅持を心がけ、町民の皆様には不安や不信感を与えないよう健全経営に努めてまいります。

平成25年度の一般会計予算規模は、矢巾中学校移転改築事業が完了したことから、対前年度比約4億9,000万円の減で、約87億5,000万円となりますが、緊急性、重要性及び費用対効果等を勘案したうえで、「選択と集中」を念頭に採択した各事業においては、財政健全化の観点から必要最小限の予算を配分し、創意と工夫で確実に事業を執行するとともに、尚一層の経費削減に努めてまいります。

今後、早期の景気回復を期待しているものの、国民負担の伴う改革もあろうかと思いますが、職員一同、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目標として、厳しい財政状況にあることを常に念頭に置きつつ、安全・安心の町を目指し、思いやりの心を重視し、引き続き「スピード・アンド・チャレンジ」をキャッチフレーズに、創意と工夫を凝らし、業務執行に取り組んでまいります。

私は、すべての町民の皆様が幸せを感じることができる町づくりのために渾身の力を傾注し、町政を遂行してまいりますので、議員並びに町民の皆様により一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、平成25年度の施政方針といたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

次に、平成25年度教育行政方針演述を行います。

種田勝教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 平成25年第1回矢巾町議会定例会に当たり、平成25年度の矢巾町教育行政方針についてご説明を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民各位のご理解とご支援に心から感謝を申し上げます。

さて、世界的な不況、東日本大震災津波からの復興への取り組み等により、現在、わが国の政治、経済はともに混迷を深めております。しかしながら、地域の復興、発展のためには、10年後、20年後の社会を担う豊かで新しい発想ができる人材の育成が必要であり、その基盤となる教育、文化、スポーツ振興の果たす役割は、より一層重要であると考えております。

このことから、本町教育においては、第6次矢巾町総合計画の5つの基本施策の一つである「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」を基本理念として、引き続き、矢巾町教育目標の実現に向けた学校教育及び社会教育の諸施策を推進してまいりたいと考えております。

はじめに、次世代を担う子どもたちを育むうえで、最も重要な基盤となる「学校教育の充実」について申し上げます。

平成25年度から高校を含む全ての学校において新学習指導要領が適用されることから、改訂の趣旨を踏まえた学習活動の充実に取り組んでまいります。

岩手県においては、平成25年2月に「いわての教育振興プログラム」の改訂版が作成され、復興教育とは「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、「生きる」「かかわる」「そなえる」の三つの教育的価値を、各学校の教育活動を通して子どもたちへ身につけさせること」であると示されました。これをうけて、命の大切さや心身の健康について学ぶこと、地域づくりや社会参画の意識を育てること、自然災害を理解し、防災や安全を学ぶことを重点的に取り組むこととなっております。

これら国や県の動向を踏まえながら本町の学校教育においては、本町教育目標の具現化に向け、学校教育の諸施策の推進に取り組んでまいります。

まず、第一に、「児童生徒の確かな学力の向上」についてであります。

現在、児童生徒の学力低下が全国的に問題視されております。学力の定着には、基礎的な知識の定着はもちろんのこと、思考力や判断力、表現力などを身につけること、学習に向かう児童生徒一人一人の意欲を高めることが必要であります。本町では、学齢に応じた家庭学習の課題を適切に与え、きめ細かに点検・指導を行い、更なる学力の向上に向けて努力をしております。さらに、基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭での学習への関わり方などを示した「家庭学習の充実」と「学習の手引き」を活用しながら、学校と家庭が連携して家庭学習時間の確保やテレビ視聴時間の削減等に取り組み、家庭学習を進んで行う環境づくりを推進しております。教職員においても、適切な指導ができるよう研修を重ね、指導力の向上を図っております。また、小中連携の取り組みを推進し、生徒指導や学習指導のあり方について9年間を見通した視点で指導を進めてまいります。

第二に、「目標達成型の学校経営の充実」についてであります。

学習指導要領には、各学校が児童生徒の生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育課程を展開することについての記述がなされております。町内小中学校においては、「矢巾町輝く学校夢プラン」として、それぞれに特色ある教育活動を展開してきた結果、多くの成果が見受けられます。今年度も引き続き取り組みを実践し、より活発な活動が展開されるよう進めてまいります。また、目標達成型の学校経営を充実させ、校長のリーダーシップのもと、学校ごとに「まなびフェストやはば」を設定し、学校と児童生徒が目指す姿を保護者及び地域に明確に提示するとともに、教職員の自己評価はもちろんのこと、保護者へのアンケートや学校評議員による外部評価等も積極的に実施し、教育活動の検証を適切に行ってまいります。

第三に、「健康な体の育成と安全・安心な学校生活の確保」についてであります。

児童生徒の健康な体の育成に関する指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行います。運動をする子どもと運動をしない子どもの二極化などの要因により、全体的に体力の低下傾向が見られることから、適切な運動の経験を通して、一層の体力の向上を図るように各小学校で体力向上プログラムを策定し、指導のあり方を改善するとともに、学校の業間遊びなどを活用し、遊びの中で多様な運動を経験させるように工夫しながら運動量の確保を図り、体力や運動能力の向上を目指してまいります。

また、児童生徒が生涯にわたり健康な体で過ごすため、児童生徒へ栄養指導や個別相談を実施し、食に関する指導を充実してまいります。さらに、学校給食において、地元生産者との連携を図りながら地場産食材を積極的に使用した学校給食を提供するとともに、原発事故

による放射能に対する不安を解消するため、放射性物質の測定を実施し、安全性を確認しながら安心な給食を提供してまいります。

安全に関する指導については、児童生徒が、みずから安全に行動し、社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するために、地域や校内の安全点検、避難訓練などの命を守る指導を進めてまいります。また、不審者侵入事件や地震災害等に対処するため、関係機関と連携し、教職員並びに児童生徒への訓練等を適切に実施し、被害に遭わないような取り組みを進めてまいります。また、登下校の安全確保についても、スクールガードボランティアの方々による通学路の巡回が継続できるよう、地域との連携に努力してまいります。さらに、携帯電話等によるトラブルが発生している実態を踏まえ、家庭と連携を図りながら情報モラルに係る指導を適切に行ってまいります。

第四に、「豊かな人間性を育む組織的な児童生徒支援体制の確立」についてであります。

学校生活におけるいじめ等については、保護者の方々が最も心配される事案であります。各学校においては、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図るとともに、児童生徒の日常生活状況を的確に把握し、未然防止に積極的に取り組んでまいります。不登校など学校不適応児童生徒については、各中学校にはスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校へ定期的に訪問しカウンセリングを実施いたします。また、適応支援員も配置しながら、組織的な児童生徒支援体制、教育相談体制を確立し、家庭との連携を密にしながら継続的な支援を行ってまいります。心の教育は、教師と児童生徒あるいは、児童生徒同士の日常の係わりから育まれるものであることから、小・中学校が連携して同じ視点に立ち、学級経営、学年経営を今まで以上に充実させ、コミュニケーション能力の伸長、心の安定を図ってまいります。

なお、体罰による指導は、児童生徒の人権を侵害する決して許されない行為であるとの認識に立ち、その根絶・未然防止に取り組んでまいります。

特別支援教育については、児童生徒の実態に即した支援体制の充実を図るとともに、福祉、医療等の関係機関と連携を図りながら一人一人に適合した指導ができるよう全教職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に、「社会教育の充実」について申し上げます。

少子高齢化、人口減少、産業構造や雇用環境の変化など、社会状況や経済情勢が目まぐるしく変わる現代において、新しい時代に対応した社会教育の充実が求められております。

また、町民一人一人が高い志と意欲を持ち、自らの人生の充実と地域社会の維持及び活性

化を図るため、健康で生きがいのある生活が創造できるよう、様々な課題や困難を克服する力を培うことがより一層重要となるものと考えられます。

このことから、生涯学習の理念を軸に、自ら知性、教養を磨き、時代の趨勢に即応する力を高め、創造性豊かな未来を担う人づくりを目指し、第6次矢巾町社会教育計画に則した中長期的な視野をもって各施策を推進してまいります。

まず、第一に、「社会教育活動の推進」についてであります。

家庭教育・青少年教育においては、日常生活の中で人と人とのつながりが希薄化することによって、家庭や地域の教育力が低下し、子どもや青少年が社会性を育んでいくために必要な生活体験の機会が減少していることが大きな問題とされております。

このことから、幼児期から青少年期における心身の発達段階に応じた学習機会の設定や、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、子ども会や青少年団体など団体活動の支援などを通じて、社会全体の教育力を向上させるよう取り組んでまいります。

成人教育・高齢者教育においては、時代の変化に伴い多様化する成人の学習ニーズや、地域的課題などに対応した学習の機会を提供するとともに、高度で専門的な学習の機会の拡充にも努めてまいります。また、学んだ成果を芸術祭などの場で発表したり、ボランティア活動などを通じて社会の中で生かしたりすることによって、一人一人が学ぶことの喜びを実感でき、同時に町の活性化にもつながるような事業の展開に努めてまいります。

第二に、「公民館活動の推進」についてであります。

町公民館は、本町における社会教育・生涯学習活動の中心施設であり、町民の多様な学習ニーズに対応するための各種研修室や視聴覚機器、また約4万冊の蔵書を備える図書室などを有しており、町民に対して積極的に情報を発信しながら、各種講座の開設や図書資料の充実、自主学習グループの育成・支援等により一層取り組んでまいります。

また、町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として一層の活用が図られるよう、積極的に支援を行うとともに、町内施設のネットワークを活かした移動公民館事業や、県立図書館等との相互連携による巡回文庫利用などの利便性を図るとともに、引き続き学習機会の拡充にも努めてまいります。

第三に、「芸術文化の振興」についてであります。

芸術活動や伝統文化などの継承活動は、私たちの日々の暮らしに彩りを与え、心豊かで住みよい地域社会を形成する上で欠かせないものであります。近年、音楽、演劇、舞踊や芸術

などの様々な団体により主体的に行う活動が地域に根付きつつあることから、その育成・支援に努め、町内全体で芸術文化の振興が図られるよう取り組みを進めてまいります。また、町公民館や文化会館等の施設を活用し、多くの町民が芸術文化活動に参加したり、優れた芸術文化作品を鑑賞できるよう機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保護・活用については、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形民俗文化財等の保存・活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財保護意識の高揚を図ってまいります。殊にも、郷土芸能については、国の事業を活用した後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、第5次5カ年計画に基づく4年目の発掘調査事業として、外郭南門北地区等の調査を実施し、将来の史跡公園整備に向けた備えを進めるとともに、史跡の活用と情報の発信を図ってまいります。

第四に、「体育・スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興においては、「日本一健康な町やはば」を目指し、町民が生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、仲間と一緒に楽しみながら活動する機会を提供するとともに、スポーツやレクリエーション活動を推進してまいります。

総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の普及に寄与するため、各種スポーツ教室の開催や、会員の自主運営によるサークル活動が軌道に乗りつつあり、全町民に対するスポーツの普及振興の観点から、将来的には、スポーツクラブによる自主運営の実現のため引き続き支援してまいります。

青少年のスポーツ活動については、児童を対象にさまざまな種目を体験させるキッズスポーツセミナー等を通じて、健やかな心身を養い、運動能力や競技力の向上を図るよう努めてまいります。また、県による「いわてスーパーキッズ発掘育成事業」へのチャレンジを促し、本町から未来の国体選手やオリンピック選手の輩出を目指してまいります。

次に、競技スポーツの推進であります。競技力向上のため、町体育協会や各種目別協会などの関係団体と連携しながら選手の育成強化を図り、全国規模の大会で活躍できる選手を輩出するよう指導・支援の体制を強化してまいります。特に、今後を担う青少年層については、将来を見据えたレベルアップを図るため、優れた指導者を確保するなど体制を整備し、競技力の向上に取り組んでまいります。

平成28年に本県での開催が予定されている第71回国民体育大会については、デモンストレ

ーションスポーツであるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の普及・推進を図るため講習会等を開催するとともに、カヌー競技の運営についても、競技役員の養成や各種調査など岩手県カヌー協会と連携して準備を進めてまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。

学校等の施設は、安全な教育環境であることに加え、地域の緊急避難場所としても重要な役割を担っているところであります。町内の小・中学校においては、既に耐震補強改修工事を完了しておりますが、さらに屋根塗装等の維持補修を計画的に行い、教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

また、町公民館等の施設整備についても、維持補修を行いながら活用を図っていくほか、事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者にお願いし、教育環境の充実を図ってまいります。

以上、平成25年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会としての点検評価等も行いながら、矢巾町の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいります。今後とも、議員の皆様と町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

先ほど、そしてただいま行われました施政方針演述及び教育行政方針演述につきましては、後刻印刷の上、配付くださるようお願いいたします。

日程第4 請願・陳情

25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願

25請願第2号 消費税増税に反対する請願

25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願

○議長（藤原義一議員） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。25請願第1号「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願については、教育民生常任委員会に、25請願第2号 消費税増税に反対する請願及び25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願については、総務常任委員会にそれぞれ会議規則第92条第1項の規定により付託します。

日程第5 議案第4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意
を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第5、議案第4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任
に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服
を審査、決定するために市町村は、固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこと
とされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で任期は3年となっております。このたび地
方税法第423条第3項の規定に基づき、豊富な経験と識見もある矢巾町大字白沢第2地割13番
地3、北邦男さんを固定資産評価審査委員会委員に選任するものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の
説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、採決に入りた
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求
めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号 矢巾町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 議案第5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第6、議案第5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザは、幸いにも症状の程度がそれほど重くならないものでありましたが、現在東南アジアなどを中心に飼育されている鳥の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが鳥から人に感染し、死亡する例が報告されております。

今後このような高病原性鳥インフルエンザのウイルスが人から人に強く感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されますことから、平成23年9月に改訂された政府の新型インフルエンザ対策行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、昨年4月27日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が可決、成立し、同年5月11日に公布されております。

同法においては、地方公共団体の責務として、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の定める基本的対処方針に基づき、みずからその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するとともに、当該地方公共団体の区域において、関係団体が実施する対策を総合的に推進することが定められており、同法第37条において市町村対策本部の設置については、条例へ委任されたことから制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第5号 矢巾町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第7、議案第6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び司法法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をするものであります。

その概要であります。更正の請求、徴収猶予の申請等、町税に関し申請により求められた許認可等を拒否する処分及び更正決定、徴収猶予の取り消し等、不利益処分に関しては、矢巾町行政手続条例の適用除外とされておりましたが、地方税法の改正に伴いまして、行政

手続法の規定に基づき処分を行う場合は、理由を提示することとしたものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号 矢巾町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第8、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第5号でご可決いただきました矢巾町新型インフルエ

ンザ等対策本部条例に関連して新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされ、本町がその区域となった場合に、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、国または他の地方公共団体に対して職員の派遣を要請できることとなりました。

その派遣された職員が住所または居所を離れて本町に滞在した場合には、災害対策基本法に定める災害派遣手当に準じて新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができることとされたため、所要の整備をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法及び高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことにより、条例委任された公園施設の設置基準及び公園のバリアフリー基準について所要の整備を行うものであります。

条例委任された基準については、独自基準を設けず、参酌基準である都市公園法及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に基づいた内容となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点質問させていただきます。

まず1点目は、この都市公園条例にかかわる矢巾町の公園は何カ所なのか、名前を教えてくださいたいと思います。

それから、2点目は、説明書を見まして、改正後のところを見まして、町長が今説明したところ、都市公園法が改正されたということで今までのところと障がい者とか、不特定多数の方が入るということで、それが理由ということですが、今までにこういうところで何か事故とかがあったのかどうか、それをお伺いします。

もし、その事故とかはどのように解決したのかが3点目です。

以上、3点をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公園名ということで、都市公園は6カ所ございます。それで街区公園が北川公園、せきあい公園、日時計広場、さくらんぼ公園。近隣公園が流通センターにあります広宮沢公園、鹿妻公園の6カ所で6.65ヘクタールとなっております。

あと2点目の今まで町において事故等があったのかということですが、事故等については、バリアフリーの関係での事故等についてはございません。ですから、3問目もそのとおりでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 公園内のトイレのバリアフリー化といいますか、障がい者、高齢者に対する対応については、どのようにされてきたのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公園内のトイレで特に大きいところは、広宮沢公園につきましては、一部スロープをつけたり処理はしておりますが、あとのところにつきましては、公園等の設備の改修等今回の条例改正をいたしまして、改修等が生じた場合には、バリアフリー化するというような形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第8号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第10 議案第9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、条例第3条に規定する施設の名称及び位置並びに管理を委託する恒久的団体について申請された公民館の敷地1カ所を別表に追加するものであります。

なお、委託する公民館の敷地面積については、矢巾町大字東徳田第11地割216番地及び218番地1で1,350平方メートルとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する

条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第9号 矢巾町コミュニティ施設に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第11、議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法施行令の改正に伴い、道路の占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備が追加となりました。

本町の道路占用料につきましても、道路専用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備を追加し、これらの物件に係る道路占用料を定めるため、所要の整備をするものがあります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 1点だけ質問いたします。

これからのことなのですけれども、今まで無料だったところが820円になるのですか。そ

れで、今まで太陽光とつけているところが何カ所ぐらいあるのでしょうか伺います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

この太陽光発電というのは、大きな設備のことでございまして、道路敷きに設置する場合ということで、今回政令のほうの施行令の改正が行われたものでございます。それで、今まで太陽光発電ソーラーの街路灯とか、そういうものと違いまして、発電設備のほうになります。これは、1件もございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、この2つの議案は、関連がありますので、

会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第11号、日程第13、議案第12号は、一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国有林野の有する広域的機能の維持、増進を図るための国有林野の管理、経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されたことから、所要の整備を行うものであります。

その内容としては、かつて国の経営する企業とされたもののうち、現在も国営企業形態をとっているものは国有林野事業のみでありましたが、このたびこの事業が国営事業でなくなることに伴い、国が経営する企業の表記を削るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第11号 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第12号 矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第14、議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略します。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、南昌トンネル線県道昇格事業に伴い、岩手県に移管される南昌トンネル線道路網の見直しから起終点変更が必要となる土橋地内に存する三枚橋11号線、室岡地内に存する米倉8号線の総延長6,179.4メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付いたしておりますので、ご覧いただきたい

と思います。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第13号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、別紙は省略をします。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、南昌トンネル線の県道昇格に伴い、岩手県から移管となる県道矢巾西安庭線の矢巾町部分について南昌山線として、また道路網の見直しから起終点の変更が必要となる土橋地内に存する三枚橋11号線、室岡地内に存する米倉8号線の総延長7,126.0メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、認定路線の場所については、図面を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第14号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な歳入といたしましては、1款国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税、2款使用料及び手数料の督促手数料、4款県支出金の財政調整交付金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金、7款共同事業交付金、8款財産収入の利子及び配当金、11款諸収入にそれぞれ増額補正を行い、また1款国民健康保険税の退職被保険者等国民健康保険税、3款国庫支出金の療養給付費等負担金、9款繰入金の一般会計繰入金をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の一般管理費、2款保険給付費にそれぞれ増額補正を行い、また7款共同事業拠出金、8款保健事業費をそれぞれ減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,093万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,815万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 町長の命によりまして、議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明をいたします。

詳細は事項別明細書により、款、項、目、補正額、節の順でご説明いたします。11ページをお開きいただきます。最初に、歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,695万3,000円、節にまいりまして医療給付費分現年課税分1,198万3,000円、介護納付金分現年課税分85万3,000円、後期高齢者支援金分現年課税分287万7,000円、医療給付費分滞納繰越分20万円、介護納付金分滞納繰越分40万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分64万円。2目退職被保険者等国民健康保険税△139万8,000円、節にまいりまして医療給付費分現年課税分△111万1,000円、介護納付金分現年課税分△17万9,000円、後期高齢者支援金分現年課税分△27万4,000円、医療給付費分滞納繰越分10万円、介護納付金分滞納繰越分3万円。ページをめくっていただきまして、節でございますけれども、後期高齢者支援金分滞納繰越分3万6,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料8万円、節にまいりまして督促手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金△6,355万1,000円、節にまいりまして現年度分△の同額、説明欄記載のとおりでございます。2目高額医療費共同事業負担金87万1,000円、節にまいりまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄記載のとおりで

ございます。3目特定健康診査等負担金△11万3,000円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、ここの1目のところでございます。現年度分△6,355万1,000円の減額補正をお願いするものでございますけれども、こちらにつきましては、13ページのほうに記載してございますけれども、5款療養給付費交付金、それから6款前期高齢者交付金、こちらの交付金が調整によりふえたことによるものと、国と県の負担割合がここで2%変更に伴う負担額を減とするものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、2目出産育児一時金補助金3万円、同額、説明欄記載のとおりでございます。

4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金87万1,000円、節にまいりまして同額、説明欄記載のとおりでございます。2目特定健康診査等負担金△11万3,000円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。2項県補助金、1目財政調整交付金993万7,000円、節にまいりまして財政調整交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金2,549万円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金3,327万5,000円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金360万1,000円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、14ページでございます。2目保険財政共同安定化事業交付金255万2,000円、節にまいりまして現年度分同額、説明欄記載のとおりでございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万8,000円、節にまいりまして利子及び配当金同額、説明欄記載のとおりでございます。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△173万6,000円、節にまいりまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、ここの減額につきましては、交付額の確定により減となるものでございます。

11款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金250万円、節にまいりまして一般被保険者延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金65万2,000円、節にまいりまして一般被保険者第三者納付金同額、説明欄記載のとおりでございます。15ページにまいりまして、2目退職被

保険者等第三者納付金56万5,000円、節にまいりまして退職被保険者等第三者納付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目一般被保険者返納金3万円、節にまいりまして一般被保険者返納金同額、説明欄記載のとおりでございます。6目雑入42万3,000円、節にまいりまして雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

19ページをお開きいただきます。続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3万4,000円、節にまいりまして需用費2万4,000円、役務費1万円。2目連合会負担金ゼロ円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費ゼロ円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,645万3,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目退職被保険者等療養給付費3,301万5,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。ページを返していただきまして、20ページでございます。3目一般被保険者療養費59万7,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目退職被保険者等療養費25万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,169万8,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目退職被保険者等高額療養費330万7,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして21ページでございますけれども、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金ゼロ円。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金ゼロ円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金ゼロ円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金△105万5,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金△3,274万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、22ページでございます。8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費△42万8,000円、節にまいりまして役務費△22万円、委託料△20万

8,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。2目疾病予防費△1,019万4,000円、節にまいりまして賃金△151万円、旅費△15万円、需用費△9万8,000円、役務費△65万8,000円、委託料△738万4,000円、備品購入費△2万3,000円、負担金、補助及び交付金△37万1,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございますけれども、こちらにつきましては、平成24年度事業、こちらの実績によりまして、それぞれ減額するものでございます。

ページを返していただきまして、23ページでございます。9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金ゼロ円、説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 2点について質問させていただきます。

まず1点目は、ページ数で14ページ、諸収入の延滞金及び過料のところなのですけれども、一般被保険者延滞金250万円載っているのですけれども、これは14.6%の利率でどのくらいの、何年度のものをこのくらい、何件くらいだったのか、その理由というか、どういう状況なのかお知らせください。

それから、2点目は、歳出のほうです。ページ数で21ページ、後期高齢者の支援金のところの△7,859万円、これは財源更正と書いているのですけれども、最初からこういう三角になるものがわかっていたのかどうかというか、何でこんなに大きい金額になるのか教えてください。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの質問にお答えいたします。

1点目の延滞金の関係でございますけれども、これにつきましては、昭和58年からの滞納

者に係る分の延滞金ということになっております。この中のどういう人かと言われても、結局滞納している方々に納めていただいているということでございます。件数とか人数というのは、ここについては特に把握はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） 2点目の21ページ、後期高齢者支援金の財源更正の部分でございますけれども、こちらの部分につきましては、増減ではなく、歳出財源といたしまして更正を行うものでございますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 1点目のページ数で14ページの延滞金のことなのですが、昭和58年から何件かちょっとわからないということなのですが、国保ですので、矢巾町は国保が高いと皆さんから言われるのですが、やはり高いのが理由で昭和58年から延滞している方々が払えなくて延滞金を払って250万円積み重なってという、そういう状況だと思うのですが、延滞金は法律で決まっていますので、やっぱりできないと思うのですが、こういう状況のときに、やはり支払えないのに延滞金ばかり払って、本体はどのくらい徴収されているのですか。高いのが私は問題にしたいと思うのですが、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの件にお答えいたします。

今回の延滞金というのは、古いのは昭和58年からになってはいますが、この増額されたのが全部昭和58年というものではなくて、昭和58年、61年、62年、また平成のほうに入っても11年以降毎年の分ということで、結局滞納されている方々についての延滞金ということでございます。

今現在どのくらい本税等徴収されているかということになりますけれども、1月末現在におきましては、全部合わせまして収入済額とすれば、国保では現年、滞繰分合わせまして4億3,800万円ほど全体では徴収、本税のほうで徴収しているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは補正ですので、反対するのではないのですが、やは

り国保税を引き下げて、幾らでも払えるような仕組みにする必要があると思います。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 21ページの7款の一番下の保険財政共同安定化事業拠出金というのが3,274万円減額補正になっているのですけれども、これは具体的にどういう事業が減になったということなのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

21ページ、保険財政共同安定化事業拠出金の△3,274万円の減ということですが、この分につきましては、事業中身的には30万円以上の医療費給付の分の今回減額でございますけれども、先般と申しますか、9月議会、こちらのほうで1号補正のお願いしたわけですが、そちらに対比しまして、今回伸びが少なかったということによりまして、今回2号で減額補正ということをお願いをするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ページ数で20ページの一般被保険者高額療養費の増がありますけれども、傾向としてどういう傾向があるのかお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

20ページのところで高額療養費の関係でございますけれども、こちらの傾向といたしましては、当然ここの部分につきましては、高額医療分ということで自己負担分を超えた分の医療費の給付の関係になりますけれども、大きいところでは、やはりがん、あとは脳疾患的な、いわゆる医療的に高額になる部分が特に顕著に出てきているというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第15号 平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、2款使用料及び手数料、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金、9款諸収入に増額補正を行い、1款保険料、3款国庫支出金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費に増額補正を行い、4款基金積立金、6款諸支出金を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,572万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,089万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細を説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、前例どおりとさせていただきます。事項別明細書、歳入、11ページをお開きを願います。歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料△139万2,000円、節にまいりまして現年賦課分△179万2,000円、滞納繰越分40万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料5万円、節にまいりまして督促手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金231万6,000円、節にまいりまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金△661万1,000円、節にまいりまして調整交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目地域支援介護予防事業交付金△34万1,000円、節にまいりまして地域支援介護予防事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目地域支援包括的事業交付金81万6,000円、節にまいりまして地域支援包括的事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1,029万9,000円、節にまいりまして介護給付費交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目地域支援事業交付金△39万5,000円、節にまいりまして地域支援事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金263万2,000円、節にまいりまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、1目地域支援介護予防事業交付金△17万1,000円、節にまいりまして地域支援介護予防事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目地域支援包括的事業交付金40万7,000円、節にまいりまして地域支援包括的事業交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金794万円、節にまいりまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

13ページにまいりまして、9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金16万円、節にまいりまして第1号被保険者延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3項雑入、2目返納金1万6,000円、節にまいりまして返納金同額、説明欄記載のとおりでございます。

17ページをお開きを願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費122万9,000円、節にまいりまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、財源更正でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△49万円、節にまいりまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。2目認定調査等事務費△45万3,000円、節にまいりまして役務費同額、説明欄記載のとおりでございます。この件に関しましては、開催回数が減った部分と欠席によりまして、調査事務費が減となっております。

ページを返していただきまして、4項運営協議会費、1目運営協議会費△6万円、節にまいりまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,400万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますが、デイサービスあるいは通所リハビリ等々がふえているための増額となっております。2目特例居宅介護サービス給付費△80万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。これにつきましては、介護認定を受ける前の利用ということで予算計上しておりますが、利用がないということで全額減額をさせていただいております。3目地域密着型介護サービス給付費500万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、小規模多機能型の増ということとなっております。19ページにまいります。4目特例地域密着型介護サービス給付費△10万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目施設介護サービス給付費1,200万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございますが、これは施設サービスの特養関係がふえていることの増額となっております。6目特例施設介護サービス給付費△200万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。7目居宅介護福祉用具費△60万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。8目居宅介護住宅改修費△60万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。ページを返していただきまして、10目特例居宅介護サービス計画給付費△4万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項介護予防サービス等諸費、2目特例介護予防サービス給付費△20万円、節にまいりま

して負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費△120万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目特例地域密着型介護予防サービス給付費△4万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目介護予防福祉用具購入費10万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。6目介護予防住宅改修費60万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。8目特例介護予防サービス計画給付費△4万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料3万円、節にまいりまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、4項高額介護サービス等費、2目高額介護予防サービス費△23万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、2目高額医療合算介護予防サービス費△9万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費100万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。2目特例特定入所者介護サービス費△7万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。3目特定入所者介護予防サービス費△18万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目特例特定入所者介護予防サービス費△3万円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費△162万9,000円、節にまいりまして賃金△60万円、需用費△9万9,000円、役務費△35万2,000円、委託料△52万8,000円、使用料及び賃借料△5万円、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして24ページ、2項包括的事業費、1目地域包括支援センター運営事業費236万2,000円、節にまいりまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございますが、年度当初の人事異動等によりまして、賃金の増額ということになっております。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金△977万6,000円、節にまいりまして積立金同額、説明欄記載のとおりであります。この減額によりまして積み立

てている現在の金額が8,659万9,799円となっております。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金△196万7,000円、節にまいりまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 17ページ、介護認定審査会費の介護認定審査会運営事業なのですが、回数が減ったということですが、この理由はどのようなことでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 介護認定審査会につきましては、月に2回開催を予定して、年24回計画をいたしておりますが、それぞれ認定件数が少なかったりした場合の開催が月1回のときもありますので、その関係で開催回数が減っているということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 20ページの介護予防サービス等諸費の中でかなり減って、予算の補正が減っておりますけれども、どういう傾向なのかお知らせ願います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護予防につきましては、年度当初それぞれいろいろな複数回あるいは重複させたような形の介護予防計画を立てておりますが、その後実際に入った協議の中で別々に開催するよりも一緒に開催したほうが良いというような効率的な部分を勘案しました結果、中身について

は余り変わらないわけですが、開催回数とその部分減ったということで減額ということになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号 平成24年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開します。

日程第18 議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款後期高齢者医療保険料、5款諸収入の延滞金にそれぞれ増額補正を行い、また3款繰入金の一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款広域連合納付金、3款諸支出金の返還金にそれぞれ増額補正を行うこととし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ828万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,402万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 山本住民課長。

○住民課長(山本良司君) 町長の命によりまして、議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明をいたします。

説明は、前例と同様とさせていただきます。それでは、11ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料907万4,000円、節にまいりまして現年賦課分同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△80万5,000円、節にまいりまして一般会計繰入金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金1万3,000円、節にまいりまして延滞金同額、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、15ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金826万9,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目返還金1万3,000円、節にまいりまして償還金、利子及び割引料同額、説明欄記載のとおりでございますけれども、それぞれ歳入補正、かかった分につきまして歳出補正をもちまして後期高齢者医療広域連合のほうへ納付という形の流れになるものでございます。

以上で、議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の詳細

細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ページ数で歳入の延滞金のところなのですが、1万3,000円になっているのですが、何年ごろからか、始まったばかりですので、何件ぐらいあるのか。それから、所得、収入、年金から引かれていると思うのですが、段階、所得段階はどのくらいの方が延滞しているのかお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの質問にお答えいたします。

延滞金のほうの関係でございますけれども、平成21年と24年分、2カ年分ということでございます。これらに係る分の件数とか、階層区分というのは、あえてこちらのほうではとっていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第17号 平成24年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第19、議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款分担金及び負担金の分担金と同じく負担金、7款諸収入の町預金利子にそれぞれ増額補正を行い、8款町債の町債に減額補正を行うものであります。

次に、歳出といたしましては、1款下水道事業費の下水道整備事業に増額補正を行い、1款下水道事業費の流域下水道事業、2款下水道管理費の下水道管理事業にそれぞれ減額補正を行い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ573万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,243万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして、議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細について説明申し上げます。

3ページをお開き願います。第2表、地方債補正、変更についてご説明いたします。なお、説明は、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額のみとさせていただきます。

起債の目的、下水道整備事業、補正前限度額2億5,000万円、補正後限度額2億3,770万円。

次に、事項別明細書によりまして、歳入歳出補正予算の説明をいたします。

なお、説明に当たりましては、前例と同様に進めさせていただきます。11ページをお開き

願います。歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道事業分担金157万2,000円、節にまいりまして下水道事業受益者分担金同額。

2項負担金、1目下水道事業負担金498万7,000円、節にまいりまして下水道事業受益者負担金同額。

7款諸収入、2項町預金利子、1目町預金利子8,000円、節にまいりまして預金利子同額。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債△1,230万円、節にまいりまして公共下水道債△720万円、流域下水道債△510万円、内容につきましては、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

次に、歳出にまいります。15ページをお開き願います。歳出、1款下水道事業費、1項下水道整備費、1目下水道整備事業費27万円、節にまいりまして職員手当等12万円、委託料15万円。

2項流域下水道費、1目流域下水道事業費△508万4,000円、節にまいりまして負担金、補助及び交付金同額。

2款下水道管理費、1項下水道管理費、1目管理費△91万9,000円、節にまいりまして委託料△184万1,000円、備品購入費62万2,000円、負担金、補助及び交付金30万円、内容につきましては、説明欄のとおりでございます。いずれも年度内執行見込みによる補正となっております。

次のページにまいります。4款公債費、1項公債費、2目利子、補正額ゼロ円、財源更正によるものです。

以上で議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第18号 平成24年度矢巾町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第20、議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款分担金及び負担金の農業集落排水事業分担金、6款諸収入の町預金利子にそれぞれ増額補正を行うものであります。

次に、歳出といたしましては、1款農業集落排水施設管理費の農業集落排水施設維持管理事業に増額補正し、3款公債費の公債費利子償還事業の財源更正を行うこととし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,811万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして、議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の詳細を事項別明細書によりまして説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、前例と同様に進めさせていただきます。

9ページをお開き願います。歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金129万円、節にまいりまして農業集落排水事業分担金同額。

6款諸収入、2項町預金利子、1目町預金利子1,000円、節にまいりまして預金利子同額、いずれも説明欄のとおりでございます。

次に、歳出にまいります。13ページをお開き願います。歳出、1款農業集落排水施設管理費、1項農業集落排水施設管理費、1目施設管理費129万1,000円、節にまいりまして需用費140万1,000円、委託料△11万円、内容につきましては、いずれも年度内執行見込みによる補正となっております。

3款公債費、1項公債費、2目利子ゼロ円、財源更正となります。

以上で議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第19号 平成24年度矢巾町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について

日程第22 議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第23 議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第24 議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25 議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第26 議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第27 議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第21、議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について、日程第22、議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第23、議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第25、議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第26、議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第27、議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案を会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号は一括上程することに決定しました。

職員に各議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） ただいま上程されました7議案について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の平成25年度当初予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○町長（川村光朗君） それでは、2ページでございますが、平成24、25年度会計別予算比較表、会計、平成25年度当初予算額、平成24年度当初予算額、対前年度増減額、増減率の順にご説明を申し上げます。

議案第20号、一般会計87億5,110万円、92億4,580万円、△4億9,470万円、△5.4%。

議案第21号、国民健康保険事業特別会計23億8,948万6,000円、23億1,904万7,000円、7,043万9,000円、3.0%。

議案第22号、介護保険事業特別会計16億7,980万8,000円、15億9,626万4,000円、8,354万4,000円、5.2%。

議案第23号、後期高齢者医療特別会計1億5,185万9,000円、1億4,312万8,000円、873万1,000円、6.1%。

議案第24号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計20億6,420万5,000円、17億7,665万6,000円、2億8,754万9,000円、16.2%。

一般会計及び特別会計の合計額でございますが、150億3,645万8,000円、150億8,089万5,000円、△4,443万7,000円、△0.3%。

次に、企業会計、議案第25号、水道事業会計、収益的支出5億4,694万2,000円、5億5,571万8,000円、△877万6,000円、△1.6%。資本的支出3億6,652万1,000円、3億4,226万4,000円、2,425万7,000円、7.1%。

次に、議案第26号、下水道事業会計、収益的支出10億2,608万3,000円、25年度の当初予算額でございます。資本的支出が9億7,230万9,000円ということでございまして、24年度は、それぞれ従前からご説明申し上げているとおりでございまして13億1,657万5,000円、6億8,181万7,000円、51.8%。

企業会計の合計でございますが、29億1,185万5,000円、22億1,455万7,000円、6億9,729万8,000円、31.5%。

この一般会計及び特別会計、そして企業会計の合計、総計でございますが、179億4,831万3,000円、172億9,545万2,000円、6億5,286万1,000円、3.8%ということになります。

なお、後刻設置されます予算審査特別委員会において、それぞれ詳細につきましては、副町長、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上にご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま一括上程しました議案第20号から議案第26号の7議案は当職を除く17名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号の7議案は当職を除く17名で構成する予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会に付託した議案は、3月21日、午後2時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、3月21日、午後2時までに審査を終了し、審査報告書を当職のもとにお届けくださるようお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の招集につきましては、本会議休会后、直ちに本会議場に招集しますので、口頭をもって通知します。

○議長（藤原義一議員） 準備のために休憩をいたします。

午後 3時06分 休会

平成25年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月4日（月）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	沼田良利	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君

商工観光課長 佐藤武君

教育委員長
職務代理者 種田勝君

学務課長 佐々木文子君

代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君

上下水道課長 藤原道明君

教育長 松尾光則君

社会教育課長 立花常喜君

農業委員会
会長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 星川範男君

主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 谷上 哲議員 登壇）

○7番（谷上 哲議員） 議席番号7番、谷上哲でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず最初に、高齢者福祉施設についてでございます。高齢化対策について、特に高齢者向けサービス付住宅に関しては、国は現在の9万戸を2020年までに60万戸につくる計画でございます。また、岩手県は、いわて高齢者住まいあんしんプランで2014年までにサービス付高齢者住宅を現在の698戸から約1,200戸にふやす方針を提示しております。

一方、岩手県の特別養護老人ホームで1施設当たりの平均待機者は、データのとり方にもよりますけれども、約150人ほど、施設によっては400人余りの待機者がいると言われております。こうした点に関して以下について質問をいたします。

第1点といたしましては、本町の高齢者施設、介護老人ホームなどの実態と待機状況について。

2点目に高齢者の福祉施設の建設など、今後の対応について。

3点目に、高齢者サービス付住宅への考え方と今後の対応について伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 高齢者福祉施設についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の高齢者施設の実態と待機状況についてですが、2月末時点での各施設の待機者数は、介護老人保健施設の敬愛荘が定員87名のところ60名、シェーンハイムやはばが定員84名のところ64名、特別養護老人ホーム志和荘が定員87名のところ106名となっておりますが、待機者の中には、入院中や他の施設に入所中の方、複数の施設に申し込みしている方もおられることから、実際在宅での町内待機者数は、各施設合わせて40名ほどとなります。なお、ことし2月開所しましたケアセンター南昌の介護老人保健施設博愛荘につきましては、定員93名のところ19名の入所となっております。

2点目の高齢者福祉施設の建設等今後の対応についてですが、第5期介護保険事業計画期間中においては、施設整備の予定はありませんが、今後の要介護認定者の増加やサービス利用の需要を見きわめた上で、第6期介護保険事業計画策定時に検討してまいります。

3点目の高齢者サービス付住宅への考え方と今後の対応についてですが、この制度は、高齢者住まい法の改正により、高齢者の単身及び夫婦世帯が生活しやすいバリアフリー化、専門家による安否確認サービスや生活相談サービスを取り入れ、安心して生活できる住まいづくりを目的に推進しております。

県内には、サービス付高齢者向け住宅が44カ所あり、うち町内には昨年5月に既存の有料老人ホームからサービス付高齢者向け住宅に変更になった施設が1カ所あります。今後高齢者の増加により、介護保険制度の施設だけでは対応し切れない状況も想定されますことから、町といたしましても登録事業者等からの情報収集により、必要に応じて指導、監督を行う立場の県につなげ、事業の普及啓発に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ご答弁ありがとうございました。ただいまの答弁のとおり施設の受け入れ数に対しまして、実際の申し込み者で示したデータがお答えいただいた待機者の数であるというふうに理解いたします。

ただ、一方において施設にお願いしたい状況であるというにもかかわらず、経済的な負担等やむを得ず家族による、いわゆる在宅介護をせざるを得ないという方もいらっしゃるのではないかというふうに思いますので、この点に関して伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申しあげましたとおり町内の施設の待機者数等お話しを申しあげましたが、今おっしゃるとおり、やはり入所ということになりますと、それぞれの料金がかかりますので、そういう部分でちょっと施設に入られないで在宅という方々もいらっしゃるものと考えております。それにつきましては、在宅には在宅サービスがありますので、介護保険法に基づく在宅サービスを利用させていただくようにこちらのほうでご援助、ご指導しておりますので、ご答弁とさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ただいまのお話にもございましたし、また介護体制に対する国の施策もあろうかと思えますし、また財政面での課題もあるわけですので、一概に申しあげることにはできませんけれども、ひとつ介護の必要な高齢者の対策についても今後ともに温かい目を向けていただきたいということを要望いたしておきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 女性の就業支援に関してでございます。少子化時代を迎えている今日、種々の対策が行われております。こうした中、仕事をしたくても子育てのためにできないという人が多く見受けられます。一方、本町におきましては、次世代育成支援地域行動計画での取り組みの中で児童館の運営に関しては、日中保護者のいない留守家庭の児童の受け入れも行っております。しかし、全ての学年を対象としているわけではなく、具体的に申しますならば、登録児童の学年引き上げを望む声が多く聞かれております。女性の就業支援という観点から以下について伺います。

第1点といたしましては、本町の児童館の利用状況につきまして登録児童と、それから自由来館についてでございます。

2点目に、周辺市町村の登録児童の対応事例について伺います。

3点目に、登録児童、現在の1年から3年までの日中保護者のいない家庭の児童でございますけれども、これに関し学年引き上げ、つまり4年生以上に引き上げる考えがあるかについて伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 女性の就業支援についてのご質問にお答えします。

1点目の本町の児童館の利用状況についてですが、3月1日現在、登録児童数は、徳田児童館41名、煙山児童館89名、不動児童館40名、矢巾東児童館65名、矢巾東こどもの家35名の合計270名で、自由来館の児童数は、徳田児童館23名、煙山児童館63名、不動児童館40名、矢巾東児童館111名の合計237名で使用料は無料としているところであります。

登録児童は、小学校の1年生から3年生までの児童を対象に、平日は午後7時まで、土曜日と夏休み等長期の休校期間には、午前7時から午後7時までを利用時間としており、自由来館児童については、1年生から6年生の児童を対象に、平日は午後4時30分まで、土曜日と夏休み等長期の休校期間には午前10時から午後4時30分までを利用時間としております。

2点目の周辺市町村の登録児童の対応事例についてですが、盛岡市では、市営の放課後児童クラブが13カ所設置されており、利用料は無料で6年生までを対象とし、利用時間は、平日が午後6時まで、土曜日と夏休み等長期の休校期間が午前8時から午後6時までとなっております。

また、紫波町では、町営のこどもの家放課後児童クラブが8カ所と、民間に委託している施設が2カ所設置されており、平日は午後6時まで、土曜日と夏休み等長期の休校期間には、午前8時30分から午後6時までを利用時間とし、それぞれの施設は、定員を10名から50名と定め、4年生以上も登録児童の対象とされております。ただし、定員を超える場合は、3年生までの児童を優先して登録しており、今年度の利用料金は月額3,600円とされております。

次に、滝沢村の状況ですが、地元の保護者が中心となって組織する父母会が運営する施設が12カ所、社会福祉法人が運営する施設が4カ所設置されており、それぞれ村から運営費の助成を受け実施しており、利用時間、利用料金は施設ごとに設定され、各施設とも対象児童は原則として3年生までとされておりますが、実情に応じて4年生以上の児童も利用しているところであります。

3点目の登録児童について、学年の引き上げの考えはあるかについてですが、就労機会の均等化により、共稼ぎによる世帯がふえてきており、それに伴い児童の放課後の預かりに対するニーズが高まっていることは認識しております。本町では、国が示している放課後児童クラブガイドラインで小学校1年生から3年生までの児童を基本とし、例外的に健全育成上指導を要する4年生以上の児童を対象としていること。受け入れ施設規模から対

象児童の拡大は困難であること、加えて新たに財政負担が生じることから、現在のところ学年の引き上げは考えておらないところではありますが、来年度早々にも保護者へのアンケート調査や既に有料化を導入している自治体の状況を把握し、今後の運営方法について検討してまいりたいと存じます。

なお、昨年8月成立した子ども・子育て関連3法案に基づく子ども・子育て支援新制度の中で国からの財政支援により放課後児童クラブの増加及び対象児童を6年生まで拡大することが盛り込まれており、今後制度施行時期を注視し、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 答弁ありがとうございました。

子育て支援というこの問題は、少子化時代の有効な手だてあるいは改善策として重要な施策であると思っております。特にも早朝や夜遅く、また休日や祭日もなく働いて、子育てをしなければならないという要望を持っている人にとっては、極めて不可欠な切実な問題であると思っております。前向きな対応を感じられる答弁をいただきましたので、財政面等の負担もあることは承知いたしますけれども、ぜひ本町独自のサービス機能を感じできるように制度の改善を早急に要望し、質問を終えます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） いじめ、体罰についてでございます。

昨年我が国の教育界は、いじめ問題で明け暮れた感がいたします。ことしに入って大阪市の市立桜宮高校で体罰を受けた後に自殺、一方愛知県の教育委員会は、30の高校で教諭や講師ら52人による体罰を確認したと発表しております。また、全日本柔道連名の園田監督の体罰も報じられました。このように各所で類似事例が相次いで起きております。

県教委は、県の体罰の実態把握を目的に、県内の国立と私立を除く全ての小中学校と特別支援学校に調査実施を通知しております。これに関し、以下について伺います。

第1点目は、平成24年度のこれまでのいじめの実態について伺います。

2点目に、いじめの実態があった場合、どのように対応されているか伺います。

3点目に、前述の体罰に関し、県教委の通知に基づいた結果について伺います。

4点目に、体罰に関する今後の対応について伺います。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） いじめ、体罰についてのご質問にお答えいたします。

1点目の平成24年度のいじめの実態についてですが、各学校では、複数回のアンケート調査や個別面談を実施し、細やかに実態把握を行いました。その結果、ひやかしやからかい、仲間はずれなどが180件報告されております。これらについては、各学校において速やかに指導が行われ、全て解決に至っております。

2点目のいじめの実態があった場合、どのように対応しているかについてですが、まず最初に、各学校において生徒指導主任教諭及び学年主任教諭と担任を中心とした校内体制で状況把握と分析を行い、保護者や関係者、関係機関と連携を図りながら解決に向けた取り組みをしております。

3点目の体罰に関する県教委の通知に基づいた調査結果についてですが、調査は現在教職員、児童・生徒及び保護者を対象に行っており、今までのところ各学校からの体罰についての報告はない状況であります。

なお、調査結果は3月中に県教育委員会に報告することとなっており、後日調査結果が文部科学省より公表される予定となっております。

4点目の体罰に関する今後の対応についてですが、体罰行為は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員は日々の指導において児童・生徒との信頼関係を構築し、体罰を絶対に認めない学校づくりに努めるよう各学校に指導してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

次に、第4問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 教育振興運動に関してでございます。

矢巾町では、教育振興運動に各地区の自治公民館、子ども会のほか、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校や社会教育団体など、数多くの団体機関が参画しております。各実践区や振興区ごとに子どもの実態に応じたさまざまなあいさつ運動やふれあい活動が展開され、子どもたちの健やかな育成に着実な成果を上げております。ことし1月には、花巻市で教育集約の県大会が開催されました。この内容と比較しても、本町の活動はすぐれておりまして、関係者の努力に感謝と敬意を表する次第でございます。こうした観点か

ら以下について伺います。

1点目といたしまして、本町の教育振興運動が今後もマンネリ化せず振興するための活性化策について伺います。

2点目に、多くの町民に理解を促し、全町的な参加体制に向けた取り組みについても伺います。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 教育振興運動についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の教育振興運動が今後マンネリ化せず振興するための活性化策についてですが、教育振興運動は、昭和40年に当時の工藤巖県教育長の提唱によって始められた本県独自の運動であり、子ども、学校、家庭、地域、行政の5者が連携し、地域の教育課題の解決に自主的に取り組むことを狙いとして約50年にわたり各市町村で創意工夫のもと、幅広い運動が展開されてきたところであります。

本町においては、子どもたちに生きる力を育むことを目的に、町内全ての自治公民館、子ども会を初め保育園や幼稚園、小中学校、高等学校、社会教育団体等の幅広い関係機関が連携し、あいさつ運動とふれあい運動を2本柱とした活動を展開しており、その運営体制と活動実績は、県内でも高い評価をいただいているところであります。

議員が懸念されております活動のマンネリ化防止については、平成17年度から県教育委員会の指導により、県内全域で教育振興運動の推進組織や活動の再点検を行うみんなで教振10カ年プロジェクトが進められており、モデルプログラムの作成や年度ごとに事業の計画、実行、評価、改善を行い、事業効率の向上を図るPDCAサイクルの導入など、時代に合わせた改革が推進されております。本町といたしましても、教育振興運動のさらなる前進を図るために県や他市町村と足並みをそろえながら町民への周知、啓発の強化や役員研修の充実、PDCAサイクルの導入等に積極的に取り組み、常に改革への意欲を持って運動を推進してまいりたいと存じます。

2点目の多くの町民に理解を促し、全町的な参加体制に向けた取り組みについてですが、教育振興運動は、学校、家庭、地域が総ぐるみで行う県民運動であることから、多くの方々が立場を超えて思いを共有することと、地域の中で5者を結びつける核となる人材を養成することの2つが特に重要であると考えております。

町では、各自治会の協力により成果を上げているところではありますが、町民の皆様に

教育振興運動の現状や課題を理解していただくため、広報紙等の媒体や関係団体の会議等の場を活用して随時情報提供を行っておりますが、今後より多くの方々に関心を持っていただけるよう各地域のすぐれた活動事例の紹介等も交えながら多様な形で積極的な周知に努めてまいりたいと存じます。

また、核となる人材の養成については、みんなで教振10カ年プロジェクトにおける再点検の中で、特に各地域でコーディネーター的な役割を担う推進幹事の働きが重要と考え、その任をお願いしている自治公民館長の研修に力を入れております。さらに、各自治公民館長の方々にも日ごろから自主的に教育振興運動についての勉強会を行っていただいております。昨年9月には、県の事業である教育振興運動地域活性化研修会を自治公民館長連絡協議会の協力を得て開催し、各地域の推進幹事の方々に大いに理解を深めていただいたところでもあります。

県の研修会は、来年度も開催される見込みであり、町の研修とあわせて活用しながら引き続き核となる人材の養成に努め、教育振興運動の全町的な盛り上がりにつなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） ありがとうございます。

このように地域と連動した、いわゆる5者連携の活動は、とりもなおさず前段述べましたいじめ問題の解消や未然防止にも効果の期待できる活動であると認識いたしております。

本町におきましては、この活動はすぐれており、それだけに今後も順調に推進していただきたくエールを送り、また可能な支援も行っていきたいということをつけ加え、質問を終わります。

学校教育、社会教育、介護、子育ては、私の本日の一連のテーマで人間の尊厳を柱にいたしました。今こそ人こそが大切にされる町政を望むものであります。ありがとうございます。

○議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。

1 問目の質問をさせていただきます。さきの12月定例議会で平成25年度予算編成に対するご答弁及びこのたびの施政方針を受け、平成25年度当初予算につきまして、以下のとおりお伺いいたします。

1 点目であります。財政健全化への取り組みについて、あらゆる手法にて歳入の確保に努めるとありますが、どのような手法なのか、その具体的な取り組みと当初予算にどのように反映されているか、具体的にお示し願います。

2 点目であります。緊急性や費用対効果についてどのように検証し、歳出の徹底した見直しについて具体的にどのように取り組まれ、予算にどのように反映されたのか。政策的な事業の経費を厳選して計上し、財政の規律を堅持しながら着実に実行してまいりますとありますが、本町における財政規律とはどのようなことを指すのか、今後どのような財政運営を目指してまいるのかお伺いいたします。

3 点目であります。補償金免除繰り上げ償還制度を活用し、上下水道事業における町債の借りかえを行うことによって公債費の削減が図られるとのことですが、当初予算にどれくらいの影響が出ているのか。また、今までに借りかえを行った結果、どれくらい削減額になるのか、あわせてお伺いいたします。

4 点目であります。広宮沢第2土地区画整理事業において、保留地の売却の実態と雇用機会創出の効果がどう出ているのか。また、25年度における保留地売却と企業誘致における雇用機会創出にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

5 点目であります。本町の畜産物や菌茸類の原発事故による風評被害について把握している被害額はどれくらいになるのか。今後どのようなサポートを行い、風評被害対策をどう講じてまいるのかお伺いいたします。

6 点目であります。地域懇談会や各種団体、コミュニティ会長などからのご要望、ご提言から予算に反映できるように配慮するとありましたが、これらの要望、提言から予算に反映された部分があるのかお伺いいたします。

7 点目であります。特定健診受診率向上のため、新たに若年層の特定受診を実施するとありますが、受診率が伸び悩む中、若年層の受診率向上対策と期待している効果についてお伺いいたします。

8 点目であります。農業基盤整備事業、農業体質強化整備促進事業に描いている構想実現のためにどのような予算措置を行い、どのような事業効果を期待しているのか。

以上、平成25年度当初予算について8点お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 平成25年度当初予算についてのご質問にお答えいたします。

1点目の財政健全化への取り組みについて、あらゆる手法で歳入の確保に努めるとは、具体的にどのような手法か、また当初予算にどのように反映されているかについてですが、本町自主財源の74%を占める町税の確保については、納税者の深いご理解とご協力をいただき、自主納付意識の醸成のもと、期間内納付が浸透することが第一の取り組みと思慮され、そのためには口座振替の奨励、広告塔への納期等掲示、有線放送及び町広報紙による周知を行いながら町税を確保してまいります。また、受益者負担である保育所運営費負担金及び住宅使用料については、個別納付指導及び口座振替の奨励に引き続き努めてまいります。あわせて国、県などの補助事業等長期最大限活用するため、その要望活動などに積極的に取り組み、特定財源の確保や掘り起こしに努めてまいります。

次に、当初予算に計上した主な自主財源については、対前年度比較で町税0.9%及び保育所運営費負担金0.4%の微増を見込み、住宅使用料は待機者の増加見込みにより3%の減額見込みで計上しております。

2点目の緊急性や費用対効果をどのように検証したのかについてですが、町民の安全を確保する事業及び維持補修事業等については、特に緊急対応を要する事業を優先し、さらに費用対効果の検証については、主に地域産業の振興及び雇用の創出を念頭に置きつつ、各種事業を厳選した上で当初予算に計上しております。

次に、歳出の見直しに具体的にどのように取り組み、予算に反映したのかについてですが、第6次総合計画後期基本計画に計上した事業についても再考し、後年度に先送り、または圧縮可能なものは見直しを行い、経常経費については、原則前年度を超過しないよう予算編成に取り組んでまいりました。

次に、具体的な財政規律と財政指標についてですが、第1に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告する実質公債費比率及び将来負担比率を考慮し、その他経常収支比率及び町債等公債費のプライマリーバランスにも配慮しつつ、予算編成に取り組んでまいりました。なお、実質公債費比率及び将来負担比率については、微減で推移してきているものの、過去に例を見ない大規模事業である駅周辺土地区画整理事業を推進していることから、大幅な指標の好転は期待できないものと推察しております。

3点目の上下水道事業における企業債の補償金免除繰り上げ償還制度の活用に係る効果についてですが、平成25年度における制度について、詳細な制度設計が提示されていないため、当初予算には反映されておきませんが、条件に合致する場合、平成25年度予算執行過程において実質公債費比率を好転するべく適宜に補正予算を提案してまいりたいと存じます。

次に、今までに借りかえを行った結果、当初予算にどれくらい効果があらわれているのかについてですが、利子削減額は当初予算においては1,910万円となります。また、補償金免除繰り上げ償還制度の活用による利子削減額は平成22年度から24年度までの3カ年で1億670万円ほどを見込んでおります。

4点目の広宮沢第2地区土地区画整理事業において、保留地の売却の実態と雇用機会創出の効果についてですが、保留地の業務系は32区画のうち20区画、住居系は66区画のうち43区画が販売済みとなっております。面積比率では、保留地面積10万7,940平方メートルのうち54.81%の5万9,161平方メートル、換地を含めた全体面積29万9,545平方メートルのうち63.71%の19万853平方メートルが販売済み、及び使用面積となっております。

雇用機会創出の効果については、42事業所が操業しており、事業所等へのアンケートの結果、雇員人数1,140人のうち町民が22.3%の254人となっている状況であります。

次に、平成25年度における保留地売却と企業誘致における雇用創出の取り組みについてですが、大型区画について数社から問い合わせや企業立地の候補地に挙げられているとの情報がありますが、契約に至っていないところであり、引き続き企業誘致活動を推進し、契約できるように努めてまいりたいと存じます。

また、企業誘致することにより、必然的に雇用機会が創出されるものと捉えております。

5点目の本町の畜産物や菌茸類の原発事故による風評被害について把握している被害額はどれくらいになるか。また、被害の実態をどのように把握しているのか、今後どのようなサポートを行い、風評被害対策をどう講じていくのかについてですが、被害額は、現在までに畜産関係では121件で2,409万1,876円、菌茸類の原木シイタケが29件で6,770万786円を賠償請求しております。

被害の実態としては、畜産関係では、和牛子牛価格が震災前の水準まで回復したものの、上位等級の枝肉価格の伸び悩みや廃用牛の処理支援による更新の停滞。菌茸類では、若干の持ち直しは見られるものの、菌床栽培シイタケでは約10%、原木シイタケでは約20%を超える価格下落があった時期があるなど、依然として厳しい状態が続いております。

こうした事態へのサポート及び風評被害対策については、JAグループにより成立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導による賠償請求等を行っておりますが、特にも風評被害の影響が大きい原木シイタケについては、産地として生産、販売を継続できる対策を図る放射能に対する知識の習得と反映、生産者の補償を確立させるという3項目を主目的に新たに岩手中央農業協同組合同管内3行政庁及び生産代表者12名で構成する原木シイタケ専門部会放射能対策委員会を昨年10月に設立し、より具体的対策を進めているところであります。

外部への風評被害対策は、県とも連携し、各種イベント等を活用した効果的な安全、安心の情報発信により風評被害の払拭に努めておりますが、社会状況を踏まえながら適宜継続してまいりたいと考えております。

6点目の地域懇談会や各種団体、コミュニティ会長等などからの要望や提言を予算に反映された部分があるのかについてですが、地域懇談会は、現在平成23年度から26年度までに町内を一巡することで実施しております。平成24年度は、11行政区で開催し、361人の参加者をいただき、182件のご提言やご意見、ご質問を伺っております。主なものとしましては、道路整備や除雪の対応、旧矢巾中学校跡地利用の計画や信号機設置などの交通安全施設整備に関する事など、多岐にわたりご意見等を伺っております。

平成24年度の地域懇談会で提言があり、平成25年度で実施を予定している具体的な事業としては、北前野住宅跡地利用について、公園整備の提言があり、予算化しているところであります。

また、各コミュニティからは、各地区の実情に応じて策定されました地区コミュニティ計画に基づき、ごみ集積所や防犯灯の設置など、施設整備等の補助金の要請に対しましてコミュニティ対策費として予算化しているところであります。そのほかにも行政区に貸与するハンドガイド除雪機購入の予算化や道路等の交通安全施設整備事業、協働の道づくり事業、河川、中州雑物除去事業などが挙げられますが、基本的には人件費や扶助費、交際費などのいわゆる事務的経費とされるような経常経費以外の予算については、町民からの要望や提言を反映させ、予算化しているところであります。

7点目の特定健診受診率向上のため、新たに若年層の特定健診を実施するとあるが、受診率が伸び悩む中、若年層の受診率向上対策と期待している効果についてですが、平成23年度の特定健康診査の年代別受診率は、40歳代は25.3%、50歳代は36.0%、60歳代は54.9%、70歳代は58.7%であり、いわゆる若年層と言われる40歳代、50歳代の特定健診受診率は、

他の年齢層よりかなり低い現状でありました。このことから、若年層の受診率の向上が全体の特定健診受診率の向上に寄与することが想定されるため、若年層に対し、さまざまな機会を捉えて受診勧奨を実施することを基本としつつ、一般的に若年層の方々は仕事に従事しているため、日中の受診は物理的に難しいという状況にあることから、受診の都合に合わせて診療機関で受診可能な個別健診のさらなる充実を図ること、そして、勤務終了後の夕方から受診可能なナイト健診を実施することなどにより、若年層が受診しやすい環境を整備してまいります。

これらの事業により、若年層の受診率がある程度向上するものと期待しておりますが、その効果の程度については、実施結果を分析、検証することで見きわめ、次の施策につなげたいと考えております。また、特定健診の受診率の向上は、保険者である本町の喫緊の課題と捉えておりますので、今後さまざまな施策を試行しつつ、受診率のさらなる向上に向け、関係課が一丸となって努力してまいります。

8点目の農業基盤整備事業、農業体質強化基盤整備促進事業に描いている構想実現のためにどのような予算措置を行い、どのような事業効果を期待しているのかについてですが、平成24年度から国庫補助を導入し、実施している本事業については、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化、品質向上等に取り組む上で支障となる農地の排水不良等の農業生産基盤の課題に対して迅速かつきめ細かく対応することによって農業体質の強化に寄与することを目的としており、水田の畑地化に対応するとともに土地利用型の複合経営を推進する地域を中心に54ヘクタール規模の暗渠工事を行うための予算措置として9,350万円を計上するものであり、事業効果として農作物の成育環境及び作業効率の向上に加え、小麦、大豆等の戦略作物の生産促進等を通じて実施対象の各地区における農業競争力の強化が図られ、平成24年度施行の不動地区とともに、本町農業の先導的な役割を担うとともに、その波及効果として本町全体における農業経営基盤が確立されるよう期待しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 1点目と2点目に質問した中から再質問として1点挙げさせていただきます。緊急性や費用対効果を検証し、町民の安全を確保する事業を優先するとあります。費用対効果についての検証については、地域産業の振興、雇用の創出を念頭にする

とありますが、もう少し具体的にどのように検証したのか、再度わかりやすくお答えをお願いしたいと思います。

それから、1点、2点目の中から再質問として2つ目であります。財政の健全化についてであります。計画的に中長期的な計画を策定して取り組んでいると思いますが、現在の具体的な取り組み課題は何かありますでしょうか。

また、今後の財政運営においていつごろが最も厳しく、ピークになるのは何年度ごろになると思われるのかお伺いしたいと思います。これで2点目であります。

それから、5点目に質問しました本町の畜産物や菌茸類の部分であります。ここで再質問の3点目をさせていただきます。被害額の実態は理解できました。ここで知りたいことは、賠償請求は、矢巾町内の賠償請求を取りまとめているところがあるのか。そのほかにも個別の団体などが別に請求をしているところがあるのか伺います。

また、賠償請求額は理解いたしました。が、実際補償された部分は幾らぐらいの金額で何割程度補償されたのか。そして、補償されていない部分は、今後どのような取り組みで補償されるのか。以上、3点目の再質問であります。

それから、再質問の4点目であります。風評被害対策について、東京電力原発事故農産物損害賠償対策岩手県協議会の指導で賠償請求などを行っているのご答弁がありましたが、このことの関係機関、団体との定期的に会合は持っていますでしょうか。持っているとするれば、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

それから、6点目に質問いたしました地域懇談会や各種団体の部分であります。ここで再質問の5つ目をさせていただきます。平成25年度予算に反映されている部分が多くありますが、これらの要望、提言を取り入れられたことは、行政に対する信頼向上に大きくつながっている重要なことだと思えます。これらのことから、このご要望、ご提言の内容は、ホームページなどで情報開示されているのかどうかお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 1点目の検証はどのように行っているかということでございますが、まず予算の編成に当たりましては、町長から町の予算の編成方針が示されまして、各課でそれに基づきまして予算の見積もりをしてまいります。そして、見積もりに当たりましては、当然歳入の見積もりと、それから皆さんからのご要望等を踏まえて各課で検討して、それぞれそこの中でも検討しながら厳正した予算が出されてまいります。そう

した中で、全体的に加味をいたしまして、歳入と歳出で今回今年度におきましても総額で8億2,000万円ほど、どうしても歳入と歳出の差がございます。要するに歳入が足りなくて歳出のほうが多くなるという事情がございますが、そういったものを調整、いろいろ査定をしていくことになっていきますが、その段階におきまして、いろいろな先ほど町長の答弁にありましたとおり、さまざまなことを念頭に置きましてやっておるわけですが、例えばこれからは施設等の補修等が必要になったりしてきますが、そういったことにいろいろお金がかかりますが、そういった中で例えば法制度に基づいて必ず今年度中にしなければならぬものとか、あるいはどうしても壊れて使い物にならないというふうなもの等につきましては、緊急性があるということで特にそういったものを最優先して計上したりしているところでございます。

それから、計画的な取り組みにつきましてでございますけれども、先ほどの町長からの答弁がございますが、いわゆる例えば今現在矢幅駅周辺の整備をしたりしているものがありますが、そういったところにまず集中的な投資をしたり、あるいは健康づくりのほうのところにも集中的に投資をしましょうと。なので、その部分以外のところについては、まず多少我慢をしながら進んでいきたいと思いますというふうなことで、そういったことを念頭に置きながら計画的に進んでいるところでございます。

それから、何年ごろがピークになるかということでございますけれども、現在の起債の償還等を考えあわせますと、駅周辺整備が一段落したころから若干下がってくるのかなと思っておりますので、平成27年、28年ごろには、一番ピークになろうかなということで捉えているところでございます。

以上、ちょっと私のほうからのお答えとさせていただきます。

それでは、5点目の地域懇談会からの提言の内容についてでございますけれども、その提言等ありました内容につきましては、取りまとめたものを冊子にいたしまして、各自治会のほうにも差し上げてございますが、項目数も多いということもありまして、今時点ではホームページ等では開示していないところでありますが、今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 原発事故に関係します損害賠償の関係についての数点のご質問にお答えします。

まず1点目の町内の賠償請求の取りまとめのところがあるかということでございますけれども、先ほど町長が答弁いたしました農畜産物に関しましては、JAグループの岩手県協議会の部分を取りまとめておりますので、そういう意味では、末端のほうになります農協のほうで取りまとめをしながら、それを上のほうに上げているというふうな流れになっております。

2点目の団体等が、個別の団体の部分があるかということでございますけれども、それ以外に、これは原木シイタケの関係になりますけれども、盛岡地方のシイタケ生産協議会というのが個別の団体の部分で組織している部分がありますが、その団体が主になりまして、東日本原木シイタケ協議会岩手県支部という形の中で、要は東北管内で協議会を組織しまして、取りまとめをしながら請求している部分がございます。となりますと、大きくはJAグループの分がありますが、その部分のほかに個別でやっているものもあるということになっております。

次に、実際の補償額についてと、あとその程度、何割ぐらいの補償額かという部分でございますけれども、大きなくくりでございますけれども、まず先ほど町長答弁にありましたように、畜産関係の部分と菌茸類の関係の2つに分けてお話し申し上げたいと思います。まず畜産関係につきましては、請求額の2,409万1,000円に対しまして、補償額につきましては1,744万8,000円ほどと聞いております。そうしますと、率にいたしますと、約72%ほどかなと、こう思っております。この期間の部分につきましては、それぞれの項目では差がありますが、大体平成24年12月末、24年中のもの累計ということになっております。

次に、シイタケ関係の部分でございますけれども、請求額が6,770万円に対しまして補償額が5,284万9,000円、5,280万円ほどということになっておりまして、率にいたしますと約78%ほどということになっております。合計の部分でございますと、まずこれを合わせますと、補償額では7,029万8,000円ほどということで76%ほどの補償額なのかなというふうに見ております。一応これが実態の部分でございますが、ただこれはまだまだ発生していますので、動く数字ということでお含みをいただきたいと思っております。

次に、今後どのような取り組みで補償されるかということでございますけれども、この部分につきましては、いずれ定期的に取りまとめて請求しておりますので、その流れでもって補償されるものと思っております。ただ、最終的な到達点につきましては、今現在はちょっとわからないところでありますが、そのようなサイクルでいくというふうに思っております。

次に、風評被害対策の関係でございますが、関係機関、団体と定期的に会合を持っているか、あるいはどのような取り組みをされているかということでございますけれども、先ほども答弁のほうで話があったわけでございますけれども、昨年10月に原木シイタケの専門部会、放射能対策委員会を立ち上げたわけでございますが、その中には12名の構成員がいるわけですが、その団体の中に農協の中に中央会、全農のほうも入っておりますので、そういったふうな観点からは、全体的な流れも情報収集しながらその部会のほう、委員会のほうに提案しながら検討しながら進めているということになります。

あとは畜産関係等につきましても、同じように情報入手しながら生産部会、部会を中心にしながら適宜会議を開きながら情報提供しながら対策を練っていると、そういうふうな流れになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 再質問ではないのですが、意見としてでございます。私は、1問目に8点、それから再質問でも多くの質問をいたしました。これは、まず実態を知ることが重要との判断からであります。その実態をもとに平成25年度の予算内容の計画につきましては、これから予算特別委員会があるわけでありますので、その中で質問させていただくことといたしまして、以上をもちまして1問目の質問を終了させていただきます。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 村松信一議員の質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き、村松信一議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○3番（村松信一議員） 矢巾型農業の振興について、2問目の質問をさせていただきます。

農水省が平成25年度からスタートすることで計画中の人・農地プランの作成が各地域集落

において作成され、完成間近と思われます。これは、地域特性、地域資源を生かした農業のあり方も明確にする必要もあります。平成30年の岩手医科大学附属病院開院に伴う交流人口の増加、多彩な関連ビジネスが見込まれるわけですが、農業と結びつけた岩手医科大学附属病院への食料供給基地として矢巾型農業の振興が考えられます。多種多彩な新鮮で安心、安全な農産物を計画的に栽培し、加工から物流までを含めた6次産業として安定的に食料として供給することによる農産物供給基地を確立する。このことで雇用の創出、農家の安定収入の確保のために農商工連携による6次産業を目指す矢巾型農業の振興策について町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾型農業の振興についてのご質問にお答えいたします。

現在各集落で策定に取り組んでいる人・農地プランについては、集落や地域が抱える後継者問題と農地の有効活用問題を農業関係者みずから話し合いにより、地域の特性や資源を生かした所得向上に結びつけ、将来の地域づくりを考えることを目的としており、今回の取り組みを足腰の強い農業の再生並びに矢巾型農業の確立につなげていかなければならないと考えております。

そのためには、地域財産である労働力、個々の特技を生かした加工及び栽培技術等を活用した6次産業化の取り組みや安全、安心な産地としてのアピール、平成30年に開業が予定されている岩手医科大学附属病院への地元食材等の供給の実現や交流人口の増加による生産者と消費者との相互理解は、本町産業振興にとって大きな機会であると捉えております。

町といたしましては、実現はしませんでしたでしたが、薬学部開校等を控えた平成18年及び第2次事業が開始された平成22年に事業機会の確保について要望した経緯を踏まえつつ、岩手医科大学附属病院へ食材を提供している業者等から食材品目、数量及び価格面等の情報の収集に努めながら町内産、農産物等の販売について今後予定している農協との事前協議をもとに商工関係者との連携を含めた生産組織協議会的な組織の設置を検討してまいりたいと考えております。

また、営農組合による野菜、園芸栽培の取り組みを発展させ、集落営農のさらなる活性化を図ることを目的として、平成21年度に設立された矢巾地域集落営農園芸協議会へのさらなる参加を促し、生産量の確保を図るなど、優位販売につなげていきたいと考えております。

6次産業化についても女性や若手農業者、営農組織、産直団体等のリーダーを対象に6次産業化参入への動機づけや活動の支援に向けた研修会を計画し、農村環境改善センター及び

農業構造改善センターの両施設の農産物加工実習室等の利活用を促すなど、関係機関、団体が一体となり、情報提供及び事務支援を行うことにより、雇用機会の創出や農家所得の向上につなげていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） この矢巾型農業の振興についての食料基地として成功に導くには、私の考えとしては、最低3部門が必要と考えます。まず一つは、商社的機能の交渉窓口、取引全般であります。それから、2つ目には農産物生産体制であります。それから、3点目は、加工及び物流、ロジスティクス体制であります。

まずは1つ目の商社的機能の交渉窓口について説明いたします。商社的な機能窓口に行政、商工会などが中心となって推進する必要があると考えます。大きな消費先ができるわけですが、岩手医科大学附属病院が求める食材は何か、食材の提供、供給のあり方、消費量などについて実態を把握し、協議する必要がありますが、これらの取引全般の交渉につきましても、行政や商工会、農協などが一体となっていけませんと難しいわけでありまして、これら難しい部分を行政、商工会が中心となり橋渡しをする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

それから、2つ目であります。農産物の生産体制であります。農協、農家の皆さんの全面協力が必要なわけでありまして、現在岩手中央農協野菜部会の矢巾支部には、211名の方が参加されておりまして、50町歩の野菜畑で31品目の野菜類を販売用に生産しております。また、矢巾町には、農家の自家用消費の食料などをつくる畑を含めまして412町歩ございます。それから、果樹園が73町歩ございます。そしてまた、冬場の生産としては、ビニールハウスがございます。これはおおむね500戸で1,000棟あるようでありまして、ですから、要するに農家の方は、販売先が確保できれば、農産物の生産ができる体制が整っているわけでありまして。

それで、3点目の加工ロジスティクス関係についてであります。大きな市場が開けた場合、当然加工場ロジスティクスが必要となりますが、室岡の町有地に候補地として挙げられると思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 村松議員のご質問にお答えいたします。

まず商工会あるいは農協等農業団体が一体となっていて、その先導的な役割が必要だというご

意見、ご質問なわけでございますけれども、この考えにつきましては、おっしゃるとおりというふうに認識しております。そこで、先ほど町長答弁にもございましたように、過去にも同様なご質問があったわけでございますけれども、町といたしましては、いずれ町長答弁にもありましたように、医大参入に伴う農産物の活性化、それに限らずそういったふうな部分につきましてはの考え方は一環してお話ししてきたわけでございますけれども、ここでまず各団体の意向を確認しなければならないなということを第一義的にまず考えております。まず構想としてはそのような環境づくりの部分につきましては、取り組まなければならないというのはあるわけでございますが、まず実際の生産者の意向の部分ですけれども、考えはいろいろ聞きますけれども、実際的にはどのような本当に考えの部分を持っているかというのをやっぱり第一義的にそこを考えた上で進めていきたいというふうに考えておまして、そこで各生産者全員というわけにはいきませんので、各協議会、各集落の代表の方々なりをしっかりとその中でお話しをしながら考えにつかまして確認をしながら進めていきたいというのがまず考えでございます。

いずれ基本的な考えにつきましては、おっしゃるとおりというふうに理解しておりますので、そのような体制にできるようにどのようにやったらいいか、今後検討しながら進めていければというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

失礼しました。あと3点目の加工施設でございますが、それはそういったふうな機運が高まった形の中で販売するための6次産業化的なものに結びつけるものでは、加工施設等も必要になってくるわけでございますけれども、その候補地的なものとしたしまして、3ヘクタール用地の部分、これも一つの選択肢かと思っておりますけれども、それはそれといたしましても前段言いましたように、まずは地域のほうの意向の部分を確認しながらその機運を確認した形の中で検討できればなというふうに思っております。

当然ながらそれと合わせるためには、つくったものの販路というのは、当然ながら必要になってくるわけでございますけれども、非常にちょっと難しい要素はありますけれども、でもこの部分につきましては、あらゆる情報をとりながらそれぞれ企業とも交渉するなり、そういった接触するなりした形の中でアクションを起こしていかなければなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

(「ごさいません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

次に、15番、米倉清志議員。

第1問目の質問を許します。

(15番 米倉清志議員 登壇)

○15番(米倉清志議員) 議席番号15番、米倉清志でございます。

ことしの冬は、例年になく降雪量が多く、寒さも厳しい上に凍結による被害や経済活動、市民生活も大変難儀していましたが、はや3月の声とともにフキノトウも見られ、春の訪れも間近の気配が感じられます。3月定例議会において、開会に当たり川村町長から平成25年度の施政方針が示されましたが、本町発展のために資する方針として計画どおり進めることを望むものであります。

私は、旧矢巾中学校跡地利用について、企業誘致と町有地の活用について、それぞれ町長にお伺いいたします。

まず最初に、旧矢巾中学校跡地利用について、4点に分けて順次お伺いいたします。かつて龍澤学館から私学の中学校開設に伴い、旧矢巾中学校の校舎及び校庭を借用したいとの申し込みがあり、さまざまな角度から議論され、商工業を初めとする経済効果や農産物の消費等、本町の発展に大きく寄与すると期待が寄せられていましたが、諸般の事情により中学校開設が断念されたことはまことに残念な思いをしておるところであります。

しかしながら、その後本年1月には、旧矢巾中学校跡地について当局から矢巾町議会全員協議会において説明があり、その内容によりますと、龍澤学館から専門学校として定員40名の看護学校系3学年、120名、さらには順次介護医療系などの4学科を開設し、平成32年には総定員数560名で最終的には医学系福祉大学の開学を目指すとの提案があり、町では、跡地利用の新たな提案として現校舎を解体し、更地にして旧矢巾中学校跡地の有効利用を図りたいとの説明がありました。

町の活性化、発展には大きな力となるものと思われまます。町長の平成25年度の施政方針演述でも触れておりますが、跡地利用は重要な課題であります。町の発展のためには多大なメリットがあるものでありますが、前向きに検討すべきと思うが、どうかお伺いいたします。

本町には、不来方高校、北日本高等専修学校、岩手県立産業短期大学校、岩手医科大学

と、近隣に類例を見ないほどの学園都市として、その陣容は内外に存在感を示しています。他市町村の方々も一様に本町の発展を羨望の目で見ていたことが伺われます。さらに、旧矢巾中学校跡地への専門学校進出の計画は、学園都市としての陣容に相まって、さらに発展の礎になるものと信じてやまないものでありますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、現在の校庭利用について、野球やソフトボール、サッカーなどに使用しておりますが、夜間照明灯を含め町民の憩いの場、避難場所、公園等の整備、町民が誰でもいつでも使用でき、体力向上につながるスポーツ運動場としての活用方法についてお考えをお伺いいたします。

次に、ことしになって矢幅駅西口にはケアセンター南昌が開院し、駅西口開発の一大拠点として着々と町並みの形を整えつつあります。これは、町と地元の方々、関係各位の長年にわたる努力によるものであります。この専門学校の計画については、町の発展に時を得た勢いが必要であります、まさに今がそのときであります。最終的には、福祉大学の開学に伴い、さまざまな効果が期待され、多くの人の交流による町のにぎわい、買い物客の増加による消費力の向上、究極的には関連企業の誘致など、経済効果も大きく、それによってスーパーマーケットなどの進出についても弾みとなり得るものであります。

さらには、人口増などによる農産物の消費、住宅関連の需要など期待されるが、お考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中学校跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の旧矢巾中学校跡地利用は、重要な課題であり、町の発展のためには多大なメリットがあるもので、前向きに検討すべきと思うが、どうかについてですが、龍澤学館においては、昨年9月、県の私学審議会に提出していた中学校設置計画書を諸般の事情により取り下げ、町に対しましても本年1月に私立中学校開設を取り下げることの申し出があり、同時に私立中学校開設の申し出をした当時から専門学校や短期大学の開設構想もあったことから、矢巾町の理解が得られるのであれば、新たに医療系、福祉系の専門学校の開設をできないかとの提案があり、1月30日に議会全員協議会において龍澤学館からの提案を説明させていただきました。

町といたしましても跡地の利用については、町の利益に資する観点から、教育施設として有効活用することが望ましいと考えておりましたことから、専門学校が開設された際の

地域への経済波及効果について試算したところ、定住や交流する人口に係る直接効果のほか、直接効果に誘発されて他業種にも広がる波及効果を含めた約3億2,400万円が少なくとも毎年度地元経済へ還元されるのではないかと推測され、専門学校開設による教育施設としての活用を期待しております。

2点目の旧矢巾中学校跡地への専門学校進出の計画は、学園都市としての陣容に相まって、さらに発展の礎になるものと信じてやまないが、その所見はどうかについては、将来にわたって活力ある町の維持、発展は、交流人口の増加に負うところが大きいものと考えております。県立不来方高校や北日本高等専修学校、県立産業技術短期大学校、岩手医科大学の開学による変化を見るように、新たに専門学校が開設されることにより、若者が集うことで活気がみなぎり、地域経済への経済波及効果も見込まれ、町の活性化に寄与するものと考えております。

3点目の校庭や夜間照明灯を含め町民の憩いの場、公園等の整備、体力向上につながるスポーツ運動場としての活用方法については、龍澤学館からの今回の提案は、旧校舎部分の敷地を活用したいとの提案であることから、グラウンドについては、町民のために、夜間照明施設も含めて社会教育施設として位置づけ、運動場として活用してまいりたいと考えております。

4点目の専門学校、最終的には福祉大学の開学に伴い、さまざまな効果が期待され、人の交流、町のにぎわい、消費力の向上、関連企業の誘致など、経済効果も大きく、スーパーなどの進出も進み、農産物の消費、住宅関連の需要など期待されるがどうかについては、町では専門学校が開設されることにより、若い交流人口や定住人口が増加し、地域に活力が満ちて、活性化につながることや開学後には図書室や教室、講義室などの施設開放が見込まれ、学校機能が地域に還元されることによる専門的な学習や講演会の開催などにより、知識の高揚が図られるほか、校内販売などを通して地域の農産物、加工品などの販売も見込めることから、駅西地区など、地域へ大きく還元されると期待をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ご答弁ありがとうございます。旧矢巾中学校の跡地利用について、2点について再質問いたします。

跡地の一部分を借地として龍澤学館が校舎を建設するとしていますが、その規模につい

て、面積など、どの程度か。また、運動場の活用、利用方法などはどのように考えておるのかお伺いしたいと思います。

また、跡地利用については、専門学校の開設により他業種にも広がる波及効果を含め、毎年度還元される直接効果も大きなものがあるとのことであります。町民の方々を初め私どもも大きな期待を寄せているところであります。この専門学校建設の意義について考えてみますと、本町初め全国規模で年々高齢化が進んでおります。介護施設や老人ホームなど、収容できる施設では、入所希望者が年々増加し、1施設につき待機者は100人とか150人とか先まで待つような状況にあります。また、入居施設の不足とともに、介護士やヘルパー、介護福祉士、認知症などに対応する有資格者が大変不足している現状であります。

これらのことを考えていくと、介護関係者の養成は急務であります。この専門学校の開設は的を射た計画であり、歓迎すべきものであります。人材の育成、地域の活性化を含め、実現に力を入れていくべきものであります。私どももできる限りの支援をしていきたいと思うのであります。ご見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学館で示されております専門学校等の面積等につきましてでございますが、現在の予定でありますと、旧校舎が建っている敷地について借用して計画をしたいという申し出がございます。

それから、運動場につきましては、いろいろ諸般の事情ということでございますが、先般の9月の議会によりまして議会のほうでグラウンドの使用につきましての意向がございましたことを捉えまして、学館のほうでも専門学校等につきましては、グラウンドの必置要件がないということでございますので、そういった町の事情等も加味をいたしまして、グラウンドの必要のない専門学校というような考えで提案がございました。ということでございますので、先ほど町長からの答弁にもございますとおり、グラウンドについては、社会教育施設といたしまして活用して、町民のために活用していきたいものと、こう考えているものでございます。

それから、2点目のところでございますが、町長のほうからも答弁いたしましたとおり、やはりそういった若い世代といいますが交流することによりまして、何人かにおきましては、矢巾町にアパート等に生まれたりとか、そういったことである程度の定住人口が毎年発生するなど、そういった波及効果がありますし、当然学生あるいは先生方等が消費活

動を行いますので、そういった意味では、地域にそういった消費活動に伴います経済波及効果等も考えられると。それから、先ほども答弁にありましたとおり、学校施設の開放等も見込まれてございますので、そういった面での地域への貢献も考えられると思っております。

そういった意味合いを捉えまして、町といたしましては、そういった専門学校の開設がされることにとりましては、大変有意義なものであるものと捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○15番（米倉清志議員） 2問目でございますが、私は企業誘致と町有地の活用についてお伺いいたします。

広宮沢第2土地区画整理地内、矢幅駅西口地内等に企業誘致のため、町長初め関係者の多くの方々が総力を挙げていることに敬意を表するものであります。このときに至り、現実化している矢巾スマートインターチェンジの計画は、広宮沢への企業誘致に大きな力となります。また、矢幅駅西の開発とともに、看護系の専門学校の誘致にも大変に有効と思われれます。急がれる企業誘致については、注目しているところでありますが、その誘致状況や情報活動についてお伺いいたします。

次に、現在岩手県内の企業誘致の現状については、政府の景気浮揚対策により、誘致企業も大幅に増加している現状であります。本町は立地条件等有利と思われることから、情報収集や誘致活動の予算を大幅に増額し、機会を逃すことなく早期の誘致、契約に全力を挙げるべきと思うが、お考えはいかがお伺いいたします。

次に、不動地区にある3ヘクタールの町有地活用については、先輩諸氏や同僚議員からも再三にわたり提案をしておりますが、以前はJA不動支所近辺の商店で日用品や食料品の買い物ができました。現在は、年配者を初め地域の方々は買い物にも不自由している現状にあります。このことから、不動地区の町有地に農業振興対策の一環として農機具の展示即売会、農業実習施設や生産加工場、野菜、果物などの直売所、日用品の買い物ができる店舗の開設、地域の方々のふれあいの場、四季折々の祭りや音楽会など、各種イベントの開催による地域の活性化及び冬期間や雨天時にも使えるように体力向上にもつながる室

内運動場も兼ねた施設等の整備計画についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 企業誘致と町有地の活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の企業誘致状況や情報活動についてですが、広宮沢第2地区土地区画整理事業において、保留地の販売状況については、先ほど村松信一議員にお答えしたとおり、保留地の業務系は32区画のうち20区画、住居系は66区画のうち43区画が販売済みとなっております。面積比率では、換地を含めた全体面積29万9,545平方メートルのうち63.71%の19万853平方メートルが販売済み及び使用面積となっております。

矢幅駅西地区土地区画整理事業の保留地は、28区画のうち15区画、町有地は23区画のうち10区画が販売済み、3区画が貸し付け地となっております。面積比率では、保留地面積1万5,395平方メートルのうち67.58%の1万404平方メートル、町有地を含めた面積2万7,585平方メートルのうち68.85%の1万8,991平方メートルが販売済み及び貸し付けとなっております。

次に、情報活動についてですが、岩手県商工労働観光部企業立地化及び岩手県東京事務所企業立地観光部並びに在京盛岡広域産業人会等から情報収集しているところであります。そのほかにも町内既存企業を訪問することにより、既存企業の施設の拡張あるいは関連企業の企業立地の情報を収集しており、さらには広宮沢第2土地区画整理組合と役場関係課によるウエストヒルズ広宮沢入居促進連絡会議を2カ月に1回定期的に開催して、情報交換を行い、販売の促進を図っております。

2点目の情報収集や誘致活動の予算を大幅に増額し、早期の誘致、契約に全力を挙げるべきと思うがについてですが、企業誘致における予算は、昨年度と比較して94万7,000円増額し、主な内容として企業誘致のための普通旅費、県企業誘致推進委員会及び盛岡広域企業誘致推進事業等への負担金、企業立地奨励利子補給金であります。今後においても、情報収集に万全を期し、企業訪問を継続しながら一刻も早く保留地の完売を目指し、全力で企業誘致に努力してまいりたいと存じます。

3点目の不動地区にある3ヘクタールの町有地活用についてですが、平成23年第1回議会定例会で米倉議員から遊休地へのドーム型運動場の建設についての一般質問でもお答えしているところでありますが、当該地は市街化調整区域であり、農業振興地域となっていることから、農業関係以外の開発はできない地域でありますので、以前から地域住民の皆さんと意見や情報交換を行いながら町有地の有効活用を検討してきたところであります。

ご提言の農機具や農産物の販売等、イベントを開催できるような複合施設の整備計画についてですが、周辺居住者の利用する日常サービス店舗等の建築を目的としたものや農畜産物等直売施設など、市街化調整区域でも面積など制限はありますが、建設可能なものもあることから、複合施設についても都市計画制度との調整を図りながら地域の皆さんと議論してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） 本県の経済界の情報や新聞報道による県内の誘致企業状況によれば、さまざまな業種の企業は、景気の回復に向けて活発に投資を進めています。県内においても30社とか、四十数社にも上る進出が計画されているところで、近年になく多くなっていることでもあります。今が本町においても政府の景気対策と合致した誘致活動が最も重要なことでもあります。保留地の早期完売を目指し、多くの情報を集め、総力を挙げていくことが求められます。打つべき手段は徹底して行い、正念場として捉え、契約に結びつけていくことが求められますが、再度お考えをお伺いするものであります。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。非常に今安倍内閣が発足して、円安、株高にもなっておりまして、企業にとっては非常に好条件な機会となっております。そこで、先ほど町長が答弁したとおり、あらゆる機会を捉えて、うちのほうでは情報収集をしておりますし、既存の立地企業からも情報を集めまして、拡張など、そういうふうな状況も伺っておるところでございます。その情報が非常に重要なことから、ぜひとも今答弁しました東京の事務所もしくは県の企業立地課とか、岩手県の広域産業人会、盛岡広域産業人会のほうの情報のほかにも議員各位からの情報をいただきまして、今後の企業誘致に全力を尽くして頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

米倉清志議員。

○15番（米倉清志議員） ありがとうございます。

不動地区の3ヘクタールの活用についてであります。ご答弁の中に、複合施設など市

街化調整区域にあっても、さまざまな活用方法があるとのことであります。不動地区の活性化に向けて長年にわたりいろいろな提案が示されてきましたが、地域が望む利活用方法を探り、地域の方々からもいろいろな意見を提言があると思うことから、そのことをもとに議論を重ねながら最善の対応をしていただきたいと思います。再度お伺いしたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の答弁にもありましたとおり、そういった可能性を含めながら地域の皆さんと議論をさせていただきたいと思っております。先般も不動地区の懇談を持たせていただきましたが、そういったところでより有意義なお話が出ていただければいいかなと思っておりますし、私どものほうでもいろいろ考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で15番、米倉清志議員の質問を終わります。

○15番（米倉清志議員） 大変ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 次に、4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。私は、2点につきまして質問をし、それぞれ町長の所見をお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、ウエストヒルズ広宮沢の事業完了に向けた取り組みについてお伺いをいたします。広宮沢第2地区土地区画整理事業、いわゆるウエストヒルズ広宮沢の事業完了に向けた今後の取り組みについて所見をお伺いをいたします。

平成25年1月現在の土地販売状況は、業務系、住居系合わせて5万9,161平米、率にして54.81%となっており、残地面積は4万8,779平米、45.19%であります。現在までの借入金は22億2,200万円であり、そのうち13億2,200万円を返済しておりますが、いまだ9億円の借り入れ残高があり、組合にとって大変大きな負担となっております。今後保留地をいかにして早期に完売するかが事業完了に向けての大きな課題であります。しかし、土地利用については、準工業地域、特別業務地区という位置づけのため、学校、病院、老人ホーム、

福祉施設、パチンコ店等は建設できないという規制があり、事業系の販売が思うように進まない大きな要因になっていると思われます。したがって、早期に事業を完了し、組合の解散を実現するため、例えば介護施設など社会的にニーズのあるものについては、建設できるよう用途規制を変更するための取り組みが求められていると思いますが、用途規制の変更についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員のウエストヒルズ広宮沢の事業完了に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

広宮沢第2地区土地区画整理事業は、広宮沢地区と一体性のある工業、流通業務起点を整備し、流通機能の集約を目的とし、平成14年度から事業着手、翌平成15年度から保留地の販売を開始、販売強化に努めているところであります。広宮沢第2地区は、岩手流通センター並びに広宮沢地区とともに岩手県及び盛岡広域都市計画区域マスタープランにおいて、北東北の拠点都市を目指していく中で特別業務地区として位置づけられております。この特別業務地区では、娯楽施設や学校、病院、福祉施設並びに図書館等が建設できない地区としており、これは地区内における建築物の建築に関する制限を定めることにより、当該地区周辺の交通体系等の特性を生かした土地利用の増進、環境の保護等を図り、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、盛岡市とともに平成7年に条例を制定したところであります。

都市計画は、土地利用、建築の際のルール等、多くの要素について相互の関係を考慮しながら中長期的な視野に立って策定するものであります。ご質問のありました流通センター地区につきましては、地区全体として特別業務地区の変更に対する要望等受けておりませんが、今後状況把握等に努め、地区全体として変更等の必要が生じたときは、県、盛岡市とも協議をし、変更手続を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） ウエストヒルズは、平成15年から保留地の販売を開始したということですが、昨年度といたしますか、平成24年度までで10年間経過をしております。10年間で先ほども一般質問でお話ししましたが、全体の合わせて54.81%が販売をされてい

るわけでございますけれども、業務系の残地が4万1,364平米、46.27%、居住系が7,415平米、40.01%、合わせると約45%が残地になっておるわけでありまして、保留地だけ見てもですが、そのほか換地も合わせるとかなりの面積になるわけですが、まず今現在の組合の解散といいますか、事業完了を目指していくには、何としても保留地の販売が大きな課題になっていくだろうというふうに思います。

先ほど米倉議員の質問にもありましたが、経済状況が徐々に上向いてきているというふうな状況の中で展望はあるわけでありまして、しかし10年間かけて、確かに15年間デフレの状態がずっと続いてきましたので、そういった意味では、町長のトップセールスを初め組合としてもラジオ、テレビを使って宣伝をする、コマーシャルかなり流しておりますし、それからホームページでも開設をしながら販売に努めているというふうな効果があらわれてきていることは間違いなくと思いますけれども、しかしあと5年で30年3月31日までの認可がおりているわけですが、今回の事業計画は、3回にわたって変更はしているわけですが、あと5年間でこれを保留地販売を完済をするということになれば、相当な努力をしなければ厳しいだろうというふうに私自身は思うわけでありまして。

先ほど町長からお話あったのですが、米倉議員の質問の際に答弁がありましたけれども、業務系が20区画販売済みだと、残が12区画、居住系は66区画中43区画、これも販売済みですので、残っているのは23区画、かなり努力をして企業誘致に努めてきたことについては、この間ずっと議会の中でも報告がございましたし、いろいろな質問に対しても少しずつではありますけれども、着実に販売がされているということは、私も承知をしております。特にここ二、三年は、平成22年は32社の業務系の入居でありましたけれども、昨年度は44社にふえているということで3年で12社ふえているということで、これについては、先ほど言ったようにトップセールスの効果が十分出ているだろうというふうに評価をしたいわけでありましてけれども、しかしやっぱり準工業地域という位置づけになっているというふうなことでございますので、この特別業務地区というのは、かなりの制約があるということもお聞きをしております。

特にも病院等とか、それから福祉施設、介護施設も含めてそういうものの建設ができないという非常に厳しいいわゆる規制があるというふうなことで町長の答弁では、広宮沢地区全体、いわゆる流通センターも含めて規制がかかっているわけですが、その用途変更の希望がないというふうなことで、今の段階では用途変更まで踏み込んでやるということはないようでありましてけれども、しかし先ほどから私言っているとおり、かなり

厳しい状況の中でこの販売に努めてきてはおりますけれども、必ずしも経済状況が上向いたからといってすぐに売れるというふうなことでは、それに結びつくということでは厳し
いだろうというふうに思うわけであります。したがって、そういう観点から言っても、早
期に流通センターも含めたいいわゆる用途変更について検討する時期に来ているのではない
かというふうに私自身は思うわけでありますけれども、まず1点そこについての見解をお
聞かせを願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

厳しい情勢下の中の早期に流通センターを初め、もう検討の時期に来ているのではない
かということですが、この間いろいろな業務関係ということで準工業地域プラス
特別業務地区というのと広宮沢第2につきましては、もう一つ地区計画と3つ用途が重な
っております。それで、その中でやはり流通業務系を主体とするという形で今まで考えて
おりましたので、それらで今進行しておりますが、やはり先ほど町長答弁でもありまし
たが、流通センター地区として特別業務をかけている関係上、それらの流通センター内及び
広宮沢第2地区等から町長答弁にありますように、やはり要望等が出てきた際には、検討
する時期になるのではないかという形で、今時点でちょっとまだ掌握しておりませんので、
今後さらに掌握しながら、そこについては詰めていきたいというように考えております。

ちょっと時期的なものについては、そういう要望等が来たならば、やはりすぐ検討等を
始めていくという形になろうかと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 要望が来た段階では検討するというふうなことでありますけれど
も、そういう話し合いの場というのは、今の状態ではないものなのではないでしょうか。まずその
ことがちょっと私自身は何か要望を待っているということになれば、あくまで受け身の体
制でやらざるを得ないというようなことで、そういうふうに聞こえるわけですが、例えば
流通業務地区の中でかなりの規制があるわけですが、当然必要ではないなというのも見
てあるのは確かです。例えばカラオケボックスとか、キャバレー、料理店、ナイトクラブと
か、劇場、映画館、この部分については、あるいはボーリング場とか、スケート場とか、
マーチャン屋、パチンコ屋とかというのは、あえてこれはあの地区には必要ないと思いま

すが、病院とか、あるいは共同住宅、寄宿舍または下宿とか老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム、これらについては、何とか用途規制をすれば、この部分を何とか誘致できるような体制をとれば、保留地の販売も弾みがつくのではないかというふうに思うのですが、そういうふうな話し合いの場というのは、今までも持たれてきたのか、あるいはこれからどうなるのかちょっとわからない部分がありますので、その辺についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えを申したいと思います。

今そういう話し合いの機会と申しますか、ないのかというようなご質問だったわけですが、先ほども答弁の中でちょっと触れましたが、雑談的には、もう五、六年になりますか、毎年1回か2回はあります。そういう困ったと、何とかしてくれないかと。いやいやいいですよと、要望があれば、盛岡市と一緒にあって県のほうに要望してまいります。ただ、そのとおりにいくかは別として汗を流しますということは私のほうからいつもお伝え申し上げておるわけですが、正式にはその後全然ない実態でございます。会ったときは、そういう話は雑談的には出るわけですが、ではしっかりひとつお願いしますというような話をしますが、実態としては、その後音沙汰がないといったような状況がずっとここ四、五年続いておりますし、さらにやっぱりそういう問題、私らも大変心配しておるわけですが、たしか昨年暮れも理事長、専務理事と懇談を持ちまして、そういうこともいろいろ話し合った経緯もあるわけですが、今のところ先ほど申し上げたような状況にあるということだけをお話し申し上げましてお答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 町とすれば、要望があれば動くということでございますので、その辺はこれからの動きがどうなるかわかりませんが、いずれいつでも動ける体制はとれるということで受けとめましたので、そういうときには、ひとつ前向きに検討しながらやっていただきたいというふうに思いますが、現在町でも土地利用の情報はかなり頑張って情報収集に努めるというのは聞いておりましたけれども、業務系が2011年から12年にかけて15件ほど寄せられていると。それから、住居系については、19件が同じように問い合わせがあるというようなことで、徐々に照会件数はふえているというふうなこともお聞きして

います。それで、15件の業務系の中で、昨年12月19日に重機レンタル会社と契約は結べたと、このうち1件なようですけれども、結べたということで、これは非常に朗報なわけですけれども、それから住居系についても同じくやっぱり12月17日ということなようですが、1件契約がされたということですが、今どの程度の、これは恐らくそんなに大きくは変わらないかもしれませんが、現状と、それからその見通しについてどのような交渉と申しますか、折衝がされているのか。そして、見通しとすれば、どの程度契約がうまくいきそうかというような話があれば、お話をお聞きして終わりたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 武君） それでは、私のほうからただいまのご質問についてお答えいたします。

現状でございますが、その問い合わせにつきましては、確かに現在ふえております。ただ、業者さんのほうからお話を伺いますと、ウエストヒルズ広宮沢は、非常に県内でも立地条件がいいと、なぜかという、スマートインターの関係、医大の関係、それから沿岸のほうに行く徳田橋のかけかえの関係とか、ですからウエストヒルズ広宮沢を中心に秋田、青森のほうに行くのには非常に利便性が高いというふうな情報というかいただいておりますが、ちょっとなぜ契約までに至っていないかという、ちょっと他の地域よりも、場所よりも値段が高いというふうなことで、今それが非常にネックになっておまして、ですから今後発展する矢巾町のこういうふうな将来的な環境を見据えて、来てくれる会社をお願いしたいなというふうな状況でございます。

それで、問い合わせとか、そういうのを今大区画のほうも1万6,000平米の保留地ありますが、3つ、4つほど来ておりますが、現在その会社が独自で買うということは、ほとんど今ないような状態で、どこかに買ってもらって、そこに後でリースとして入るというふうな業態のほうに変わってきております。

そういうふうな状況でございますので、うちらとしても全力を挙げて保留地の売却を考えておりますし、町長を初めトップセールスをしながら何とかこっちのほうに誘致するというふうなことで頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今後の見通しでございますが、見通しといたしましては、はっきりこのくらいは大丈夫だよというふうなことは言えないわけですが、何としてもその1万6,000平米及び8,000平米の大区画を大手企業さんのほうにそれこそ売却を早目にやりたいなとい

うふうに頑張っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） わかりました。本当に頑張っているというのは、かなりわかるわけですが、この事業完了をするためにどの程度の費用が今現在必要なのか、その点だけお聞きしたいわけですが、保留地だけだと12億円ぐらいの残地が残っていると聞いております。それから、換地も含めると三十数億円必要だという話もされたように私記憶していますが、どの程度の費用が組合解散に向けて必要なのか、そこだけお聞きをしたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） ただいまの質問にお答をいたします。

まずは保留地の販売は、今お話がありましたとおり12億6,600万円の計画で5年延伸してございます。相当たるそのほかの事務諸経費、利息の支払い等を含めまして、約17億円、18億円程度の経費が今後見込まれるというような状況で変更を認可を受けました。

以上、お答といたします。

○議長（藤原義一議員） 山崎道夫議員の質問の途中でございますけれども、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き山崎道夫議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目の質問を行います。

2問目については、旧矢巾中学校跡地利活用についてであります。旧矢巾中学校の跡地利活用について、町民が何を考え、どういうことを要求しているのか、調査、研究するため、昨年1月20日に10人の議員で矢巾中学校跡地利活用調査研究議員連盟を立ち上げ、町民の声に耳を傾けながら多面的に調査、研究を進めてまいりました。それをもとにしなが、それぞれ一般質問の中で政策提言を行ってまいりましたが、町長は旧校舎の有効活用が図られると

して龍澤学館ありきの姿勢を貫いてまいりました。しかし、ことし1月に龍澤学館が中学校開設を取り下げたことにより、既存施設は解体することが明らかになりましたが、このことにより町長が一貫して主張してきた現在の施設を有効活用するため教育施設として再利用することが最善の方法であるとした考えは、根底から崩れたと指摘せざるを得ません。以上の観点から以下お伺いをいたすものであります。

1点目であります。跡地利用は白紙になったと理解するのが妥当と思いますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。町長は、常に対話の中から町民の皆様が何を求めているかを見出しつつご意見を尊重しながら誠心誠意取り組んでいくと言われていたと思いますが、今こそ町民アンケートを実施し、跡地利用について町民がどのような意向を持っているのか調査した上で町民の意に沿った活用方法を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目でございます。土地の利用は、町の活性化につながる活用方法を検討していくと思いますが、私たちが提言している例えば屋内スポーツ施設やジョキングコースなどの新たな整備について前向きに検討していただきたいと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中学校跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の旧矢巾中学校の跡地利用は、白紙になったと理解するのが妥当と思うが、どうかについてですが、龍澤学館から旧矢巾中学校の跡地について私立中学校を開設したい旨の申し出があり、今まで協議をしてまいりましたが、昨年9月の町議会においてグラウンドの利用について反対の意向が示されたことから、龍澤学館では、県の私学審議会に提出していた中学校設置計画書の取り下げがなされました。町に対しましても、本年1月に私立中学校開設を取り下げることの申し出があり、同時に私立中学校開設の申し出をした当時から専門学校や短期大学の開設構想もあったことから、新たに矢巾町の理解が得られるのであれば、グラウンドが必置条件となっていない医療系、福祉系の専門学校を開設できないかとの提案があり、1月30日に議会全員協議会において説明をさせていただきました。

町といたしましても、従来から町の利益に資する観点から教育施設として有効活用することが望ましいと考えておりますことから、新たな教育施設の活用方法として進むことが望ましいと期待をしております。

2点目の今こそ町民アンケートを実施し、町民がどのような意向を持っているのか調査し

た上で町民の意に沿った活用方法を考えるべきと思うがどうかについては、町としては、今までも説明してきておりますが、旧矢巾中学校の跡地利用については、さまざまな方々から提言があり、多目的公園やスポーツ施設としての整備、高校や大学、看護師や介護士養成学校などの教育機関の誘致、老人施設などの福祉施設や生涯学習施設などとして利用、宅地開発による分譲、現在地での矢巾中学校の建てかえなどの提案があった中で、町の利益に資する観点から検討して教育施設が望ましいと考えたところであり、地域懇談会や矢巾中学校建設委員会、行政区長、コミュニティ会長会議などで教育施設として有効活用することを説明をしております。

今までの説明では、中学校の開設としておりましたが、専門学校についても教育機関の一つであり、また高校や大学、看護師や介護士養成学校などの教育機関の誘致も検討していた経緯から、町民の皆様方にも理解をいただけるものと考えており、町民アンケート調査については、考えておらないことをご理解賜りたいと思います。

3点目の矢巾中学校跡地利用調査研究議員連盟が提言している屋内スポーツ施設やジョギングコースなどの新たな整備について前向きに検討していただきたいと思うがどうかについては、町としては、地域経済への波及効果などにより、町の活性化につながるよう教育施設として活用することが望ましいと考えておりますので、旧校舎部分については、龍澤学館から提案をいただいた専門学校として貸借し、グラウンドについては、夜間照明とあわせて社会教育施設として活用することが最も有効な方法であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 何点か再質問させていただきますが、まず1点目でありますが、町として龍澤学館に跡地利用について計画変更をするよう要請したということはあったのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

私ども議員連盟が聞き及んでいるところでは、この提案というのは、1月30日に全協に出されたわけでありましてけれども、説明資料として出ました。青写真も何もない、いわゆるどのような活用方法をするのかも全くわからない中で看護学科、定員40名、3学年で120名を平成27年4月3日に開設をしたい、こういう話であります。さらには、順次4学科を増開設をして、平成32年には収容定数を560名とする。将来的には医療系福祉大学への移行を目指した

いという壮大な、いわば中学校の跡地全部を使って、全部というのは校舎が建っている部分を含めてでありますけれども、屋内運動場については使用しないということははっきりしたわけでありますけれども、これだけの物すごい教育機関なわけです、560名となれば。しかし、自治会にもまだかかっていないということが聞こえてきました。本当にそれだけの計画を立てるとすれば、もっとしっかりとした構想があつてしかるべきですし、それから私ども質問書を出しておりますが、いわゆる建学の精神とか、あるいは開学に向けてのしっかりとした方針があつてしかるべきでありますけれども、それが全くないということは、まだ単なる話としか受けとめられないというのが私の、あるいは私ども議員連盟の実感であります。

そういう観点からいきますと、本当にこれが実現性がある話なのかということが非常に疑問を感じざるを得ないというのが正直な話なわけであります。そういうふうなことからいって、果たしてどの程度この話が机上の空論ではなく実現性があるものなのか、もっとしっかりとした計画書を示していただかなければならないというふうに思っております。そうでなければ、選択肢の一つにもなり得ないというふうに私は厳しく指摘をしたいというふうに思います。

また、私ども1年1カ月前に、去年の1月20日に議員連盟を立ち上げました。これは、何回も言ってきましたが、これだけの土地が矢巾町の中で、いわゆる町民の共有財産として今後も生み出せないといえますか、出てこないだろうというような観点から、非常に利便性の高い、使い勝手のいい土地でありますから、例えば龍澤学館に貸すとしても、そのほかの部分で町民も使えるような施設もやっぱりあわせて考えるべきだというようなこともあつて、絶対駄目だという観点からではなかったのですが、多面的にいろんな方面から研究しようということでこの間1年1カ月かけてやってきました。

結果として、昨年9月にはこの運動場の使用については、まだ条例を議論するには早過ぎるという観点から反対をしたわけでありますけれども、今回の提案の中にありますが、中学校を諦めたというのは9月に町議会においてグラウンドの利用について反対の意向が示されたということが大きく私の質問の答弁書にあります。しかし、この前の1月30日に説明があつた際には、現在の校舎を使って中学校を開設するには、改修費が相当かかるということもあつたわけですが、その話の中で。しかも、話ばかりではなく、この説明文の中にもあつたわけでありますけれども、1つには改修費が膨大にかけると。それから、耐震診断の結果なわけでありますけれども、結果的に龍澤学館は700万円を使って耐震診断を独自にやったというのでも聞いております。ほとんどが震度6強にはもちろん耐えられない状況なわけですから

ども、相当な補修をしても難しいと、膨大な費用をかけても何年もつかわらないと、そういう判断のもとに中学校の開設を諦めたというのが本当の理由ではないかというふうに私は捉えておりますけれども、そういうことから考えると、費用対効果から考えて、とても無理だという判断を彼らはしたのではないかというふうに推察されるわけでありましてけれども、そういうふうな状況の中で中学校の開設を諦めたとすれば、まさに白紙に戻ったという捉え方が最も妥当ではないかというふうに思っています。

そういうふうなことをずっと考えていきますと、例えば先ほど私が言ったような利用計画あるいは開校の計画がしっかりとしたものが出てこない限りは、まだ机上の空論としか捉え切れない部分がありますので、その部分をどういうふうに町当局として捉えているのかお聞きをしたいというふうに思っています。

それから、現在の中学校の屋内運動場は、以前からこれは決まっていることでありましてけれども、取り壊しをするということが、これはもう既成の事実なわけでありましてけれども、その跡地の利用について、私ども議員連盟が提案している屋内スポーツ施設、こういうものを近い将来検討する、そういうふうな町当局の考えがないのかどうか。私は、いろいろな町民からの意見をお聞きをしながら、さまざまな施設の建設についても検討してきました。手分けをしながら検討したわけですが、何としてもやっぱり矢巾町に不足しているのは、スポーツ関係の施設ではないかと。あるいは町民が憩いの場とする公園ではないのかというようなことで、この機会にぜひ室内運動場をスポーツ施設として建設をする、そのことを真剣に考えていただけないのか。

そして、先ほど私が言ってきた龍澤学館による計画書が出た段階でしっかりしたものが出た段階で、それも検討の素材になるだろうと。そして、私たちが言っている部分についても町当局が真剣に捉えていただいて、それについても十分に検討していただけないものかというふうにこの間思ってきたわけでありまして、そういう意味では、先ほどお聞きした部分も含めて、それからこれからの矢巾中学校の跡地の活用についてももう少し町民が主体的に使える部分もやっぱりこの際ですから、しっかり考えてもらうということについてどのようにお考えなのか所見をお伺いしたいと思います。これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからかいつまんで簡潔にお答え申し上げたいというふうに思います。

まずこの第1点の龍澤学館に中学校を取り下げて、あるいは専門学校等の建設に対して要

請したのかどうかというようなご質問があったわけですが、これについては、そういうことは一切ございません。

そしてまた、それぞれ今いろいろお話があったわけですが、まず最終的には、この詳細な計画書、これにつきましては、今後煮詰まらさると思いますので、龍澤学館のほうには強く要請をしまいたいというように思っております。

それから、2つ目の今体育館の跡地、取り壊した後の跡地につきまして、今それぞれ議員連盟等々の話し合いの中で屋内のスポーツ施設でございますか、これらにつきましての今ご意見があったわけですが、今詳細に校舎跡地のどの部分をどうなのかということは今後詰めまして、この体育館の跡地につきまして、そのようなことであれば、検討をさせていただきたいというように思っております。

なお、これらにつきましては、2月14日付で議長さんのほうから質問が35項目にわたってあったわけですが、これらにつきまして回答と申しますか、2月28日付で議長さんのほうに提出しておりますので、今後それらにつきましてもいろいろご覧になって議論を賜ればというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 私も矢巾中学校のこの一般質問は、今回でたしか4回目だと思いますが、その間もいろいろ反対討論もやったりいろいろありましたが、初めて町長の言葉としてスポーツ施設等についてもいろいろ総合的に検討しながらそれについても検討の素材にしていきたいという話がされました。初めてそういうのを聞いて、実現してくれればいいなどいうことを私は強く思ったわけですが、いずれにしても、この専門学校開設についても、回答書は出したということでございますが、まだまだ解明を図っていかなければならない点があるだろうというふうには思います。これについては、当然町当局は受けて立ってくれるだろうというふうには思いますが、拙速に結論を出すのではなく、そしてまたまだ理事会もやっていないような状況の中で5月に返事を欲しいという、そういう龍澤学館の厚かましいそういう態度に対しては、一切私たちは妥協することなくやっていきたい。

つまり十分に議論をし、これからの町の方向性あるいは町民がこのグラウンドを含めた矢巾中学校の跡地をどう利用するかということについて、もっともっと意見を聞きながら、本来であれば、町民アンケートをとって意向確認をしてもらわなければならないと思っていま

すが、いずれ現段階ではそういう考えはないということですが、この問題については、まだまだお互い議論をして、研究をして、政策提言もさせていただきますし、その上に立って最良の方向性を見出していければなというふうに思っております。

そういうことからいって今回については、町長の前向きな答弁をお聞きしたことによって、私たちがまたこれからどういうふうな形でこの問題を捉えていくかということについて十分に検討しなければならないと思っておりますので、そのことを申し上げて、今後さらに議論をし合っていきたいものだということを表明し、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。義務教育の充実について質問させていただきます。

子どもの権利条約がつくられ、二十数年経過していますが、労働基準法改正などの影響で親の雇用形態が変化し、子どもの貧困が深刻化されています。教育委員長は、国や県の動向を踏まえながら本町の学校教育においては、本町教育目標の具現化に向け、学校教育の諸施策の推進に取り組んでまいりますと教育行政方針が示されましたので、以下3点についてお伺いいたします。

1、県教育長が小学校3年生、4年生の少人数学級の充実を表明しましたが、当町はどのように取り組んでいく方針でしょうか。

2点目、子どもが中心の命を大切にす教育としていじめ防止対策はどのように対処してきたのか。また、今後どのように対処していくのかお伺いいたします。

3点目、就学援助は、生活保護基準に該当する要保護者と市町村がそれぞれ認定する準要保護者に対して行われております。準要保護の認定基準、申請方法や就学援助の給付内容などの運用は市町村が決め、市町村ごとに違います。教育基本法第4条や子どもの権利を生かした就学援助制度の拡充が必要と思いますが、どのように考えておられますか。また、この制度は、ことし8月からの生活保護基準引き下げにより影響があると思いますが、どのように考えられているかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

(教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇)

○教育委員長職務代理者(種田 勝君) 14番、川村よし子議員の義務教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の県教育長が小学校3年生、4年生の少人数学級の充実を表明したが、当町はどのように取り組んでいくのかについてですが、県教育委員会は、少人数学級について、平成25年度から小学校3年生、平成26年度からは小学校4年生について、市町村教育委員会の選択制で導入する方針を決めたところであります。来年度本町の小学校3年生において、35人を超える学級は見込まれておりませんが、今後転入等により学級の人数が35人を超える場合は、導入の方向で検討してまいりたいと考えております。

2点目の子どもが中心の命を大切にす教育として、いじめ防止対策はどのように対処してきたのか。また、今後どのように対処していくのかについてですが、平成24年第3回議会定例会で山崎道夫議員にお答えしたとおり、本町では教育施策の重点として豊かな人間性を育む組織的な児童・生徒を支援体制の確立を掲げており、各学校では道徳の時間や学級活動等により、個々を認め合う人間づくりといじめが起りにくい環境づくりを進めてきております。今後は、引き続きいじめに関するアンケート調査を実施するほか、児童・生徒と担任教諭やスクールカウンセラー等との個別面談を実施するとともに、各学校において生徒指導に係る研修会の実施などにより、校内体制の充実と関係機関による一層のいじめ防止対策に取り組んでまいります。

3点目の教育基本法や子どもの権利を生かした就学援助制度の拡充が必要と思うがどうか、またこの制度は8月からの生活保護基準削減により影響があると思うが、どう考えるのかについてですが、教育委員会では、学校教育法第19条により就学援助要綱を定め、学用品等の援助をしており、今後も申請があった場合、あるいは必要であると認めた場合には、家庭状況を把握し、対象者に援助してまいります。

また、生活保護費の中の生活扶助基準額が本年8月から減額される見込みであると報道されておりますが、本町では、平成25年度は、国の就学援助制度の取り扱いに準じて対象者の困窮状況を把握しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番(川村よし子議員) 数点質問させていただきます。

まず1点目は、少人数学級についてですけれども、県の教育長は、質問したとおり表明しておりますけれども、導入するというを各市町村に委ねるということですから、矢巾町では、今の子ども数を見ますと、小学校は来年度は対象にはならないような人数になっていますけれども、導入するとき、もし1人、2人ふえて導入するようなどときには、少人数学級ですよ、私は少人数学級が適当だと思いますけれども、少人数指導ではないですよ、それをまず1点目お伺いします。

それから、2点目は、就学援助についてですけれども、答弁の中に引き続きいじめに関するアンケート調査を実施するほかとか、校内体制の充実と関係機関による一層のいじめ防止対策に取り組んでいくという答弁をいただきましたけれども、その引き続きということは、親に対し、また子どもたちに対してアンケートをとっているというふうに理解してよろしいですか。もし、とっていたならば、どのような結果なのかお伺いします。

さきに質問されました谷上議員には180件とかという答弁がされていたと思いますけれども、結果を再度質問いたします。

それから、3点目、その就学援助のことなのですから、家庭状況等を把握して、対象者の援助をしてみたいということなのですから、私の資料をいろいろ見ますと、平成25年度は国の対策で削減というか、今受けている方はそのまま引き続きやられるような方向です。平成26年、27年度はどのような影響が出ると考えておられますか、それが3点目です。

それから、4点目、この就学援助のことで準要保護比率がここ10年間、どんどん、どんどん上がってきております。親の労働条件がどんどん変わってきていますけれども、家庭の通学している子どもたちの家庭の状況を調べたことがありますか。もし、調べているならお知らせください。

以上、4点質問させていただきます。

○議長（藤原義一議員） 佐々木学務課長。

○学務課長（佐々木文子君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、少人数学級として対応してまいります。

2点目でございます。いじめについてのアンケート結果ということでございますが、前の議会でも答弁しておりますが、24年度のいじめのアンケート調査結果でございますが、先ほど130件というふうにお話をいたしました。小学校、中学校とも延べ13回のアンケートあるいは聞き取り調査ということで行っております。大体1校当たり2回から3回ということで、

それは毎年行ってまいります。

その結果もでございますか、アンケート結果でございますが、小学校においては148件、それから中学校においては32件でございます。その内容といたしましては、冷やかし、からかい、それから仲間はずれといったところが小学校の大部分でございます。それから、中学校におきましては、ぶつかられる、叩かれる、けられるなどといったところが大部分でございます。そういったところで延べ130件という内容になってございます。アンケートも引き続き毎年行ってまいります。

それから、3点目の就学援助費の関係でございますが、平成25年度は、そのままの状況で対応していくというふうに申し上げました。ということで国の方針の国の基準に基づいて年度当初にそういった状況の把握された対象者につきましては、25年度はそのままの状況で対応いたします。

それから、26年度、27年度ということで生活保護法の基準が下がるというふうに報道されております。現状の段階で矢巾町の就学援助を受けられている方から見ますと、その3年間でおおむね8.8%の減、いわゆる8.8%の方が打ち切られるという予想がされます。そのような可能性がございます。世帯数でいいますと、大体15世帯ぐらいというような予想が立てられるところでございます。

4点目の準要保護世帯等の家庭状況を把握しているかというところでございますが、先ほど申し上げましたように、今後と申しますか、今まで経済状況等でそれらを反映してずっとふえてきているというような状況でございますが、そういったそれぞれの申請された家庭につきましては、所得状況あるいは民生委員の意見等を踏まえて聞き取りを行った結果、判定をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いいたします。

就学援助についてお伺いいたします。先ほど3点目に質問した準要保護世帯の収入状況を調べているかということは、やっぱり準要保護世帯だということは、収入状況を調べるということで矢巾は近隣の町村と比較しても見劣りするような就学援助制度です。例えば盛岡市、滝沢村、紫波町と比較しても、生活保護基準の1.3が近隣の町村ですけれども、矢巾町は1.2です。その状況で把握して、それからこれも民生委員の承諾とか、そういう状況とかという

のは必要ないと思うのですけれども、そこも問題ですけれども、私は今そこを問題にしませんけれども、全国的に母子家庭の方、それから4人世帯で子どもが2人いる方でもここ生活保護基準を引き下げられると平均で2万円、年間2万円の収入が減るという状況、そういう情報もあります。それで、収入が低いところ、経済的に苦しい家庭の子どもたちが学用品とか、それから矢巾は給食費は自己負担になっていますけれども、そういう就学援助にかかわる基準額を目安が低くとか削減されるという報道もされております。ですので、先ほどは答弁ありませんでしたけれども、平成26年、27年の人数的に15世帯といえますけれども、その状況を具体的にやはりここで明らかにしてほしいと思います。

ちょっと岩手日報の論壇にありましたが、ちょっとここに岩手日報の論壇、2月の初めなのですけれども、今の若い子育て世代の方たちの収入が15年ほど前に比べて、年収、月額約8万円も減少しているという状況が載っています。小学生以上の子どもを持つ家庭の教育費は、年収の約40%になるという、そういう状況です。ですので、この生活保護切り下げが就学援助ばかりではないですけれども、就学援助にはすごく負担になるものです。ですので、ぜひとも家庭の状況をリアルにお願いします。

○議長（藤原義一議員） 佐々木学務課長。

○学務課長（佐々木文子君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まずは国の生活保護基準、生活扶助の関係でございますが、3年で7.3%減らされるということで決まっております。それから換算いたしますと、先ほども申し上げましたが、矢巾町の場合に、今1.2という数字でやっておりますが、15世帯、いわゆる8.8%の減が見込まれるということになります。金額で申しますと216万円ぐらいというのが計算されます。1世帯当たり14万円程度ということになるかと思えます。もし、減額といえますか、その基準にそのまま計算するのであれば、今の状況でそのように計算がされます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは、就学援助については、町長に質問させていただきます。

先ほども課長には質問しましたけれども、近隣の町村と比較しましても、生活保護基準の1.2の基準になっていまして、近隣と比較しても0.1低いです。ぜひとも近隣の町村と同じに1.3にする必要があると思えます。平成26年、27年のことも考えて、またその生活保護基準が引き下げられないとしても1.3にするべきと考えます。これは町長に質問します。

それから、いじめのことです。いじめのことなのですけれども、これは質問なのですけれども、教育委員長に質問させていただきます。教育長に……

(「職務代理者」の声あり)

○14番(川村よし子議員) 教育長に質問させていただきます。

人はなぜいじめをすと思いますか、そのことを質問させていただきます。

そして、私たち日本共産党では、提言を出しました。そのことをちょっとお話しさせていただきます。それがまず1つは、ちょっと提言の中で今の労働条件、こういう社会の中でもいじめがあるのではないかということで、子どもの生活が忙しくなったと、遊ぶ時間が減ってきているということも原因の1つではないか。それから、2つ目は、子どもたちの孤独感の強さ、人間は社会的な動物であり、人と人との間で生きる喜びなしに生きていけない辛いものですというような、そういうところが今の子どもたちの社会にはあるのではないかということでいじめのない社会をつくるためにということで提言をいたしているのですけれども、そのいじめのない社会にするにはどうするかということで4つの提言もしています。

1つが、管理教育の問題です。子どもを大人と同じ尊厳を持った一個の人間として尊重せず下に見て、力で支配したり、管理しようとする管理教育、その下で人間扱いされなかった問答無用で殴られたなどと子どもの人間性が踏みにじられてきました。今体罰が大きな問題になっているという、そういう教育基本法とか子どもの権利条約に沿った教育が必要ではないかというところを指摘しています。

それから、勉強が嫌いなのがストレスになっているのではないかという、それを嫌いな子どもでも学校に行けば楽しいというところをわからせる教育が必要ではないかということでできる子、できない子により分ける仕組みになっているということで多くの子どもが劣等感を与えないような教育、私は教育者ではないですのでわからないですけれども、劣等感を与えない教育、どうすればいいのかわかりませんが、そういうところもあるということを私たちでは提案していますので、ぜひとも実現してほしいものだと思います。

それで、先ほどの人はなぜいじめめるのかというところを質問いたします。

○議長(藤原義一議員) 松尾教育長。

○教育長(松尾光則君) まず1点目の就学援助費の1.2を1.3というご質問でございますが、来年度は今年度と同様に対応してまいりますと委員長職務代理者が答弁したとおり、25年度、26年度には、状況を見て対応してまいりたいと答弁しておりますので、理解していただきたい。

それから、人はなぜいじめをするのかと、非常に大変重要な質問で私も何とお答えしたらいいのか、ちょっと理解に苦しんでおりますが、ひとつ言われておりますのが、子どもが自分の考えを発散できない状況が続いてきて、そのうっぷんが個人の攻撃のほうに回っていると、社会の構造的な変化によるものだろうと。これが大きな原因ではないかと言われておりますが、今日本共産党の教育部会のまとめですか、ということよろしいのですか、それとも矢巾町の共産党ですか、いろいろお話しされましたけれども、子どもの運動不足とかというのは、今現時点ではもう既に言われていることでございます。これは何かというと、社会の大きな問題であると私は認識しております。つまり子どもが集団の中で遊ぶ機会がもう既に奪われております。したがって、家庭に入りまして、ゲームとか、そういったような機器で個人的に遊ぶような機会がふえておりますので、当然集団の中での生活というのは、不足してきております。それが学級内で、あるいは地区内で孤立化の傾向が出てくると、そういうところからのいろいろな問題点が噴出してきているだろうというふうなことが言われております。

それから、管理教育の中で子どもたちが自分の意見を曲げられているというご指摘でございましたが、これにつきましては、私は矢巾町においては、そういう教育を、教育長8年目でございますが、1度もそういう話を学校長にしたことはございませんし、きょうの第1番目に谷上議員からのご指摘のとおり、地域と子どもと保護者と地域と、そして学校と、そして教育委員会が5者連携のもと地域で子どもを育てるという活動をしておりますので、私は矢巾町の子どもたちは非常にそういう意味では、伸び伸びと生活しているのではないかなというふうに思っておりますし、学力向上によって個人がゆがめられるというふうなお話ありましたけれども、私は矢巾町ではそういうことはないと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 児童館、（仮称）高齢者生きがい施設、図書館、資料館の充実についてお伺いいたします。

1、放課後対策事業の1つである煙山児童館は、数年前から利用対象の児童がふえていることから、早期にマンモス化を改善する必要があります。新入園児が入る4月からは、狭いところに登録児童100人を超す規模になることが予想されます。矢巾中学校跡地の旧校舎は、

まだ利用がはっきり決まっていません。子どもを広いところで伸び伸びと生活させることが今求められています。土地、建物とも町の所有です。昭和63年築の校舎を児童館として利用できないのかお伺いいたします。

2点目、高齢者の1人、2人暮らし世帯が多くなっています。孤独死、餓死など問題になり、自治会組織や老人クラブ、婦人会などに頼ることも必要ですが、みずから1人、2人高齢者たちがみずからスポーツ、カラオケ、趣味、手芸、おしゃべりに集える（仮称）高齢者生きがい施設を考える必要が今あるのではないのでしょうか、どのように考えますか。

3点目、徳田、煙山、不動の歴史も後世に伝えることや合併後半世紀の矢巾町の歴史を後世に身近に伝えることができる資料館、図書館が必要と考えます。現在の図書館は、蔵書が約4万冊で近隣の町村と比較しても見劣りしない蔵書になってきています。しかし、社会教育施設としての図書館や資料館の充実が立ちおくと私は考えています。ですので、旧矢巾中学校の建物を利用できないのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 児童館、（仮称）高齢者生きがい施設、図書館、資料館の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目の放課後対策事業の1つである煙山児童館を矢巾中学校跡地の旧校舎に利用できないのかについてですが、煙山児童館の登録児童数は3月1日現在89名となっており、国が示している受け入れ規模のガイドライン70名を超えている状態であります。このような状況を踏まえ、第6次矢巾町総合計画後期基本計画に煙山児童館の分離事業を計画しているところであり、平成27年度までに実施する予定であります。煙山児童館の分離事業については、児童の移動に伴う安全確保が必要と捉えており、児童館は煙山小学校の周辺に整備すべきと考えていることから、旧矢巾中学校跡地の旧校舎を利用する計画は持ち合わせていないところであります。

2点目の高齢者世帯がみずから集える場所を考える必要があると思うがについてですが、現在町では、要介護認定を受けていない高齢者を対象としてやまゆりハウスでの介護予防事業や社会福祉協議会に委託して実施している生きがい対応型デイサービス事業を各自治公民館やさわかハウスで行っており、さらに運動機能や口腔機能、そして栄養面で心配な高齢者の個別の体調に配慮して、維持、改善に向けた集団通所型の教室を実施しており、高齢者の健康と生きがいづくりの両面から支援を行っているところであります。

また、高齢者自身がみずからの企画で気軽に集えることに効果と意義もあると思われ、その場所に適しているのは、矢巾町公民館もさることながら、みずから通える距離にある自治公民館等であり、今後も創意工夫と地元の支援のもとご活用していただければと考えております。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 続きまして、3点目の社会教育施設としての図書館や資料館の充実が立ちおくれていると考えることから、旧矢巾中学校の建物を利用できないかについてですが、図書館については、現在の図書室では狭隘になってきたことから、各世代に対応した蔵書の充実や学習スペースの確保など、将来の規模等を想定しながら矢幅駅前地区土地区画整理事業で建設予定の複合施設への総合移転を検討しているところであります。

また、資料館につきましては、昭和60年3月に発行しました矢巾町史を編集した際に収集した明治以降の資料が歴史民俗資料館に収蔵されておりますことから、今後これらの展示等についても検討してまいりたいと存じますが、施設については、現在の歴史民俗資料館でも今後十分収蔵、展示することが可能であることから、図書館や資料館の旧矢巾中学校の建物を利用することは考えていないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

まず第1点目は、児童館のことです。児童館は、今89名の登録児童になってはいますが、4月からは100名を超えるようなところのようです。ちょっと煙山児童館の中でちょっと聞いたり、学校に行き行って聞いたりしたら、そういう状況ですので、こういう状況は、いじめとかも発生する可能性もありますので、早期に対処する必要があると思いますので、再度、その児童館の方向性、煙山児童館を分離する必要があると思います。

ニワトリが狭いゲージに何羽も入れられると、つついて1羽のニワトリを殺してしまう、そういう何か研究論文とかもありました。ぜひそういう子どもたちがいじめとか、そういうところも発生しないような対処が必要だと思いますが、再度児童館の分離をお願いする、それ考えていただきたいと、どこか考えていただきたいが1点目です。

それから、2点目の高齢者世帯がふえて、やっぱり仮称ですけども、生きがいづくりの

施設のことですけれども、年々高齢者の世帯が多くなっているのですけれども、収入が減ってきているのです。65歳になると介護保険料、75歳になると、後期高齢者保険料、これも3年ごとに見直しされて、もらう年金がどんどん減ってきています。ですので、この生きがい施設も今の対応ではどんどん無理です。老人クラブというか、やまゆりハウスを利用する高齢者の方たちも老人クラブの人たちはお金を持っている人たちは利用しますが、お金のない人たちは、家で孤独で過ごすことが多いです。その対処の仕方をどのように考えているのかお伺いします。

それから、3点目は、資料館のことです。徳田に資料館がありますけれども、あそこは高齢者の方々、特に男性の方々、退職された方たちもなかなか足が、車を運転できる方たちはいいのですけれども、交通が不便なので、やはり身近なこの住宅地の中の矢巾中学校跡地を利用すると、来る方も多し、高齢者の方、男性の方々には趣味とかもなかなか参加しないということもあります。ぜひとも高齢者の男性の方々が興味を持つ歴史とか、そういうのに集える場をつくる必要があると思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

煙山児童館の関係、人数が登録児童が多くなって早急な煙山児童館の分離の推進という考えの再度のご質問でございますけれども、ご指摘のとおり今現在につきましては、答弁申し上げましたとおり89名となってございますけれども、25年度4月以降の部分の登録児童、今現在申し込みを受けている部分の中では、ちょうど100名が登録という形の中で受けているところでございます。

したがって、現在よりも25年度当初部分につきましては10名ほどふえるような状況でございます。川村議員さんご指摘のとおり非常に狭い形の狭隘の中でのまず児童館の運営という形になるわけですけれども、こちらにつきましては、まず一つははじめの発生の根源なり、ここら辺のものも対処することから、いずれ早目ということなわけですけれども、そちらの運営につきましては、職員、指定管理の職員でございますけれども、こちらのほう適正な指導を行ってございますので、そちらのいじめが発生するどうのという形のものについては、現在適正な職員で行っているところでございますので、そちらのほうについては、現状のまま進むという形で捉えてございまして、煙山児童館の分離の事業実施の計画等につきましては、町長答弁申し上げましたとおり総合計画後期計画部分の中で分離を27年度までに事業実施したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、2点目の高齢者世帯がふえているが、高齢者の収入が減っている、集える場が欲しいということについてお答えを申し上げます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり生きがい推進課、高齢者対応のそれぞれの生きがい対応型デイサービス事業、1つには先ほど川村議員おっしゃいました老人クラブの方々を対象にしたやまゆりハウス、それからさわやかハウス、そして19公民館を使った事業を展開しております。それで、やっぱり1つのルールにのっとって、それらの事業というのが進められて、そして来ていただいているわけですが、議員おっしゃるとおりみずから集い、それぞれ自分たちの趣味に合った部分でそれこそ生きがい対応型の集いをやりたいということであれば、やはり一番身近にあるというのが、やはり自治公民館ではないのかなと考えております。

それぞれ各公民館につきましては、歩いてでも行けるような距離にそれぞれの館があるはずですので、それが24時間埋まっているということではないと思いますので、それらの空き時間等々を利用して、自分たちでみずから企画して集える場にさせていただければなというように考えております。それで、新たな集える場というのは、今のところ設ける考えはないということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 3点目のご質問にお答えいたします。

資料館ですが、高齢者の男性の方々が足がないということで身近な場所ということで中学校お出しになったのだと思いますけれども、中学校自体は、矢巾町のほぼ中心にあるということで身近なということのご発言だったと思いますけれども、徳田に資料館を建てたというのは、徳丹城に隣接させてという思いがあって、そちらのほうに立地をさせていただいているわけですが、町外からの方々もお呼びできるような形でということで徳丹城に隣接させてつくった経緯がございます。今の資料館につきましても、町外からも結構人は来ていただいておりますし、今後先ほど質問にもありましたけれども、近世等の企画展示等も入れながら内容を充実していきたいというふうに考えておりますので、今の場所でそういった部門で充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 福祉灯油助成について、平成19年、20年度に福祉灯油として助成を行った経緯があります。この冬18リットル当たり1,800円以上に高騰したことから以下2点お伺いします。

1点目、平成23年第4回定例会の小川議員の一般質問やことし1月15日の生活と健康を守る会の予算要望の際に検討すると答弁されていますことから低所得者、住民税非課税者に一律助成できないかどうかお伺いします。

2点目、低所得者、住民税非課税者、生活保護基準以下の収入で生活している世帯には、生活福祉灯油助成基準を作成し、対処するべきではないかと考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 福祉灯油についてのご質問にお答えいたします。

1点目の平成23年第4回定例会の小川議員の一般質問や1月15日の生活と健康を守る会の予算要望の際に、検討すると答弁していることから、低所得者、住民税非課税者に一律助成できないかについてですが、今冬の灯油価格は、原油価格の高どまりや為替の円安傾向が影響し、1月以降18リットル当たり1,700円台で推移し、寒さの厳しい地域で暮らす私たちには、まさに厳しい冬となっているところであります。

灯油の値上がり基調は、今後も小幅な価格の動きが続くものと思われませんが、全国的に寒さも幾分落ちつく見通しのところに来ており、また岩手県では震災で被災した沿岸12市町村を対象に限定して被災地福祉灯油等特別助成事業費補助として実施し、新たな追加助成は考えていないとのことであり、本町としても町単独で福祉灯油の助成は考えておらないところであります。

2点目の福祉灯油助成基準を作成するべきでないかについてですが、過去の福祉灯油の実施においては、急激な灯油価格の高騰に対し、国の特別交付税特別措置及び県の灯油高騰対策緊急特別支援事業補助金の創設を受けて当町でも実施したところであります。県の今冬の福祉灯油の実施については、1点目でお答えしたとおり、震災の被害が大きい沿岸自治体に限定して実施しているところであります。当町としましても、今後も灯油の値上がりの推移と町民の暮らしへの影響、そして国や県の対策とあわせて福祉灯油について判断をしていき

たいと考えており、現段階で福祉灯油助成基準を作成することは考えておらないところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 答弁では、1月以降18リットル当たり1,700円台で推移しとありますけれども、この2月になってからリッター103円で18リットルで1,864円まで高騰しました。ぜひとも独居高齢者、また被災者には福祉灯油を適用するべきではないかと私は考えています。ぜひこれは国とか県の対策とあわせて福祉灯油について判断していきたいと考えていますというような答弁ですので、やはり前倒しで先に町でやって、そして県とか国とかに要望するという方法もあると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうかお願いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

ひとつ灯油価格ですが、私らの今参考としているのが県民生活センター発表価格というのを参考にしております。それで25年1月には18リットル当たり1,740円、25年の2月で18リットル当たり1,771円という数字で、これを参考に1,700円台ということでお話しをしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、福祉灯油を先駆けてやるべきではないかというお話ですが、さきにも答弁書でも申し上げましたが、平成19年、20年の福祉灯油につきましては、そういうことの一つの事例があって矢巾町でも実施をいたしております。そのひとつの価格の参考として12月の小川議員にもお答えを申し上げましたが、12月の時点では、当然一つの発令された高騰価格より低かったわけですので、推移を見ているということでお答えをしていると思います。

それから、先ほどの生活を守るの方々との集いの部分につきましては、やはり高騰気味になっておりましたので、価格には注視をして推移を見守っていききたいなというように考えておりますということでお話を申し上げたと考えております。

それで、ひとつ町のほうで先駆けてという話ですが、やはりそれはそれぞれの近隣市町村あるいは動向等々見ながら答弁書にも書いているとおり国あるいは県の動向を見ながら町としても対応してまいりたいというように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって本日の一般質問を終了いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 2時27分 散会

平成25年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年3月5日（火）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	沼田良利	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	山本良司	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君

商工観光課長 佐藤武君

教育委員長
職務代理者 種田勝君

学務課長 佐々木文子君

代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君

上下水道課長 藤原道明君

教育長 松尾光則君

社会教育課長 立花常喜君

農業委員会
会長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 星川範男君

主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） これより本日の日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次質問を許します。

11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一です。

まず第1問目、体罰の実態と防止についてをお伺いいたします。大阪市立桜宮高校のバスケットボール部の男子生徒が部活動中に顧問から体罰を受けて自殺した問題で議論が高まっております。80年代以降事件が起きるたびに体罰はいけませんと叫ばれてきましたが、再びこうして問題が起きてしまいました。昨年の全国の法務局が人権侵害の疑いがあるとして、救済手続を始めた件数が教職員による体罰、それが統計を始めた2001年以降で過去最多に上ったことが法務局人権擁護局のまとめでわかり、体罰は33%増の370件だったそうです。同局は、法務局の人権擁護活動の認知度が上がった影響だと思うが、体罰の実数がふえているかどうかまでは不明としています。

一方、全国高校体育連盟では、体罰に対応する組織を各都道府県の高体連全てに設置するように検討を進めているようです。高体連の事務局長によると、謹慎など処分の基準を定めるガイドラインもつくる方針で研修会や講習会を開き、指導者の意識向上にも努めるということです。

なお、部活動で体罰や暴力問題があった場合は、全国高体連は、直接は関与せずに教育

委員会が処分を行っているそうです。いまだに愛のむちを振りかざす指導者もいるということです。暴力を受けた側からも容認する向きもあるようです。熱心な指導が余って体罰に及んでしまう場合もあるかもしれませんが、熱心だからといって体罰が許されるものでもありません。学校教育法第11条、教員は懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと規定しております。

このように本来体罰は教育にあってはならないものであるはずであります。そして、今後体罰を根絶しなければならないのだと強く求められるところでもあります。先日本町の各学校においても体罰にかかる実態調査を行ったようです。そこで以下3点についてお伺いいたします。

1点目、本町の学校など教育現場における体罰の実態はどうであったか。

2点目、今後体罰を防止するための対策をどのように考えておられるのか。

3点目、今後体罰を許さない学校づくりのためには、児童・生徒や保護者に必要であるガイドラインを作成し、示しながら体罰についての議論をもっとみんなですていく必要性を感じますが、その点についての見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 11番、昆秀一議員の体罰の実態と防止についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の学校における体罰の実態についてですが、昨日谷上議員にお答えしたとおり、調査は現在教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を行っており、今までのところ各学校からの体罰についての報告はない状況であります。調査結果は、3月中に県教育委員会に報告することとなっており、後日調査結果が文部科学省より公表される予定となっております。

2点目の今後体罰防止のための対策をどのように考えているのかについてですが、これも昨日谷上議員にお答えしたとおり、体罰行為は学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員は日々の指導において児童・生徒との信頼関係を構築し、体罰を絶対に認めない学校づくりに努めるよう各学校を指導してまいります。

3点目の体罰を許さない学校づくりのためには、児童・生徒や保護者にガイドラインを示し、議論の輪を広げていく必要があると思うがについてですが、文部科学省から示されている体罰等に関する考え方に基づきさまざまな機会を捉えて、学校と児童・生徒、それに

保護者が認識を深めていくよう取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 学校教育法の第11条の教員は懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと規定しております。ならば、懲戒とはどういうことをいうのか。体罰は身体に対する侵害を内容とする懲戒、殴る、蹴る等、児童・生徒に肉体的区苦痛を与えるような懲戒、正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等ありますとあります。であるならば、懲戒とは身体、肉体にかかわらない懲戒なのでしょうか。言葉での懲戒ということなのでしょうか。言葉の暴力ということもあり、これもパワハラと言われるようになってしまうかもしれません。このように本当に現在は教員や指導者の方たちはやりづらくなっているのだと思います。

ただし、このように一つ一つを職員会議や校内研修会などで検討して、どの程度まで許されている懲戒なのかをガイドラインを作成して、それをもとにみんなで議論していくべきものだと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 佐々木学務課長。

○学務課長（佐々木文子君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

昆議員がおっしゃいますとおり体罰につきましては、そのような通知を文科省からもいただいております、教職員のほうにもそのようにその内容については、逐次指導を通知をして指導、研修を行っております。さらにこのような事態が続くという時世でございますので、教職員あるいは学校におきまして、学校長を中心にしまして、このような文科省からの通知をもとにした指導をさらに強めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 2問目に移ります。高齢者施設及び住宅の防火対策についてお伺ひいたします。

超高齢化社会の現在、お年寄りの数はふえ続けております。近年高齢者施設での火災で

犠牲になられる惨事が繰り返されております。なぜこうもこのような惨事が繰り返されるのでしょうか。これは、スプリンクラーなどの命にかかわる設備の設置義務が免除されていることが要因の一つには挙げられると思います。

消防法によると、床面積が275平米以上にはスプリンクラーの設置が義務づけられていますが、それ未満は設置義務がないのです。したがって、小規模の施設には設置義務がないのです。国では、スプリンクラーの設置基準の強化を検討しているようですが、問題は設置費用です。高齢者施設の経営は、小規模であるほど厳しいのが現状です。しかもスプリンクラー設置とともに夜間の職員の増員も必要になってきます。厚労省の基準では、1人ではありますが、ふやしたくても国からの介護報酬が少ないし、利用料も上げるわけにはいきません。加えて国では介護保険以降、要介護状態になっても住みなれた地域で人生の最後まで暮らせる社会を目指しております。このような政策を進めていく観点から、以下2点をお伺いいたします。

1点目、現在の町内の高齢者施設のスプリンクラーの設置状況はどのようになっているのか。また、それらの施設の夜間の人員体制はいかになっているのかをお伺いいたします。

2点目として、2012年の調査では、放火や自殺を除いた死者のうち65歳以上は860人で6割以上を占めているということです。このうち711人が住宅で亡くなっています。これは、10年前に比べると200人の増加だそうです。消防法では、施設などについては、防火や消火の備えを義務づけてきましたが、一般戸建てに対しての防災には、基本的には自己責任とし、火災報知機の設置以外は規制がほとんどない状態です。しかし、施設から在宅へ住みなれた地域での暮らしを進めるのであれば、このような住居に対しての防火対策が今後一層必要になってくると考えますが、今後このような問題に対してどのように取り組んでいくのか、そのお考え、その見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 高齢者施設及び住宅の防火対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町内高齢者施設のスプリンクラー設置状況と夜間の人員体制についてですが、消防で義務付けをしております275平方メートル以上の施設については、全てスプリンクラーが設置されている状況にあります。ただし、それ以下の面積の施設となりますと、設置義務がないことから、設置していない施設もあると聞いております。

なお、障がい者、小規模グループホームに関しては、未設置の状況にあります。

夜間の人員体制については、従業員の介助者1人当たりに対し、要保護者の数は4名以内という要件に対し、夜間従業員の介助者は2名ないしは3名という体制が多い現状となっており、夜間の施設内での要保護者の数からは、人員体制としては不足していると思われる状況であります。これに国の定める要件として、近隣協力者1人に対して要保護者3人以内という従業員介助者のかわりとなる近隣協力者を確保し、不足する従業員介助者を補填することといった要件がありますが、近隣協力者については、盛岡南消防署矢巾分署の指導においても、施設の設置場所や地域の実情もあることから、近隣住民の協力を得られるような体制づくりをしてほしいという要請にとどまっているところであります。

このことから夜間の人員体制としては、施設内従業員だけでなく、近隣協力者の協力は不可欠であり、地域ぐるみの仕組みの構築が望まれているところであります。

2点目の高齢者に対する防火対策についてですが、高齢者のひとり暮らしや夫婦2人暮らしの世帯に対する防火対策は、地元消防団や盛岡南消防署の職員の臨戸訪問による予防方法や防火指導において行っているところでありますが、今後災害時要支援者名簿の作成などの整備を進めながら消防関係者のみならず各コミュニティや自主防災組織の協力をいただき、自分たちの地域は自分たちで守るという自助、共助の意識の醸成を図りながら防火対策を進めていくところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 高齢者施設や零細福祉施設などの設備改善や人員増員のための人件費を補助することはできないのか。それだけでなく介護職員の処遇に対しては、余りよくない状態が続いております。どうにか公的に支援する方法はないのか、その考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

小規模な高齢者施設等に対する助成ということではありますが、今あるものにつきましては、それぞれ現制度において助成をしておりますが、それ以外ということであると、これはまたそれぞれ県、国等と協議しなければならないと考えておりますので、そういうものが協議し、でき次第にそれぞれ協力できるものは協力していきたいなど、このように

考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ぜひ検討を要望して必要であるものは要望していただきたいと思います。

あと、災害時要支援者名簿の話が出ましたけれども、現在の整備状況はいかがなっているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま2月から最初に障がい者の方々にそれぞれご案内をいたしておりますし、つい先日高齢者の方々、約600戸ぐらいに通知を出しております。徐々に、きょうも連絡等来ておりましたけれども、徐々に、徐々にそれこそ来るものと思われま。それぞれ民生委員あるいはコミュニティ会長、自治会長、公民館長等々に今回記載します要援護者台帳の内容についてご説明を申し上げまして、それぞれ地域においてもご協力をいただきたいということをお願いをしておりますので、それぞれこれから出てくるものと、このように考えております。ということでご理解を願います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 先ほどの答弁で自助、共助の意識の醸成を図りながら防火対策を進めていくとありました。自助と共助についての意義をまず確認したいのですけれども、昨年9月、朝日新聞の社説において、自助と共助についてのことが書いていたので、ちょっとお知らせしたいと思うのですけれども、支え合いマップというものを知っていますか。数十世帯単位のご近所で住民一人一人が参加し、おつき合いの相手を線で結ぶ、いわば共助の地図。全国で地域福祉のアドバイスをしている木原孝久さんが20年前から提唱し、市町村や社会福祉協議会の担当者や民生委員らの間で広がってきた。合い言葉は助けられ上手になるである。マップで線が引けない人は、地域で孤立し、災害時に逃げおくれたり、病気で孤独死したりするリスクが高いことがわかる。そんな事態を防ぐには、住民が常日ごろからみずから助けてと声を上げる必要がある。それが本当の意味で自分の命を自分で

守る自助だ。自分の困り事を表に出すのは恥ずかしいと思いがちだが、助けられる人がいて初めて助けたい力が引き出される。自助と共助は、裏表の関係なのだ。最大の壁は、人に迷惑をかけてはいけないという意識である。日本人は、問題を自分や家族の中で解決することが自助と教え込まれてきたとあります。

このようにまずは迷惑をかけ合う意識をつくっていくべきだと考えますが、その辺は見解はいかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 沼田総務課長。

○総務課長（沼田良利君） 自助、共助の意味はということでございますが、本町で自助、共助、公助という話をするようになりましたのは、3.11震災以降のことではなかろうかというふうに思っております。その際、私はお答えさせていただいたのは、まず自助というのは、自分を助けるのだということでありまして、そのことをもって自助というふうにお話しをさせていただきました。

次に、共助でございますが、これは隣組み同士の助け合いという意味で私はお答えをさせていただいております。したがって、自助については、まずみずからを助けると、共助は、いわゆる昔言葉で言えば、隣組み組織を大事にすると、隣組み組織同士で助け合うと、そういう意味でお話しをさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） クリーンエネルギー自動車の推進についてお伺いいたします。

矢巾町新エネルギービジョンの平成24年改訂版が先ほど示されました。今後32年度を目標年度として、このビジョンをもとに新エネルギーの普及に努めながら環境を調和したまちづくりなどを目指していくということですが、このビジョンの中の重点プロジェクトが5つあるわけですが、1つ目として太陽エネルギー、2つ目にクリーンエネルギー自動車、3つ目にバイオマス、4つ目に省エネ、5つ目に環境教育とあります。この中で私は、特にクリーンエネルギー自動車の推進について今回お伺いしたいと思います。

今やエコカーなどのクリーンエネルギー自動車は、CMなどで頻繁に見受けられますし、導入の促進は当たり前のように思われるところでもあります。また、個別目標としては、公用車更新時のクリーンエネルギー自動車導入率、これは公用車を新車で更新する場合の率

ということですが、目標値を平成32年度に100%にするということであります。ですが、この数値は、本ビジョンの計画最終年に100%としたようにしか過ぎないように思われます。例えばそこに行き着くまでの過程はどのようにするのか、そういうビジョンが見えてこない、この新エネルギービジョンであります。そこから以下2点についてお伺いいたします。

1点目、個別目標に乗用車の新車販売に占めるクリーンエネルギー自動車の割合を平成32年度に50%にするという目標値もあるのですが、このように公用車だけではなく、町民の乗用車、また事業者の事業用の業務車に対してのクリーンエネルギー自動車の導入率をどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目として、クリーンエネルギー自動車の普及拡大のための方策として、導入補助制度の拡充や燃料補給等のインフラの整備等が必要と考えますが、その点をどう推進していくべきと考えているのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） クリーンエネルギー自動車の推進についてのご質問にお答えいたします。

矢巾町新エネルギービジョンの重点プロジェクトにおいて公用車の更新時のクリーンエネルギー自動車導入率を100%に設定しているが、導入までの計画についてですが、公用車は現在消防ポンプ自動車とローダーなどの特殊車両を除き41台を所有しており、そのうち3台がハイブリット車となっております。平成32年度に100%のクリーンエネルギー自動車の導入計画については、公用車の更新は、走行距離や経年劣化の状況を踏まえて進めており、車両の特殊性に対する開発販売状況や購入時期の財政事情を考慮しながら随時更新を行っているところであり、更新する際に公用車をクリーンエネルギー自動車とする推進目標であります。

1点目の町民や事業者のクリーンエネルギー自動車の導入率についてですが、東北運輸局の統計で見ますと、本町における車両数は平成24年3月末現在で2万4,652台となっており、全台数のうち乗用車は1万171台、軽自動車は8,435台でクリーンエネルギー自動車普及状況は、矢巾町の統計はありませんが、岩手県における普及率は3.7%となっております。

2点目の普及拡大のための導入補助制度の拡充やインフラ整備を行って推進すべきと考えるがについてですが、新エネルギービジョンの推進計画では、本町独自の導入補助及びインフラ整備は、現段階では考えていませんが、クリーンエネルギー自動車等の開発、生

産、販売等の状況を見きわめ、国や県の動向を見ながら補助制度や自動車重量税及び自動車取得税の減税、新エコカー減税等の内容についての情報提供を行うとともに、自動車販売店と協力したイベント等を開催し、普及拡大に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） まずは、現在の公用車の保有台数やリース数を明確にし、そこから稼働数、回転数、耐用年数、走行距離数、燃料費などの洗い出しをして、現在のままの公用車数を維持するとして、毎年何台の買い換えが必要になってくるか計算できるのではないのでしょうか。ほかにも公用車の効率的運用の視点、地球温暖化対策への視点、職員の移動等の安全確保などの視点からも考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

例えば特定車と共用車というのがあると思うのですが、稼働率が低い特定車は共用車にするなどの方策はとっているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは公用車の交換の時期等について、いろんな状況を考慮しながら、更新する手だて、こちらの部分について検討しているのかと、またその状況はというふうなご質問でございましたけれども、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、公用車につきましては、現在41台保有してございます。この中で経年劣化等によりまして更新する時期につきましては、それぞれ走行距離あとは使用する頻度等によりまして、それぞれ更新をいたしているわけですが、実質的に何キロ、10万キロ走ったから更新、10年経過したから更新というふうな形のものは、なかなか町のほうでは現在とっておらないところではございまして、それぞれ町の総合計画の中でそれぞれ状況等見込んだ中で計画を提示しながら更新に努めているところでございますので、議員さんご指摘の走行距離、燃費、回転状況等々を踏まえながらの更新というのは、なかなか難しい状況になってございますので、その点については、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

それから、現在ある車の関係、特殊車両等々の関係の使用部分につきましても、その特殊性、いろんな形を考慮しながら更新している状況でございまして、限定的にこの何年どうだというふうな形のものはなかなか決められない状況でございまして、したがって、この状況等によって財政事情も含めまして更新時期を見定めながらの更新ということ

ですので、平成32年度までの目標としてございますクリーンエネルギー自動車100%の導入目標につきましては、更新時1台におけますクリーンエネルギー自動車への更新という目標を立てながら、先ほど申しました41台、現在は41台の公用車の更新に努めてまいりたいというふうに計画してございますし、ビジョンの中でそのような考え方をうたっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第4問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） コミュニティ放送についてお伺いいたします。

東日本大震災から間もなく2年になります。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りしたいと思います。

さて、この2年前の大震災においては、停電等で防災無線が稼働しなかったことで被災が広がったところがあったようであります。災害の発生時にいかに早く多くの人に情報を伝えられるか、情報不足によって不安が高まるのであって、こうしたときにラジオからの情報は大変有効な情報伝達手段になったということでもあります。

東日本大震災を機に、各地に臨時災害FM局が開局し、きめ細かな生活情報を提供し、復興に向けて離散した住民同士をつなぐ役目も果たしてきたようです。この臨時災害FMは今回の被害の大きさも考えられ、目安を2年としているということです。恒久的に放送を続けるには、コミュニティFMを開局させる必要があるそうです。現在、全国では266局があり、県内では6局あると聞いております。特に防災行政無線と比べて整備コストが安く、第三セクター方式での導入も多いようです。

コミュニティFMは、特定の放送エリアで地域の商業、行政情報や独自番組など、地域に根ざした放送を行います。広告を主な収入源として運営主体はNPO法人や自治体と民間の共同出資による第三セクター、株式会社などが多いそうです。92年に制度化されておりますけれども、このように地域防災、災害時情報、地域を元気にするメディアとして注目されているコミュニティFMですが、今後地域に根ざした放送を行うコミュニティ放送の開設を推進していくべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） コミュニティ放送についてお答えをいたします。

コミュニティ放送は、半径10キロメートル程度を受信エリアとする地域限定のFMラジオ局で平成3年に開局が認められてから、平成25年1月現在で265局が開局され、全国各地で放送されております。一般のラジオで受信可能でコミュニティ放送ごとに番組を作成することから、地域に密着した情報を提供しております。また、平成7年の阪神・淡路大震災のときは、唯一災害地で放送を行ったことから、災害時に有効な放送局として注目を浴びております。しかしながら、放送事業者は、電波法による無線局免許が必要であり、設備投資や維持管理費、無線技術士などの資格保有者が必要であり、人件費などの必要経費を考慮すると、費用対効果が課題となるところであります。町といたしましては、このような事情を踏まえ、町単独での開設は考えていないところであります。

なお、災害時における安全、安心の確保を目的としてラジオ放送を通じて県民に情報を伝達するため、FM岩手と県内各消防本部との間で災害時等における緊急放送の協力に関する協定を本年2月に締結しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 町単独としては、開設は考えていないということですが、他団体、例えば商工会やJA、特にJAは有線放送も行っているところであり、その放送を電波に乗せてもいいわけですし、何も全て町で開設しろと言っているわけではございません。確かにある程度の費用はかかります。ですが、設備投資の際にはリースも可能でございます。それにスタッフにしても、本町は学園都市でもあり、各学校の放送部などに協力してもらいながら行えばいいのではないのでしょうか。

何事にも費用対効果という言葉で新しいことを前向きに考えないように感じますけれども、例えばこのコミュニティ放送の防災、災害時情報の発信により1人の命が救われたならば、これは費用対効果以上の価値があるのではないのでしょうか。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

ラジオ局の開設につきましては、先ほど町長からありましたとおりでございますが、今町単独ということであれですけれども、昆議員さんが仕入れられている資料と私のほうで知り得ている資料、大体同じようなものではないかなと思いますが、開設は、大体それぞ

れ開設している団体につきましては、第三セクター方式で多分町内のそういった商工会あるいはJ A、そういったところの出資によって行われているものだと思っておりますが、先ほどの町長の答弁にもありますとおり、大変非常に出資を募るのにも大変な思いをしてやられているというようなことを聞いておりますし、年間の経費に6,000万円や8,000万円、こうかかるというふうなことも聞いております。そして、局員につきましても5人から10人くらい配置をしたりしているというふうな一般的にそういうふうに言われておりますし、その収入、運営の収入につきましてもCM等の収入を目指してやっているようではございますけれども、なかなか小規模といたしますか、エリアが小さいものですから、大きなスポンサーというか、そういったことがつかなくて大変な思いもしているというふうなこともございますので、なかなか町内のそういった団体との三セクをつくりながらやったとしても、そういったものをいろいろ加味すると、やはり矢巾町での単独ではなかなか難しいという判断を今してございまして、決してその有益性を否定をしているものでもございませぬ。そういったその有益性はあるものの、なかなか1町単独ではなかなか難しいだろうということで今考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 単独でも難しいですし、組んでも難しいとは思いますが、紫波町さんと組むとか、盛岡の南部のほうと組むとか、そういうふうな形もできるのではないかと思うのですけれども、そういうふうなことを検討してやっていただければ幸いです。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第5問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 若手町職員の育成についてお伺いいたします。

人材育成は、主に座学による教育とO J Tの2つがあり、本町においても初任者の実務研修やさまざまな研修を行っていることでしょうか。そこで、若手職員の育成について、以下3点をお伺いいたします。

1点目、昨今の不況の影響で就職において公務員人気が高いようですが、来年度の本町職員の採用状況をお伺いいたします。

2点目として、今後ますます少子高齢化が進み、今は何とかながらも、これからの先行

きは不透明な状態であります。これからの20年、30年先の町の施策を今の若手職員の方々が考えていかなければならないのです。若手職員の多くは、まだ公務員的常識に完全に染まっていない世代であり、そのためにそういった常識にとらわれない自由なものの考え方ができるのではないのでしょうか。そういう人材が今後活躍すべきだと思います。現在そのような若手職員の意見を吸い上げ、町政に生かす仕組みはできているのかをお伺いいたします。

3点目に、新採用したばかりのときは、誰もが旧態依然とした組織の論理に染まってはいないものです。徐々にそういう組織の論理に染まり、新しい発想ができなくなってしまうのはもったいありません。将来の矢巾町のためにも若手職員が伸び伸びと仕事ができるような体制づくりをしていくべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 若手町職員の育成についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町職員の来年度の採用状況についてですが、一般事務職2名、土木技術職1名を4月1日付で採用する予定となっております。

2点目の若手職員の意見をどのように吸い上げ、町政に生かしているのかについてですが、それぞれの所属において総合計画、実施計画を初めとした本町で策定する諸計画策定時や毎年度の予算編成時の際に係または課を単位として職員同士の議論を深めつつ、よりよい手法を見つけ出していくことが組織の活性化につながっていくと考えておりますし、各所属においてそのように取り組んでいるところであります。

また、職員研修の一環として自主研究グループがあり、本町の発展に寄与する取り組みを行っていることから、今後も引き続き支援を行っていきたいと考えております。

3点目の若手職員の育成に今後もっと力を入れていくべきと考えるが、その見解はについてですが、これまで日本の地方自治は、中央集権的体制の中で自主性を発揮することが難しかったものが地方分権、地域主権改革によって、おのこの地域の实情に合った内容で条例を制定し、施策を展開できるようになってきたところであります。この流れは、今後とも継続していくものと捉えており、基礎自治体として市町村が果たすべき役割は、今後さらに増大していくものと思われまます。このような中、これまで国や県からの通達や解釈に頼っていたものが自分で解釈して説明責任を果たさなければならないことから、新しい地方の時代に即応できる発想力、法務力、実行力に長けた職員を育成していく必要があると考えております。

さらに、財政事情を考慮すると、今後職員数をふやしていくことは難しい状況でありますので、現状の職員数で増大する事務に対応していかなければならないため、個々の職員が効率的に事務を行っていけるよう組織を挙げて取り組んでまいりますし、日ごろから職員に対しても自己研さんを積んで職務に当たるよう指導しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） これは、若手ばかりに言えることではありませんけれども、公務員は、住民の期待に応じて当たり前で、どんなにいい仕事をして評価されず、給与にも反映されてきません。これだと、なかなか職員のモチベーションも上がってきません。だから、職員の心のよりどころは、やりがいしかないのだと思います。やりがいをつくり上げるのが町長を初めとした幹部の方々の役目だと思います。

答弁にもありますように、今後地方分権、地域主権改革により、市町村の果たすべき役割は、今後増大してまいります。そこで、地方行政の武器は、国にはないスピード感なのだと思います。そのためにも町長から若手職員まで密にコミュニケーションを取れ入れるうに心がけるべきだと考えます。ぜひ町長には、若い職員とランチをとる機会をつくるなどしてざっくばらんに意見を聞くなどしてみたらいかがでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 質問ですか。

（「要望です」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、6番、小川文字議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文字議員 登壇）

○6番（小川文字議員） 議席番号6番、小川文字でございます。

それでは、1点目の質問を始めます。1点目は、旧矢巾中学校校舎の解体についてであります。龍澤学館から中学校開設の計画の取り下げが示されました。町長は、施政方針で旧矢巾中学校の跡地については、既存施設は解体し、土地の利用については、町の活性化につながる活用方法を検討していくと表明されました。今こそ原点に立ち返り、町民の声を聞き、町民の福祉の向上と魅力あるまちづくりのために有効活用を考えようではありません

せんか。解体に当たっては、貴重な町民の財産であるという点から以下伺います。

1、解体費用の内訳について。

2、校舎及び体育館の耐震性について。

3番、北側校舎は、町民の交流施設として再利用できないかについて。

4番、運動公園の要望があることから、既存のプールは有効活用できないかについて伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 旧矢巾中学校校舎の解体についてのご質問にお答えいたします。

1点目の解体費用の内訳についてですが、旧矢巾中学校の解体に係る費用は、約1億7,000万円を見込んでおり、その内訳は、仮設工事、北校舎や南校舎の校舎棟、プレハブ校舎、体育館、プール、渡り廊下等附属施設の各解体、撤去工事及び活性剤運搬、処分費用の直接工事費のほか共通仮設費、現場管理費、一般管理費等となっております。

2点目の校舎及び体育館の耐震性についてですが、耐震診断は、昭和56年以前の建物が対象となっており、地震に対する安全性を構造力学上診断して構造耐震指標が0.6未満の場合は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるとされておりますが、文部科学省では、校舎等は、地震時の児童・生徒の安全性や避難場所としての機能性を考慮し、構造耐震指標を0.7以上とすることとしております。

旧矢巾中学校の校舎については、北校舎、南校舎のそれぞれ西側2階の一部を除いて構造耐震指標が0.7を下回っていると診断されておりますので、耐震性に問題がある建物となっております。

また、体育館についても軽量鉄骨造であることや現在では認められない構造の筋がえとなっていることなどから耐震性に問題がある建物となっております。

3点目の北側校舎は、町民の交流施設として再利用できないかについてですが、旧矢巾中学校の校舎については、特例措置として龍澤学館が私立中学校に活用するとの内容で文部科学省に対して既存施設の国庫負担事業の危険建物等の取り壊し免除承認申請書を提出して承認をいただいておりますので、申請理由に該当しないこととなったことから、取り壊しすることとし、町の施設として再利用することは考えておりません。

4点目の運動公園の要望があることから、既存のプールは有効活用できないかについてですが、3点目と同様、旧矢巾中学校は、私立中学校に活用することとして取り壊し免除

の承認をいただいておりますので、プールについても町の施設としての再利用は考えておられないことから、取り壊すこととしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、再質問を4点させていただきます。

1点目は、取り壊しの費用の中身が示されましたけれども、旧校舎について63年以降に建てられました北校舎の部分の解体費用とプールについての解体費用をお知らせ願いたいと思います。

2点目は、今回危険という耐震性の判断が示されたわけですが、耐震性において昭和63年以降に建てられました北校舎の問題とプールについての耐震性の評価をお願いいたします。耐震性を含めた危険性の評価ということでお願いします。

3点目は、中学校開設に当たって特例措置として免除申請を文部科学省に行ったと。中学校開設がなくなったために免除申請が解除するという事になったということで町としては、町の施設として再利用することは考えていないという答弁でございましたけれども、申請理由の変更、例えば中学校としての利用は中止になった。しかし、町としてこれを再利用したいという、危険校舎部分以外の部分、これに対するいわゆる変更理由は変更をすることは可能なかどうかについてお伺いをいたします。

4点目は、昨日の一般質問の中で、本日も岩手日報に昨日のものが掲載されたわけですが、看護学校ということで町はそれを推進していきたいという立場を表明されました。その中で、町は、この看護学校が開設された際の経済波及効果を毎年度約3億2,400万円と試算しているというふうな数字を示されましたけれども、まだ看護学校は、できるかどうかは全くはっきりしていない。しかも人員は一応30人4学年ということを示されましたけれども、講師陣及び研修病院、それらは一切まだ示されておられませんから、こういうふうな今の話があったという、その段階でこの試算を出す根拠についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず旧校舎の北側あるいはプール等の解体費用の金額でございますけれども、まず総額で示させていただいてございますが、個別の数値につきましては、控えさせていただきた

と思います。いろいろそういった入札あるいはそういったこともこれから考えられますので、そういった部分でございますので、個別のものについてはどうかお許しをいただきたいと思います。

それから、耐震性についてでございますけれども、基本的に北側校舎あるいはプール、プールにつきましては、特別耐震性はとってはおりません。それから、校舎につきましては、先ほど町長の答弁にもございますとおり I s 値といたしますか、それが0.7を下回っておってはならないと文部科学省の標準がありますが、例えば校舎の中で東西方面、長い方面と、それから南北といたしますか、狭い範囲がございますが、長い東西方面につきましては、全て0.7をさがっておりまして、要するに東西に揺れたときには、耐震、もたないという不適切というふうなことでいただいておりますので、そういった内容になっているものでございます。

それから、免除申請の関係でございますが、基本的に以前から申し上げておりますとおり、文部科学省で出しております公立学校の国庫負担等に関する運用細目というのがございまして、その中で以前にもお話ししておりますが、不適格、危険建物あるいは不適格建物となっているもので、補助の交付対象になっているものについては、改装工事が完了した時点では、取り壊しをしなければならないと。ただし、学校以外に使うとか、そういったもので耐震をした場合には、使い道が決まっているときには、そういったことで取り壊しの申請をすれば免除をしますというふうなことになってございます。

それで、町としては、その時点では、改築完了する以前につきましては、今までもお話をしてきておりますとおり龍澤学館のほうから中学校を開設したいという申し出がございまして、本来は学校としての建てかえは免除申請には当たらないのですが、それはあくまでも町立の学校として新たにまた学校として使う場合は、それは駄目ですよということいろいろ文部科学省と協議あるいは要望した結果、私立学校が新たに学校として使う分については、そういった取り壊しの免除をすれば、もちろん耐震工事をした上でそういったもので使うということであれば、申請を出していただければ免除をいたしますというふうなことでの指導を受けまして現在出している状態でございます。

でございますので、町としては、もともとそういったそれ以外の使い道がないという方針でそういったことをやっておりますので、今回もう既に新しい建物、改築が済んでございますので、基本的には取り壊しはしなければならないというものになっているものでございますので、そういった変更とか、そういったものについては、今出しているものに使

えないという状況になった時点で取り壊しをしなければならないものと考えておりますので、その旨でご理解をいただきたいと思えます。

それから、看護学校といえますか、専門学校の開設に当たっての経済効果の計算でございますけれども、今得られる、あるいは予想される情報としての計算に基づきまして出しているものでございます。示された生徒数とか、そういったものでいろいろ加味をいたしまして、例えばアパートに住んだりとか、それから学生あるいは先生が大体消費をした場合には、大体このくらいかかるだろうと。その消費に基づいて直接的な経済効果と、そういった消費に伴って他の分野にも波及をするだろうというある連関表という表がありまして、そちらのほうに当てはめていろいろ関連性のあるところに波及効果まで計算をした結果、また3億何がしかの経済効果というようなことになってございますので、こちらのほうで得られた情報をもとに参酌をしてやったものでございますので、そういったことをご理解をいただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 中学校の件で耐震性の問題でございますけれども、確かにこちらの東棟と西棟と1階部分はI s値が1とか2とか、大変低いものでございます。それで、ただ音楽室とか調理室とか、それから理科室の部分は、昭和63年以降に建てられたものですから、今々危険というような数値ではないはずで。その数値をもってしても7以下とするのでありましようか、その確認を1点いたします。

それから、2点目は、免除申請が、るる説明がございましたけれども、校舎を耐震をして、古いものは別として使えるものを耐震をして、耐震といえますか、耐震が必要な場合もあるかもしれないけれども、それほどのあるいは補修をしないでも使えるという段階の場合、北側校舎は。これを町が再利用するということについての裁量は町にはないのでしょうか。その部分を2点目です。

3点目として、年間3億円という膨大な数字を経済効果としてお挙げになりましたけれども、最初の学年、最初の年度は、1学年30人です。次が2学年60人になります。3年目にしようやく3学年90人になります。その後随時学科をふやしていきたいというような説明を全員協議会で受けましたけれども、最初から3億2,000万円なんてどう考えても出るはずはないと思えます。

しかも教師陣がどのような人数になるのか、そういう試算さえもないわけでございますから、この3億2,000万円という数は、余りにも皮算用ではないかと私は思いますが、その点についてのご見解をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 校舎の耐震性につきましてでございますが、基本的に0.7を、いわゆるX方向といいますか、東西方面の耐震性につきましては、ほとんど全てにおいて下回っているということでございます。全てにおいて下回っております。1階、2階、特に1階はほとんど0.44とか、そういった形になってございますので、そういった状況になっております。

それから、2点目のいわゆる使用についての裁量ということでございますけれども、基本的にいわゆる免除申請を出すことは、町の裁量ではあります、基本的に完了後に取り壊しが基本になっているわけですから、新しい学校ができる前に町の方針として決まったものとして申請をしなければ、基本的に難しいものであります。なので、今出しているものは、まだ新しい中学校ができる前にそういった方向を定めたことで、いわゆる文部科学省のほうに申請をしているものでございますので、今の申請の範囲でしか対応はできないものと考えてございます。

それから、経済効果でございますけれども、皮算用ではないかというお話でございますけれども、基本的には最終的に今お話をいただいております中で最終的な人数で計算させていただいておりますことは、そのとおりでございます。もしかすると、その3億2,000万円が当初から生じるというようなことではないと思って、それは間違いなくないと思っておりますが、最終的にそういった学生数あるいは先生の数がそろったときには、そういったことが望めるということで出しているものでございますので、それは間違いなくそのとおりでございます。

ただ、どこの、私らばかりではなく、そういった経済効果を発揮するときには、そういった最終的なものができ上がった場合を想定して出しているものがほとんどではないのかなと思ってございますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 1点目は、旧校舎の部分についてでございますが、難しいという表

現をされましたけれども、町としてこれは貴重な財産であると、文部科学省の国庫補助も得ているけれども、町民の税金でつくられた校舎でございます。この貴重な財産を最後まで使い切るという立場は、これは大切な立場だと思います。ですので、一番にはやはり町としてあれを何に使うかという、その目的がないために、結局こういうふうになっているのではないのでしょうか。しっかりとした使用目的を持てば、それは文部省との交渉いかんによっては可能性がないわけではないのではないかと。その含みを残している答弁ではないかと、私はちょっと感じましたけれども、完全ではないと、難しいという表現をされたところの100%ではないということの確認をいたしたいと思います。

もう一つは、再三昨日からも中学校跡地の問題を一般質問として議論されてまいりました。私も議員連盟の一員として調査、研究に加わってまいりましたけれども、やはり町の中心部にあって1万坪というこの貴重な公有地です。しかもこの公有地は、昔の人たち、いわゆる先達の人たちが税金を出し合ってつくった場所でございます。そこを経済効果ということだけを考えて利用するのではなく、本当に町民のために、将来の町民のために受け継いで、そしてまちづくりのために利活用していくということが大切ではないかということをやっぱり強く感じたものでした。

ですので、今回大した波及効果もあるという説明でもありましたけれども、やはり町民に矢巾町の今足りないところは、ほかから呼んできて元気にするということも大切かもしれないけれども、もう既に医大も来ている。それから、産業短大も来ている、不来方高校も来ております。もう十分町外からたくさんの人たちがお見えになっております。これを今利活用することがまず先決ではないのでしょうか。この交流人口を生かしきれていない、今は。そう私は思います。これをしっかりと生かしきる、そして町民のために潤いのある町をつくっていく、そして気軽に運動したり、それから安らぐ場所をつくっていく。公民館もまだまだ足りません。文化活動をしっかり保障していく。それから、高齢者が気軽に集まるような場所も提供していくと、そういう観点から考えますと、図書館もないということもございまして、やはり矢巾町民の今後のためにこそこの場所は使っていくべきではないかと私は思いますので、このことを申し上げて、私のこの質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 要望ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 小川文子議員の質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に続き、小川文子議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。

2問目は、町営住宅政策についてお伺いをいたします。町長は、施政方針では、町営住宅政策について言及されませんでした。しかし、老朽化した建物も多く、今後ますますセーフティーネットとしての重要性が高まると考えられますことから、以下お伺いをいたします。

1番、老朽化した町営住宅の改築計画と長寿命化対策についてお伺いをいたします。

2番、古い住宅の耐震についてお伺いをいたします。

3番、25年度の網戸の取り付け計画についてお伺いをいたします。

4番、生活保護世帯の住宅難についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 町営住宅政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の老朽化した町営住宅の改築計画と長寿命化対策についてですが、町営住宅の改築は、平成15年度以降古い住宅から順次行われており、これまで高田、大畑、橋場、巾、矢巾、風張の6団地について工事が完了しております。今後の改築計画については、平成25年度に柳原団地を予定しているとともに、残る前郷団地についても住宅の老朽化の進みぐあいを調査しながら行ってまいりる所存であります。

なお、長寿命化対策については、平成22年度に策定した町営住宅長寿命化修繕計画により、国の交付金事業を活用し、平成25年度三堤住宅2号棟を予定するとともに、残る森が丘、明堂の団地についても修繕計画に基づき段階的に工事を行ってまいります。

2点目の古い住宅の耐震についてですが、耐震診断が必要な昭和56年以前に築造された町営住宅のうち三堤住宅1号棟から4号棟について平成16年度、17年度に診断を行い、補強等必要がないとの診断結果であり、それ以外の戸建て住宅、長屋式住宅については、いずれも木造ないし木造モルタル構造で屋根過重が少なく、かつ柱密度が高いことから、さきの大震災でも被災が確認されておらず、当面耐震補強の必要がないものと考えております。

なお、耐震診断については、現在行っている改築工事、長寿命化対策等、めどがついた段階で取り組む予定であります。

3点目の25年度の網戸の取りつけ計画についてですが、先ほども申し上げましたとおり、今年度行う三堤住宅2号棟の修繕計画の中で入居者との協議を行いながら工事を実施する予定となっております。

4点目の生活保護世帯の住宅難についてですが、町営住宅は、公営住宅法に定める住宅であり、公平性を遵守する管理運営が基本であるものと受けとめております。生活保護法第14条では、住宅扶助として入居時に必要な敷金、礼金はもとより家賃、維持費等の扶助を受けられ、民間の賃貸住宅への入居も可能であり、現状では生活保護者が優先的に町営住宅に入居できるとの判断は、説明責任を含めできないものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 再質問、4点させていただきます。

1点目は、やはり現在の矢巾町の町営住宅は、築50年を経ているところもあり、近隣市町村であのような形で残っている町営住宅というのは、いよいよ矢巾だけになりました。そういう中で、いわゆるマスタープランと申しますか、将来的な改築計画を今立てる時期に来ているのではないかと思います。町営住宅を建てるには、やはり億という単位の大金が必要になってまいります。それを本当に壊れたときに取りかかるのではなく、今の段階で、やはりもう既にそういう時期が来ているのではないか。そういう点でマスタープランをしっかりと持つべきではないかということをお願いいたします。

2点目は、網戸の予定ですけれども、ことしは三堤住宅の2号棟をやるということですが、もう少しスピードを上げて進めることはできないのかについてお伺いをいたします。

また、三堤住宅3号棟、4号棟の網戸、それから改築の予定についてお伺いをいたします。

4番目として、生活保護世帯に対して優先的に町営住宅を提供することはできないと、それは私も重々承知をしております。しかし、町長は、施政方針の中で町民誰もが安全、安心で幸せを感じることができるとして目指すとしておりますけれども、残念ながら矢巾町内では、民間アパートで2万5,000円以下のところはないので、生活保護になった途端に町内にはいられなくなります。いわゆる難民になるわけです。これは、災害時の難民と

は違いますけれども、実際難民であることは違いありません。そして、私の知る限りでは、やはり紫波町に移住したり、盛岡市に移住したり、それぞれの苦肉の策をとっております。その方々だって昔はしっかり矢巾町民として税金を払い貢献してきた方々でございますので、やはり生活保護になった段階で難民になるというような状況を町長はどういうふうにお考えになっているのか。何か手だてはないのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

老朽化している町営住宅、これ戸建ての住宅だと思っておりますけれども、これについては、耐震診断のほうでも耐震診断の関係と町営住宅長寿命化計画、修繕計画の中では、一応計画が平成32年までの計画でございます。その中で平成32年までに耐用年数きますものがほとんどが戸建て住宅関係になっております。それで、それらについては、その中で改築にするのか、用途廃止するのか、それらの判断を32年までにする方針でいきなさいよというような形で修繕計画の中に入っております。

ただ改築する場合におきましては、用途地域というのは市街化区域です、にあるものについて一応優先して行くべきであろうと考えておりますが、ここについてはこれから先ほど申しましたけれども、長寿命化対策を終わってからの耐震関係を見ながら、というのは外壁補修とか、いろいろなことをやりまして、かなりリフォームをしております。ですから、今時点では、まず震災のときももったし、今もそういう戸建て住宅につきましては、修繕計画でリフォーム関係、かなりやっておりますので、そちらについては、まず当面は使用できるものという形で考えております。それでマスタープランの策定関係につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

2点目の網戸の設置のスピード化ということでございますが、やはり3点目とも関連するのですけれども、3号棟、4号棟、今年度は、25年度は2号棟の改修関係、外壁等とか、そういう形でやりますので、それらで網戸を設置すると。やはり効率よくやるためには、改修計画、これは年次計画で行っておりますので、2号棟をやれば、次3号棟、そして4号棟という順になります。ですから、その時点で同時にやったほうがより効率的にできるという解釈でございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

それと、4点目の民間アパート、2万5,000円以下のところは町内にないよと、それで難民となってしまうのでという形ですけれども、やはり公営住宅の政策といたしますれば、退居者が出た時点でリフォームかけて一般公募という形をとっておりますことから、どうしても

倍率が高くなってしまって、これは生活保護の方であろうとも低所得者であろうとも、やはり入居基準というのでは同一性をやっておりますので、ここにつきましては、町営住宅の政策といたしましてはそういう形で、確かに町外に出ていくというのは大変なことかもしれませんが、住宅としてはそういう形で対応させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 最後のところは町長の答弁を聞きたかったのでございます。

もう一つは、これから元気な町矢巾町といえども、人口は今現在少なくなってきております。2万7,500人まで増加しましたが、今2万6,700人とか、そこら辺で推移をしていると思います。それで、これからやはり子育て世代の人たちにしっかり矢巾町に定住していただくということで、その子育て世代の人たちが定住できるような町営住宅政策を考えていく必要があるのではないかと、特に不動地区には、小学校も今1学年1クラスですし、徳田地区もそうですけれども、徳田小学校もそうですけれども、やはり徳田小学校の場合は、まだ学区編成すれば、まだ可能があるかなというところもございしますが、不動地区の場合には、大幅な学区編成、例えば南矢幅2区、3区、4区ぐらいまで、5区ぐらいまで入れなければ、いずれ1クラスがさらに先細りになっていくという状況でございますので、やはり不動地区に子育て世代の人たちが住めるような町営住宅構想を持つてはいかかがかと、これは提言ですが、それを思います。それについてお考えがないかということと、先ほどの町長の誰もが安心して幸せを感じる町、その実現のために町営住宅政策どうしていくのかについて一言お願いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 女鹿副町長。

○副町長（女鹿春夫君） 町長にということでしたけれども、町長、ご答弁申し上げたことに尽きますし、また課長からも補足説明がございましたとおり、住宅政策の中では、今繰り返しますけれども、生活保護世帯だけをまた優遇するという施策はまだできておりません。今やっとDVの方々とか、そういう人たちの保護のために空けておくとか、そういったものがやっと国の施策の中で取り入れられてきましたので、そういった点でご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

○6番（小川文子議員） さっきの質問、不動地区に町営住宅の建設をする点です。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 不動地区への公営住宅の建設ということですが、今の総合計画上、建設の計画等はいたしておらないところでございます。それと、不動地区につきましては、市街化調整区域という形になっておりますので、公営住宅法関係とか、それら他法律の関係でございます。それらの検討等も必要となってきますことから、今時点では計画しておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、3問目に移ります。

3問目は、より安全な給食を目指すことについて質問をいたします。調布市でアレルギーのある児童が給食を食べた後に死亡するという痛ましい事故が起きるなど、年々学校給食での事故がふえております。より安全な学校給食を目指すとともに、注意しても事故は起こる可能性があることから、その対策を再検討する必要があると考えますので、以下お伺いをいたします。

1番、当町のアレルギーを持つ児童への対応はどうなっているのか。

2番、教職員の研修及び児童へのアレルギー教育はどうなっているのか。

3番、事故発生後の対応と各学校でのエピペン、ノルアドレナリン注射の配備はどうなっているのか。

4番、放射性物質検査の状況はどうなっているか。

5番、給食の誤嚥についての対策をお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） より安全な給食を目指すことについてのご質問にお答えいたします。

1点目の当町のアレルギーを持つ児童への対応についてですが、学校給食共同調理場では、児童・生徒の食物アレルギーの有無及び原因食品等について把握するため、毎年度調

査を実施しており、平成24年度は81名の児童・生徒について把握しております。そのうち自身で除去が行える、牛乳を除くまたは弁当を持参とする児童・生徒は全部で64名、給食のアレルギー除去食の提供を必要とする児童・生徒は17名となっております。なお、除去食を提供する場合は、医師の診断書により保護者と面談を行い、調理工程上から原因食の除去できるものについて児童・生徒個々の状態に応じた給食を提供しております。

2点目の教職員の研修及び児童へのアレルギー教育についてですが、1点目に申しあげました対象児童・生徒の状況について、各学校と共同調理場において綿密な打ち合わせを行うとともに、本年2月に文部科学省から通知のあった日本学校保健会が発行している学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの活用により、教職員が情報を共有するとともに、各学級においても安全な給食がとれるよう担任教諭が指導を行っているところであります。

3点目の事故発生後の対応と各学校でのエピペンの配備についてですが、現在医師からエピペンを処方される程度の児童・生徒はおりませんが、今後エピペンが必要となった場合は、保護者や担当医師と綿密な打ち合わせを行いながら対応してまいりたいと考えております。

4点目の放射性物質検査の状況については、昨年から継続して測定しており、測定結果は、町ホームページに掲載し、随時公表しておりますが、全て不検出となっております。

5点目の給食の誤嚥についての対策についてですが、食事時の姿勢をよくし、食べ物をよくかむことやマナー等について学校の食育学習時間に栄養教諭が指導を行うとともに、毎月発行の給食だより等で発生しないよう啓発に努めているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） ただいまの答弁は、大変基本に忠実に沿った誠意のある回答だったと思います。

こういう問題が今クローズアップされておりますけれども、それはアレルギーによる事故が大変多発をしております、平成17年には160件だったものが平成23年度には311件と、大変倍ぐらいにふえていると。しかも小・中学校の約3%、33万人の方々がこの食物アレルギーを持っているという現実がございます。それで、今の対応で十分かとも思いますが、一般に事故が起きないように努力はされますけれども、事故というのは、どんな

に注意していても、いろんなことが重なれば起き得るものだという捉え方が大切かと思えます。その場合に、対応をどのようにとるかが、例えば先生の責任にならないために、そして学校の責任にならないために、そして父母を悲しませないためにも大変必要なことではないかと思えます。

そういう点からまいりまして、エピペンを使わなければならないほどの重症なお子さまはいらっしゃらないということでございますけれども、例えばアレルギー反応が出た場合、食事をした後にアレルギー反応が出た場合には、救急車の配備をする、これが一番大事ではないかと、私専門家ではないですが、思います。食物アレルギーの場合は、食べてから消化されて摂取しますので、反応が出るのに30分、40分かかります。ここであれば、救急車で運ばれても近隣に病院がございますから十分対応ができます。エピペンとて、これは心臓、強心剤とか、あるいはショックを抑える薬ですので、気管を広げる薬ではないのです。そのために気道がふさがった場合には、エピペンではどうにもできません。そういう点では、救急車には気管挿管がございます。そういうことから思えば、多少これは大丈夫かなと思うようなことであっても、食後にぐあいが悪くなった場合には救急車の配備を頼むというのが最も理想ではないかなと私は考えます。それから、そこら辺の対応をお願いしたいところです。

もう一つは、放射能の検査もしっかり1年間やられてまいりまして、ご苦労には本当に感謝をいたします。それで、何も出てこなかったということは、大変幸いなことでございますが、最近専門家の中から毎日飲む牛乳については、市販に出回っているものではあるけれども、検査をしてほしいという要望がございます。これは、町内の管理栄養士の方でございますけれども、やはり一定程度検査が行き届いて、検査にもなれて体制がうまく進んできておりますことから、これからは少しそういうふうな、特別のメニューに対しても、要望があった場合には、随時受け入れられる範囲の中で受け入れていくという方向性があるのもいいのではないかと思えますが、この点についてお伺いをいたします。

3番目は、誤嚥の問題でございますけれども、確かによくかんで食べれば、誤嚥は起きないと思えます。そういうふうな予防措置が最も適切ではあると思えますが、実際にやはり起きないことが起きてしまうのがこの事故でございます。私も実は誤嚥について3例ほど自分も経験しているものですから、ちょっとここでご紹介もしたいなと思えます。時間がちょっとございますので、実際私が久慈にいたときに酪農家のお子さま、赤ちゃんがイクラをのどに詰めて誤嚥をして亡くなってしまいました。これは、山のほうだったもので

救急車が間に合わなかったのでございます。2例目は、私が動物病院を開業しておりますが、10年ほど前、不動小学校の2年生の女の子があめ玉を舐めていて、うちの周りの犬たちと遊んでいて、そのあめ玉を飲み込んでしまったのでございます。それに気づいたお客さんがこの子はのどに何ら詰まらせているよというので連れてきたのですけれども、顔は蒼白でしたが、唇がもう紫になっておりました。それで、最初はおなかをぐっとして出せば出せるということでしたけれども、とてもそんなので出なくて、次背中叩きましたけれども、それでもとても出なくて、結局足を両つり、足をつって逆さまにして背中をぼんと叩いたら、ぼんとコーラあめが飛んで出たことがございます。

なので、特に誤嚥の場合は、救急車を待っていても時間がないですし、そのとき救急車にも電話したのですけれども、何の関係か119番に通報が届かなかったのであります。だから、そういうことも、回線が混雑しているのか、いろんな原因があるかと思いますが、そういうこともございますので、私自身もホヤの缶詰を食べていて、ホヤがのどにひっかかったことがございまして、やはり息苦しいことがありました。これは病院に行ってとっていただきましたけれども、やはり注意しているようでも誤嚥の問題もございますので、そういうふうな対策をやっぱり教職員の中で共有しておくことは必要ではないかなと思いますので、これはちょっと蛇足かもしれませんが、申し上げておきます。

それでは、話が長くなってしまいましたけれども、その救急車を配備することと、それから牛乳等検査できないかということについてご答弁をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 佐々木学務課長。

○学務課長（佐々木文子君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目のアレルギーを持っているお子さんが、例えばアレルギー症状が起きた場合に、救急車の配備等についてということでもございましたが、実際小学校におきましてもそういったことがありました。学校長の判断におきまして、すぐ救急車をお願いをいたしまして病院に行って、あるいは保護者に連絡をして点滴を打つとかの処置をしまして、その児童は何事もなくまず1日ぐらい休んだくらいでおさまった状況でございますので、そういった判断をすぐいたしまして、救急車等をお願いすることとしております。

それから、2点目の放射能検査で特に牛乳の検査ということでもございます。前にもご質問があったときにお答えいたしておりますが、今現在調理場で検査している放射能検査の中で1食分の中に牛乳も含めて検査をしております。年間172日の検査でございまして、毎日行っている状況で、いずれも検出はされないという状況です。ただ、それ以外に要望が

ある場合については、時間のある限り、あるいは個人的に調べてもらいたい場合は、農林課のほうでもそういったことをできる状態となつてございますので、ご要望にはお応えできるかと思ひます。

3点目の誤嚥についてでございます。このことにつきましては、今のところは特にエビペンを必要とする児童はございませんが、例えば摂食とか、嚥下障害等がある児童・生徒への対応が必要な場合、保護者等と綿密な打ち合わせをしまして、学校ででき得る限りの対応をすることとしてまいりますので、どうぞご理解をよろしくお祈ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 藤原梅昭議員 登壇）

○13番（藤原梅昭議員） 議席番号13番、藤原梅昭です。私は、モットーとして笑顔が一番、元気が一番、矢巾が一番ということで政治活動をさせていただいておりますけれども、議員活動の心情として是は是、非は非と、俗に言う是々非々の姿勢で臨んでおりますので、ひとつよろしくお祈ひします。

今定例会の川村町長さんの施政方針演述は、まず東日本大震災への哀悼の言葉から入られ、私も意を同じくしているものです。お亡くなりになられた方々には、ご冥福をお祈り申し上げます。いまだ本県で1,700強、全国でも2,700人以上の方々が行方不明ということで、昨年末のデータですけれども、そのような状況で来週の3月11日ではや2年がたとうとしておりますが、岩手県としては、復興元年と位置づけられ、去年は被災地ではもちろんのこと、全国各地、世界各国から支援が行われました。今25年度は復興加速年として、さらに復興に加速をつけ取り組んでいくとしておりますが、月日がたつにつれ風化されがちですので、あえてときどき対応状況を伺いたいと思ひます。

まず被災地支援状況及び本町に避難されている方々の受け入れ状況はどのような形になっているか伺ひます。

環境施設組合での大槌町分瓦れき処理の対応状況をお伺ひします。

3つ目に、原発事故に対する放射能汚染の農家及び農畜産物に対する本町の支援状況をお

伺います。

4つ目に、原発事故に対する賠償金課税が問題になっておりますが、対象者に対する本町の対応状況をお伺いします。

5つ目に、原発の再稼働について、国を挙げて議論されておりますが、脱原発の考えに変わりはないのかお伺いいたします。

6つ目に再生可能エネルギーの推進は、どのような進捗状況になっているか。また、省エネルギーの進捗状況もあわせてお伺いします。

7つ目に、被災地東北、岩手県の復興に欠かせないのは、経済の活性化、雇用の創出と思われれます。そこで、世界の中でただ1カ所に決めようとしている最先端科学のILC計画、国際リニアコライダー計画と言いますが、建設費約8,000億円、雇用も年8,000人強と推計され、日本が最有力で佐賀県の背振山地と北上山地の誘致活動が盛んに行われております。そこで本町としての支援に対しての考え方、今後の取り組み方をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 13番、藤原梅昭議員の東日本大震災後の支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の被災地支援状況及び本町に避難されている方々の受け入れ状況についてですが、被災地支援状況は、震災当時は、普代村、宮古市、大槌町、山田町等に人的、物的支援を行ってまいりましたが、本年度は釜石市に人的派遣を行っており、来年度においても被災地に対し職員1名を派遣することとしております。そのほか、岩手県から保健活動における保健師等の派遣協力依頼を受け、平成24年10月に大船渡市へ、11月には陸前高田市へ延べ3日間、5名を派遣しております。

また、本町に避難している方々への支援としましては、県の補助事業を活用し、被災者健康づくりサポート事業を実施しており、全国被災者情報システムに登録している名簿をもとに長期にわたり町内で避難されている49世帯を対象に保健師等が家庭訪問による健康生活調査を行い、健康状態や生活状況等の把握と健康支援情報提供を実施しております。さらには、被災者健康応援交流事業を町社会福祉協議会へ委託し、被災者の方々を対象とした交流事業を4回実施いたしました。参加いただいた避難者の方々は、延べ60名、一方支援者として参加いただいた町民は延べ57名であり、地域の方々との交流活動を通じて心身の健康不安の解消を図り、少しでも安定した生活が送れるよう支援してまいりました。今後も本事業を活用

しながら避難者の方々の健康状態の維持や健康不安の解消、住民同士の交流を図り、町として支援を継続してまいります。

次に、本町に避難されている方々の受け入れ状況についてですが、本町に避難されている方々は、ピーク時においては、59世帯、140名が避難されておりましたが、3月1日現在では51世帯、125名となっており、そのうち本町に住民登録をした方は、30世帯、72名となっております。

2点目の大槌町分の瓦れき処理の対応状況についてですが、震災に伴う被災地からの災害廃棄物の受け入れ処理については、岩手県が策定した災害廃棄物処理計画に基づき、大槌町からの震災瓦れきを盛岡・紫波地区環境施設組合は、昨年2月27日から受け入れを始め、現在も継続して焼却処理を行っているところであり、平成26年3月までの処理計画となっております。

本年2月末現在での処理量は2,946.67トンとなっており、計画処理量7,200トンに対し、執行率は40.93%となっているところであります。

なお、年次点検の実施に伴うごみ焼却炉の休止等により、処理量が当初の計画より下回っておりますが、今後処理計画の見直しを行い、計画量の処理を促進し、沿岸地域の復興支援に努めてまいりたいと存じます。

3点目の原発事故による放射能汚染の農家及び農畜産物に対する本町の支援状況についてですが、支援状況については、昨日村松信一議員のご質問にもお答えしたとおりJAグループにより設立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導により、被害がありました畜産関係と菌茸類の賠償請求等を行っておりますが、特にも風評被害の影響が大きい原木シイタケについては、岩手中央農業協同組合、同管内3行政地及び生産代表者12名で構成する原木シイタケ専門部会放射能対策委員会を昨年10月に設立し、より具体的対策を進めているところであります。

また、県との連携による各種イベント等を活用した効果的な安全、安心の情報発信により、風評被害の払拭に努めておりますが、畜産関係における枝肉価格の伸び悩みや廃用牛の処理遅延による更新の停滞、菌床及び原木シイタケの価格下落など、依然として厳しい状態が続いていることから、社会状況を踏まえながらも今後とも風評被害の払拭に努めてまいりたいと考えております。

4点目の原発事故に対する賠償金課税が問題になっているが、対象者に対する本町としての対応状況はについてですが、本町の東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能被害

に対する損害賠償金請求は、岩手県農協中央会が中心となり、J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会を平成23年7月に設立し、損害を受けた生産者の委任を受けて行っているところであります。

損害賠償金請求には、心身に加えられた損害、いわゆる慰謝料等や必要経費に算入される金額を補填するもの、棚卸資産の損失に対するものや休業期間中の収益補償など、農業所得等の収入金額にかわる性質を有するもの、業務に従事することができなかつたことによる減収分の補償などがありますが、現在本町における岩手県協議会での損害賠償金請求は、棚卸資産の損失に対する補償、風評被害による収入減少に伴う農業所得等の収入金額にかわるものの損害賠償金が主なものと伺っております。

支払いを受けた損害賠償金等の具体的課税関係については、当事者間の合意や和解等において確定し、支払われることとなった損害賠償金等の内容を確認の上、判断することとなっております。

なお、損害賠償金が農業所得等の収入金額に算入される場合であっても、必要経費に算入される金額を補填するためのものは、その必要経費と相殺され、所得は発生せず、収益補償についても必要経費を控除して所得が発生しなければ、課税関係は生じないこととなっております。いずれにしましても、損害賠償金等の収入に計上すべき時期は、一般的には東京電力と岩手県協議会との間で合意や和解が成立したときとなります。

本町の対応としましては、現在のところ個々具体的な話は来ておりませんが、今後の状況を見ながら所得税法の規定に基づいて進めてまいります。

5点目の原発の再稼働について国を挙げて議論されているが、脱原発の考えに変わりはないかについてですが、震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い国のエネルギー政策が一変したことから新たなエネルギー政策が求められたことを受け、本町では新エネルギービジョンの見直しを行ったところであります。改訂内容は、本町での対応可能な再生可能エネルギーの推進と震災前の基幹エネルギー需要量の削減に努めることとしたところでありますが、現段階において脱原発により再生可能エネルギーのみでのエネルギー需要量を確保する計画とはなっていないところであり、将来的には原発依存度を少しでも下げるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

6点目の再生可能エネルギーの推進の進捗状況と省エネルギーの進捗状況についてですが、平成24年度において家庭用太陽光発電システム設置導入助成として50戸分の予算を確保し、現在までに49戸の申し込みを受けているほか、岩手県再生可能エネルギー設備導入等支援基

金事業を活用し、公共施設4カ所に新たに太陽光発電設備の設置を進めているところであり、平成27年度までに10カ所への導入を計画しているところでもあります。

また、民間業者によるメガソーラー施設の設置について、ことし1月に協定を締結しており、夏ごろの完成予定とされておりますが、稼働いたしますと200万キロワットアワー以上の年間発電量が見込まれているところであり、今後もメガソーラー施設の立地に向け、県と連携を図りながら推進してまいります。

省エネルギーの推進については、町広報紙に節電への取り組みのお願いを掲載し、周知を図るとともに、イベントにおいて町秋祭り会場でエコカーや太陽光発電設備、エコキュート、LED照明などの省エネシステムの展示と相談会を開催し、実用化への啓発を図ったところであり、新エネルギービジョン改訂版に掲げている平成32年度目標値に向けて取り組んでまいります。

7点目の国際リニアコライダー計画の本町の考え方と今後の取り組みについてお答えいたします。ご承知のとおり、国際リニアコライダー計画は、全長約30キロメートルの直線上の加速器をつくり、現在達成し得る最高エネルギーで電子と陽電子の衝突実験を行う計画で宇宙初期に迫る高エネルギー反応をつくり出すことによって宇宙創造の謎、時間と空間の謎、質量の謎に迫るものであります。この巨大実験施設誘致には、アメリカやヨーロッパでも動きを見せておりますが、日本では強固な地盤が不可欠で北上山地と福岡県と佐賀県にまたがる背振山系が候補地として名乗りを挙げているところであり、本県の北上山地に建設が決定した場合には、地域への経済波及効果は4.3兆円が見込まれ、延べ25万人の雇用を創出することも予想されております。

このため、岩手県はもとより東北地域を挙げて誘致活動に取り組んでおり、7月とも言われる国内候補地一本化に向け熱を帯び始めております。県内における膨大な経済波及効果と雇用の創出は、被災地復興の大きな後押しとなることから、岩手県町村会でも要望しているところでもありますが、本町といたしましても岩手県の誘致活動に協力をし、機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 時間も大分押しているようなのですけれども、それでは再質問をさせていただきます。

原発の放射能被害に関しては、特に本町特産であるシイタケ栽培に打撃が大きく、政権がかわったために与党の国会議員に初めから説明が必要になったとか、販売先の基準がばらばらとか、まだまだ風評被害に対し、大変苦勞している状況ですので、生産者の立場に立ったきめ細かい支援をお願いしたいと思います。

原発の再稼働に関しては、原発事故ではまだまだ故郷に帰れない多くの方々の状況を思えば、同じ東北人として容認できません。日本周辺に2,000はあるという活断層の状況も解明されず、安全性を担保するのは不可能に近いとも言われております。また、核燃料廃棄物、通称核のごみと言われておりますけれども、青森県の六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場に大量に集積、保管され、もう保管場所がなくなっているというような状況なそうでございます。このような先の見えない状況で、今がよければよいという考えではなく、将来世代のために再稼働すれば、ますます危険が蓄積されるということを認識するべきと考えます。

再生可能エネルギーに軸足を移すことにより、開発スピードをさらにアップし、格段に技術が進むと思われ、問題になっている価格も間違いなく改善されます。水を含めた食料政策とエネルギー政策は、国の安全保障としても最も重要であり、本町としても最大限力を入れるべきと思われ、メガソーラーについても第2、第3の導入を図るべきと考えますが、決意のほどはかがかもう一度お伺いいたします。

I L Cについては、数千人と言われる科学者、技術者と、その家族が世界各国から来て居住することになると言われております。まさに東北、岩手に国際都市ができ上がると、子どもたちにとっても夢のような話が進んでおります。政府としても本腰を入れ始めており、ぜひ本町としてもいろんな機会を通じ、支援の声を上げていただきたいと思っております。

さらに、数千人の海外からの移住者に対する受け入れ体制として、国際語となっている英語教育、特に英会話についても重要となってきますが、北上の黒沢尻北小学校は、教育課程特例校として全学年で英語の授業を展開し、1年生から学んでいるため、物おじせず、効果を上げていると言われております。

2020年の東京オリンピック招致活動が盛んになっており、一昨日からI O Cの委員が視察調査に東京に来ております。また、きょう、あすとWHO、世界保健機構の国際会議がこの岩手医大矢巾キャンパスで、海外より17カ国、70名の関係者が集まり、WHO、震災後の保健セクター復興国際会議も開かれます。本町として今後を見据え、この英語教育をどのようにお考えなのか、特に元不来方高校の校長先生でおられました外国語教育に熱心だった松尾教育長さんにお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） ただいまのご質問にお答えします。

まず1点目の特に被害の大きいシイタケ関係の部分、シイタケ農家等への支援策についてでございますが、議員お説のとおりこの部分につきましては、きちんと細部について支援しなければならないなというふうな考えは共通でございます、私どももその意でもって進めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご支援、ご指導お願い申し上げたいと思っております。

特にも前段町長のほうで答弁がありましたように、原木シイタケの専門部会の協議会のほうの部分につきましては、関係機関、町のみならず関係機関が入っておりますので、その辺は綿密に勉強しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） ただいまの2点目のご質問にお答えいたします。

脱原発にかかわります再生可能エネルギー対応等々の関係の考え方でございます。こちらにつきましては、議員お説のとおり脱原発に関しては、今国で議論されているところでありまして、そちら、動向非常に気になるところでございますけれども、お説のとおり再生可能、それにかわる本町でできる再生可能のスピードアップ、こちらの部分について、それぞれ格段の技術進歩、これも見込まれる状況でもあるし、こちら辺のところをもう少しということで、その中でメガソーラーの関係の決意と、今後の決意というふうなご質問だったわけですが、本町におきましては、先ほど町長答弁いたしましたことし1月、民間業者によりますメガソーラーの設置いたしましたところでございまして、今後の計画につきましては、この場所以外、矢巾町で県と連携を図って候補地、宣伝と申しますか、PRしている場所がございます。この部分につきましては、県と連携を図っているわけですが、今後の見通しとしまして、県のほうから町独自のPRというのも目出しされているところでございますので、4月以降になると、はっきりした時点になりますけれども、4月以降と捉えてございますけれども、この部分につきましては、町独自の候補地、現在和味牧草地4.2ヘクタールのところを候補地と思っておりますけれども、そこら辺も含め町の町有地の部分の候補地の見直しも含め検討いたしまして、ベースにいたしました町のホームページ、こちらのほう

での周知に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育長。

（教育長 松尾光則君 登壇）

○教育長（松尾光則君） それでは、藤原議員の英語教育についてお答えいたしますが、本町では、この新学習指導要領に入る前には、小学校1年生から6年生まで年間10時間ぐらいの担任とALTの活用の授業をしてまいりましたが、新学習指導要領になりまして、5、6年になりまして、年間35時間、1年生から4年生までは、他の教科もふえましたので、残念ながら今3時間、全てALTを活用した形で導入しております。

したがいまして、これは手前みそになるかもしれませんが、子どもたちは非常に外国人に対しても堂々と対応しているというような状況でございますし、多分教育民生の委員さんたちからもお話を聞きになっていると思ひますが、授業も参観していただいております。

なお、その成果が中学校に入ってから英語教諭の先生方からは、従来よりは非常にのみ込みが早いという形でのお答えをいただいております。

はっきりした数値を申し上げられませんが、中学校の県内の英語のテストを実施しておりますが、本町は上位でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 大変ありがとうございました。私は、英語が不得意だったので、特にその必要性を痛切に感じておりますので、ぜひ国際人を育てながら矢巾の将来をそれぞれ担ってもらおうという意味でぜひそちらのほうにもお力を入れていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員の質問の途中でございますか、昼食のため休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時17分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、藤原梅昭議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、第2問目の質問に入らせていただきます。体育振興について。

教育行政方針の中で将来を担う人材育成が必要であり、教育、文化、スポーツ振興の果たす役割は、より一層重要であると考えているとあります。スポーツの世界では、心、技、体とよく言われるわけですが、私はまず体力づくりが第一で、体、技、心、いわゆる健全な身体に健全な精神が宿ると考えております。子どもたち、若者はもちろんのこと、日本一健康な町やはばのスローガンのもと、長寿社会となってきた現代社会では、病気の早期発見、早期治療ももちろん大事ですが、食事とともに体力の維持増進により、病気にかからない体力づくりが特に大事と考えることから以下伺います。

本町の体育施設として、この体力維持増進すべく運動施設が大変不足していると指摘されております。この町民の声をどう捉えて、今後どのように対応していくお考えなのか伺います。

2つ目に、3年後の2016岩手国体にて、本町はデモンストレーションスポーツとしてスポーツチャンバラとラジオ体操が実施される予定となっております。今後の推進計画について具体的にお伺いいたします。

3つ目に、2019年ラグビーワールドカップの日本開催が決定しているわけですが、日本全国の10都市で試合が開催され、2014年までに開催地が決定される予定です。岩手釜石市でも誘致活動が盛んに行われておりますが、復興支援としての本町の支援対策をお伺いいたします。

以上、お願いします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 体育振興についてのご質問にお答えいたします。

1点目の本町の社会体育施設として、健全な身体を維持増進すべく運動施設が大変不足していると指摘されておりますが、この町民の声をどう捉えて、今後どのように対応していくお考えなのかについてですが、本町では、町民の生涯スポーツに対するニーズが多様化する中、第6次矢巾町社会教育計画に基づき、町の目標である日本一健康な町やはばの実

現に向け、多くの町民が世代を越えていろいろなスポーツを楽しめる環境の充実を目指して、町体育協会と連携し、各種事業を実施しております。

議員ご指摘のとおり、本町における社会体育施設は、町民総合体育館と総合グラウンドの2施設で、特にも屋外施設が少ない状況にあります。しかしながら、新たな運動施設の整備については、多大な経費を必要とすることから、紫波町と住民相互の利便性を図るため、紫波町・矢巾町における公の施設の使用に関する協定を締結し、社会体育施設と文化施設の相互利用をしているところであり、今後とも活用していく考えであります。

さらに、町内の小・中学校の学校開放による体育施設の利用について余裕のある施設もあることから、利用の促進を図り、町民のニーズに対応してまいりたいと存じます。

また、健康増進の観点でのレクリエーションスポーツについては、平成21年に設立された総合型地域スポーツクラブが各種スポーツ教室の開催や会員によるサークル活動等、町民総合体育館を中心に、その活動を行っているところであり、今後とも町体育協会を初めスポーツ推進委員等とも連携し、町民の健康増進を図ってまいりたいと存じます。

2点目の2016岩手国体において、本町はデモンストレーションスポーツとしてスポーツチャンバラとラジオ体操が実施される予定となっており、今後の推進計画についてですが、スポーツチャンバラについては、競技用具の整備を図るとともに、教室、講習会等を開催し、競技の普及と選手の育成に努めてまいります。ラジオ体操については、6月に岩手県ラジオ体操連盟主催による岩手県指導者講習会を当町で実施する予定であり、この講習会を活用し、地域や団体の指導者を育成していきたいと考えておりますし、8月にはNHK夏季巡回ラジオ体操、みんなの体操会を招致し、町民の機運を盛り上げていきたいと考えております。

また、町教育振興運動と連携し、夏休みのラジオ体操の充実を図るとともに、地域、職場等のグループによるラジオ体操の推進にも努めてまいります。

3点目の2019年ラグビーワールドカップの日本開催が決定しており、日本全国10都市で開催され、2014年までに開催地が決定される予定で岩手の釜石市でも誘致活動が盛んに行われているが、本町としての支援対策はについてですが、現状では、釜石市からの働きかけはなく、詳細を把握していない状況にあることから、今後釜石市、岩手県ラグビー協会や近隣市町村の動向を見ながら検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 以前県営運動公園を矢巾町に誘致しようという運動が大変高まっておりますが、バブルが弾けた後、厳しい経済情勢が続き、頓挫した経緯があります。矢巾町民としては、大いに期待しながら自前の運動施設は我慢に我慢を重ねてきましたが、頓挫した後も多大な経費がかかると、新たな施設はつくらないとの答弁であります。今までも二言目には、紫波町施設との相互利用の話しか出てきません。町民が身近に必要なと要望していることに対して何ら答えになっておりません。町民のニーズに対応することとは、体育協会も含め、町当局と具体策を検討し、行動を起こすということだと思いますが、教育委員会としていかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町の運動施設につきましては、先ほど職務代理のほうからお答えしたとおりでございますけれども、再度のお答えになるような形になりますが、体育施設一つつくるにつきましても多大な経費を要するというようなことで、紫波町にしても文化施設につきましては、多大な経費がかかるということで、相互の理解のもとに協定を結んでやってきております。本町といたしましても、やはり運動施設ないことは事実ですが、今申しましたとおり、やはり大きな経費を要することになりますので、先ほど職務代理のほうからお答えしたとおり、やはり紫波町との協定を活用させていただきながら運動施設のほうの充足を図ってまいりたいというような考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 2016年の岩手国体の正式種目は37競技、24市町村、特別競技は1競技、4市町、公開競技は4競技、4市町でそれぞれ開催されますが、矢巾町では1つもこの中に入っておりません。施設が整備されていないからにほかなりません。デモンストラーションスポーツ17競技、14市町村の中でようやくスポーツチャンバラとラジオ体操で名前が出てきますが、活力ある矢巾町として、正直残念でなりません。きのうの山崎議員の一般質問の中で、矢巾中学校跡地の有効利用として屋内スポーツ施設やジョギングコースなどの整備の要望に対し、町長答弁として前向きに検討すると力強い答弁をいただきました。教育委員会の立場としても、もっと強力に要望していただきたいということを再度

この場で力強くお願いいたしたいと思います。お願いします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育長。

○教育長（松尾光則君） 町民のニーズに応えるような施策を教育委員会としても力強く発信すべきではないかというご指摘についてお答えでございますが、藤原議員の今のお気持ちは十分にご理解できますが、今矢巾町は大型プロジェクトの事業が進んでおる状況の中で、町民のためにスポーツ施設となれば、莫大な資金を要するということになりますので、そういう観点からまだそういう力強い力を発信することができかねている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） いろいろ大変財政的にも苦しいと、そういう状況は、私もよく存じておりますが、今までそのハードのほうにかなり力点を置きながら財源をいろいろ使ってきました。おかげで非常にハード的には住みやすい町になってきたと、これは私も認めるところでございます。ただ、これからさらに発展させると、あるいは矢巾町に住んでみたいと、住んでよかったというふうに思うのは、ハードだけではなく、そういうソフトの部分でやっぱり力を入れていくべきかというふうに考えております。

財政的に苦しければ、今はお金をかけないで町民全員でグラウンドを整備してでも使えるようにしておくとか、何年後かにはそれに対して応えられるような、そういう財政状況に持っていくとか、そういう長期的なビジョンも含めながらひとつ町民が近くに運動施設が欲しいと、これは子どもたちだけではなく若者あるいは年配者の方々からも非常に声が高くなっておりますので、ひとつその辺の要望も酌みながら今後の計画に生かしていただきたいと思いますが、副町長さん、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 女鹿副町長。

○副町長（女鹿春夫君） お答えを申し上げます。

今藤原議員仰せの部分もありますけれども、先ほど教育長のほうからも答弁いたしましたように、やはり町の総合計画の中で順次整備するということで我々今実施しておるわけでございますので、その辺のご理解もいただきながらこれからいろいろ議論してまいればいいのかと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは続きまして、財務状況についてお伺いいたします。

新しい地方公会計制度において、財務書類とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表をいうわけですが、本町の平成21年度、22年度の分は、昨年2月17日に示されました。そこで以下伺います。

平成23年度分はいつ示されるのかお伺いします。

平成23年度分のプライマリーバランスは、どのような状況だったでしょうか。

2012年4月1日現在のラスパイレス指数、いわゆる国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料指数が発表されましたが、今後の対応策について伺います。

地方交付税が減額されると言われておりますが、それに対する対応策もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 13番、藤原梅昭議員の財務状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の平成23年度分財務4表をいつ示されるのかについてですが、今月中旬の完成を目標とし、現在最終調整中ですが、完成した際は、矢巾町公式ホームページ上と広報やはばに掲載することとし、電子媒体及び紙媒体の公表を予定しております。

2点目の平成23年度のプライマリーバランスについてですが、平成23年度決算の元金ベースでは、プラス約2億9,000万円、元利ベースでは、プラス約4億5,000万円となり、どちらも黒字であります。

3点目のラスパイレス指数が発表されたが、今後の対応はについてですが、平成24年4月1日現在の本町の指数は100.6となっておりますが、これは国家公務員の時限的な給与削減特例措置の影響で、一時的に指数が上昇したものであり、本町は、これまで人事院勧告に準拠しつつ長年にわたり人件費の抑制に努めてきたところであります。現在国から地方に対して一方的な給与削減の要請がなされておりますが、国と地方との協議の場が設けられたものの、協議が整っていないところであり、その推移を見守っている状況にあります。

4点目の地方交付税減額の対応策についてですが、普通交付税については、平成24年度交付決定額、対平成25年度当初予算比較で12.1%減の17億3,530万円を計上しておりますが、減額されると見込まれる約2億4,000万円につきましては、財政調整基金の取り崩しで対応することとしております。

なお、平成25年度予算執行過程において、前年度歳計繰越金等の積み立て財源が発生した場合は、財政調整基金に積み戻し、予算執行の平準化を図るべく適宜補正予算を提案してまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ラスパイレス指数に関しては、ご答弁のとおり国家公務員給与が時限的に7.8%削減したために一時的に指数が上昇した結果ですが、盛岡市の108.1が最も高く、唯一県の107.1よりも高いと、逆に花巻市は99.1、普代村は99.5となっております。矢巾町は、県内33市町村中下から9番目、24番目です。町村だけでも20町村中下から8番目、13番目と、これまでもかなり抑制してきておりますので、答弁のとおり国からの一方的な要請に対しては、そのまま従う必要はないと、そのように思われます。

また、地方交付税減額の対応策は、決して借金をふやすことのないよう全職員、全市民の知恵と汗を結集した歳入の増額努力と歳出見直し、無駄な経費の徹底削減が今こそ必要だと思われませんが、いま一度ご決意のほどをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 沼田総務課長。

○総務課長（沼田良利君） それでは、私のほうから給与削減について、今の現段階での考え方をお話しさせていただきたいと思えます。

まず国におきましては、全国総務部長会議招集いたしまして、この削減方針について説明をいたしてございます。一方的説明と私のほうでは聞いておりますが、いずれにいたしましても全国総務部長の同意は得られておらないというふうに聞いております。

それから、それを受けて本来であれば、市町村の人事所管課長会議、県で招集するわけですが、それがいまだ開かれておらないということ、これがございます。

それから、3つ目でございますが、この給与の削減については、一方的国の押しつけであるというようなことで、地方6団体では、この反対活動を展開してございます。したがって、この給与削減要請につきましては、これら動向を見きわめ、慎重に対応してまいりたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 地方交付税の対応策についてでございますが、まずは財政運

営に当たりましては、長期的な視点に立って運営することが重要であると、こう考えております。その上で世代間の負担のバランスを考慮しながら安易に借金に頼らない、後年度世帯に過度な負担を残さないような対応が必要であると思っております。そのことから選択と集中を念頭に置きまして行政経営に努めてまいりたいと考えておるものでございます。今回編成に当たりまして、経常経費につきましては、物件費等につきましては数年にわたりまして見直しあるいは削減をしてきておりましたので、今回の予算編成の過程におきましては、大きな削減はできなかつたところではあります、これから予算の執行に当たりましては、十分見直し等を行いまして、経費削減にまず努めてまいりたいと思っております。

それから、地方交付税の減額に伴う対応につきましては、先ほど町長からも申し上げましたとおり、基本的に財政調整基金からの繰り入れでまず対応させていただいてございます。毎年度予算の平準化あるいは突発的な予算の執行にも対応するために、余裕がある場合といえますか、多少出てきた場合には、財政調整基金等に積み立てをさせていただきまして、安定した行政経営に努めていきたいと思っておりますので、そういった方向で進んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 答弁ありがとうございました。給料については、以前もお話ししましたけれども、優秀な人間あるいはそれなりの実績を上げている職員の方にはいっぱい出して、いっぱい稼いでもらうというのがベースにあっていいのではないかというふうに私は考えておりますので、ただ全体の調整は必要だと思いますけれども、ひとつそういうメリハリのきいたやはり給与体系にして、十二分に力を発揮してもらおうという体系が非常に望ましいのではないかなというふうに考えます。

以上で私のほうの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

次に、2番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳です。今回は、教育委員長の平成25年度教育行政方針と町長の施政方針演述を受けて、それぞれ質問をさせていただきます。

最初は、教育委員長に質問をさせていただきます。たくましく豊かな心を育てるまちづくりを基本理念とした教育行政方針が述べられ、教育行政に携わる決意のほどが伝わる内容でした。その中から予算を含めまして、以下3点についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、まずは町内の各小中学校の児童・生徒の生活態度は、学校内外におきましてもすばらしく、教職員を初め関係者の日ごろの取り組みに敬意を表するものであります。この中で近年、学校間の児童・生徒数に格差が生じてきており、特にも小学校のスポーツ大会等では、運動能力に大規模校と小規模校では、ライバル不足等からか格差が生じているのではないかとの声もありますが、実態はいかがでしょうか。

あわせて学力におきましても同様に格差が出てきていないのか伺うものであります。

2点目は、社会教育における第71回岩手国体への取り組みであります。予定されているデモンストレーションスポーツの普及推進と、その具体策はどうでしょうか。また、カヌー競技の役員養成とありますが、選手の強化に向けた対策にどう取り組む計画なのか。さらには、他県選手の受け入れ体制の構築等、現在の国体準備室を今後どのように進めていくのかお伺いをいたします。

3点目として、史跡徳丹城跡の整備計画についてですが、当初予算からは前年比で1,721万3,000円ほどの大幅減となっておりますが、この根拠と将来的な計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

あわせてこの史跡関連事業により、史跡内にある徳田小学校が2020年までに移転とも示されており、過年度の地域懇談会では、第6次総合計画の終盤には、移転予定地が示されるとの説明がありました。現在徳田小学校は、耐震補強工事も完了し、児童数の減少から校舎にゆとりがあり、快適な学校生活が送られていると見えております。つきましては、近年の財政事情と演述にもありましたが、地域の緊急避難場所との位置づけもある中で、地域の教育、文化の拠点でもある徳田小学校の移転計画は、今後どのように進めるのか伺うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 種田教育委員長職務代理者。

（教育委員長職務代理者 種田 勝君 登壇）

○教育委員長職務代理者（種田 勝君） 2番、藤原由巳議員の教育行政方針と、その具体策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の小学校のスポーツ大会等では、運動能力に大規模校と小規模校では、ライバル

不足等から格差が生じているのではという声もあるが、実態はどうかについては、平成24年に実施した体力、運動能力テストの結果を見ると、小学校6年生においては、全ての小学校でほぼ全国平均の結果となっております。

また、町内の水泳記録会では、煙山小学校と徳田小学校から、陸上記録会では、不動小学校から、それぞれ新記録が出ており、町内4校が切磋琢磨しながら体力向上に取り組んでいて、運動能力において格差は生じていないと認識しております。

次に、学力においても格差が出てきていないかについては、昨年12月に実施した標準学力調査では、全ての小学校が全国平均を上回っておりますので、各小学校において適切な指導が行われ、町内小学校の格差は生じていない状況であります。

2点目の第71回岩手国体で予定されているデモンストレーションスポーツの普及推進と、その具体策はどうかについては、先ほど藤原梅昭議員にお答えしたとおりですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、カヌー競技の役員養成とあるが、選手強化に向けた対策にどう取り組むかについては、県カヌー協会が本県のカヌー競技の中枢をなしている不来方高校出身の大学生、一般選手をふるさと選手として招聘し、本県選手団の充実を図る意向であり、選手層の拡大と少年の部の選手強化を図るため、盛岡市立高校へのカヌー部設立を盛岡市及び盛岡市議会議長に対し、県体育協会と県カヌー協会共同で要望書を提出しており、設立されれば、不来方高校と切磋琢磨し、競技力が向上されると期待しております。

次に、他県選手の受け入れ体制の構築と現在の国体準備室を今後どう進めていくのかについては、昨年4月に社会教育課内に設置した国体準備室は、現在本町開催予定のデモンストレーションスポーツのスポーツチャンバラ及びラジオ体操の実施に向け、資料収集や関係団体との協議、調整を図っており、カヌー競技についても競技運営のあり方等、支援を図っているところであります。

今後は、関係団体の協力を得ながら第71回国民体育大会矢巾町準備委員会を設置し、総務企画、競技、式典、宿泊、輸送構造等の専門部会を設置する等準備を進めていく計画であります。この中で他県選手の受け入れ体制については、ラジオ体操は主に町民を対象に実施しますが、スポーツチャンバラにおいては、役員、選手150名ほどが来町し、このうち50名から60名ほどが宿泊する見込みであることから、矢巾温泉を活用し、受け入れる計画としております。

なお、カヌー競技については、盛岡市、奥州市の国体準備委員会に宿泊衛生専門部会が

設置され、それぞれ計画が策定されることとなっております。

3点目の史跡徳丹城跡の整備計画に関し、当初予算が前年比で1,721万3,000円の大幅減額となっているが、この根拠と将来的な計画はどうなっているかについてですが、平成25年度当初予算の史跡公園建設費が前年度当初予算に比べ減額した理由としては、平成24年度に実施した徳丹城造営1200年記念事業654万8,000円の減額と徳丹城跡土地買い上げ事業1,010万4,000円の減額が大きな要因となっております。

史跡徳丹城跡の整備計画については、平成24年第2回矢巾町議会定例会で齊藤正範議員の一般質問に町長がお答えしたとおり、財政状況を勘案しながら第7次矢巾町総合計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、徳田小学校の移転計画は、今後どのように進められるのかについてですが、第6次矢巾町総合計画後期基本計画では、平成32年を考慮して検討を進めることと定めておりますが、平成22年度に耐震補強工事を行ったばかりであり、移転するかどうかも含め検討を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 非常に丁寧なご答弁ありがとうございました。その中でいろいろ疑問点もあるわけですが、今回は意見として申し上げさせていただきたいというふうに思います。

1点目につきましてですが、これについては、それぞれの大会にて新記録も出ており、格差はないと認識しているとの答弁ですが、今後はさらに児童数の格差も予測される状況になってきております。そのことから、さまざまな面での学校間の格差が出ないように指導を希望するものでございます。

2点目につきましては、デモンストレーションスポーツの普及推進対策の一つとして、特にもスポーツチャンバラということになるわけですが、私も実際見てみたことは1回もありません。町民の中でも多分大多数がそうだというふうに私自身思っております。そこで、一つの提案ですが、この秋に開催される予定の町民運動会、もしくは多くの町内外から人が集まる、集う秋祭り等々にこの競技を公開してみたいかと思うので、要検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

また、カヌー競技の選手強化につきましては、答弁にあるように今後の取り組みを大いに

期待するものでありますので、ひとつ前回国体の大きな遺産でもあるカヌー競技でございます。ぜひともすばらしい成績をおさめられるようなその対策を望むところでございます。

また、選手の受け入れ体制でございますけれども、矢巾温泉の活用は、大いに望ましいところでございます。この国体を本町の観光資源のPRの場と考えるべく関係部署、各団体と連携の上、選手団に大いに喜ばれる歓迎体制の構築を望むものであります。

今東京では、2020年オリンピック招致に向けての運動がきのうあたりから正念場を迎えております。ぜひ成功して、再度の感激を我々も味わいたいものだというふうに思っております。ここにおられる皆さん、我々世代もそうでございますけれども、前回の東京オリンピック、そして前回の岩手国体、それぞれそのとき得ました感動を今さらながらきのうのように思い出すことが多々あります。その中でかなりの高齢にもなりましたが、いまだに各種スポーツに取り組んでおる仲間がたくさんおるわけでございまして、今度の国体とオリンピックでの感動が次の世代に継承し、本町スポーツ振興に大いに貢献されることを改めて望むものであります。

3点目の史跡の徳丹城跡の整備事業については、前からいろいろお話しされてございますけれども、多くの地権者が先祖伝来の土地を提供し、そしてきのう一部に交通の便が悪いというお話もありましたが、非常に交通の便のよい国道4号線をまたいでの一等地でもあります。今後とも本町の重要施策として隣接する川村運河の整備とともに、関係省庁と折衝を重ね、医大附属病院も開院することなどから、町内外から多くの来場者が来られるような施策を希望するものであります。

次に、徳田小学校の移転計画については、現状での答弁には理解いたしました。その中にはありますが、先月中旬ごろ、若干話題がそれですけれども、岩手日報紙のばん茶せん茶というコーナーがあるわけでございますが、そこに我が議会の大先輩から「あれから40年」と題した投稿がありました。今の徳丹城跡地に立っての思いが述べられておりました。今私たちは、あれから40年ではなく、これからの40年、50年、そして100年先を見据えて取り組んでいかなければならないと思っております。

徳田小学校の移転、先ほど答弁では、平成32年までにという答弁がありました。これがまだ7年先と見るか、あと7年しかないと見るか。いずれ移転する、しないを含め、児童数の格差を少なくする方策を重点に100年以上も前からこの地に小学校のある意義を再認識しつつ進めていただくよう意見を付してこの質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○2番（藤原由巳議員） それでは、2問目でございますが、川村町長にお伺いするものでございます。本定例会冒頭に述べられました施政方針及びその後提案されました当初予算について川村町長にお伺いするものでございます。

冒頭の所信表明演述は、細部にわたって町民が希望と夢を膨らませるものであったと評価する内容でありました。一方、当初予算にありましては、厳しい財政情勢を反映し、一般会計では自主財源50%を確保しましたが、総額では前年比5.4%減の87億円余となっております。このようなことを踏まえつつ、以下3点についてお伺いをいたします。

1点目は、歳入の中の税収についてお伺いいたします。1款の中での個人町民税、町たばこ税。2款での揮発油譲与税、自動車重量税。6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金がそれぞれ前年比で増額計上されておりますが、その根拠と今後の見通しをお伺いいたします。

2点目は、国は、先般決定しました超大型補正予算とあわせ、平成25年度一般会計当初予算が過去最大規模と見込まれる中、地方交付税は減額見込みとなり、大変危惧していると述べられておりましたが、今後国の24年度補正と25年度当初予算から本町が事業として要望し、取り組める事業はどの程度と捉えているのかお伺いをいたします。

3点目としては、施政方針でも述べられ、当初予算にも計上されております旧矢巾中学校校舎等の解体につきましては、既に1年以上も空き家状態となっており、防犯、防災、防火等の治安対策上からも速やかに解体し、更地化とすることを望むものであります。その後の利活用につきましては、既に龍澤学館から提案されている医療、福祉系の専門学校から将来の大学への計画は、生徒、教職員、関係事業者等多くの往来が見込まれ、交流人口と将来の定住人口増が想定されます。このことから、駅西地区の活性化のみならず本町西部地区の活性化と観光事業の発展にも大きな起爆剤となると思いますが、この龍澤学館の提案に対する川村町長の決意のほどをお伺いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 2番、藤原由巳議員の平成25年度施政方針及び当初予算案についてのご質問にお答えいたします。

1点目の歳入の税収と各種交付金の対前年度増額の根拠及び今後の見通しについてですが、1款1項1目個人町民税については、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、平成24年度から16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に

係る上乘せ部分の控除廃止により、平成24年度課税分から増加となっているところであります。その中で給与から差し引かれる特別徴収においては、徴収時期が6月から翌年5月までの2カ年度にまたがることから、平成25年度の4月、5月分は前年度課税、翌年度歳入として約1,400万円の増額を見込んでいるところであります。

なお、今後の見通しについては、近々の経済情勢は上向き傾向にありますが、賃金面ではまだまだ厳しい面もあることから、平成26年度から均等割が500円増額となるものの、大きな伸びは見込めないものと考えております。

次に、1款4項町たばこ税については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行により、平成25年4月1日以降に売り渡しが行われる製造たばこの本則課税分について、1,000本につき644円、旧3級品課税分については、1,000本につき305円が県から町へ税源移譲されることから、対前年で約1,300万円の増額を見込んでいるところであります。

なお、今後の見通しについては、健康志向の高まりなどから年々少しずつではありますが、減少していくものと見込んでいるところであります。

次に、各種交付金については、1月31日、総務省が都道府県に対し、平成25年度地方財政対策に係る説明会を開催した際の資料及び県が例年開催している市町村財政税務主管課長会議を中止したことによる代替として通知された県交付金の平成24年度決算見込みと平成25年度当初予算の伸び率等に基づき対前年度決算見込み比較で見積もりをしており、2款地方譲与税、6款地方消費税交付金及び7款自動車取得税交付金については、それぞれ増額の見込みとしたところであります。

なお、今後の見通しについては、国の制度改正等を注視しつつ、単年度ごとになりますが、総務省及び県が提示する情報に基づき適正に見積もりをしてまいります。

2点目の国の平成24年度補正予算と平成25年度当初予算から本町事業として要望し、取り組める事業はどの程度と捉えているかについてですが、国の平成24年度第1次補正予算関連については、現在調整中ですが、今定例会に追加提案する一般会計補正予算（第8号）に新規事業として里山再生松くい虫被害対策特別事業、前倒し事業分として二次救急医療設備整備事業及び徳田第2地区経営体育成基盤整備事業を計上することとしております。

次に、国の平成25年度当初予算関連については、本町一般会計当初予算の歳入、13款2項国庫補助金に2億2,713万7,000円を計上し、これを財源とする歳出の主なもの、6款農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業9,350万円、8款土木費の交通安全施設整備事業

1億878万4,000円、同じく矢巾スマートインターチェンジ整備事業8,192万5,000円であり、総額で10億1,102万6,000円の国庫補助事業に鋭意取り組んでまいります。

なお、今後要望、調査等の時点においては、詳細なる新規国庫補助事業の制度設計が示されるものと思われませんが、その際は、緊急性及び費用対効果を検証し、本町にとって有益事業と判断した場合、平成25年度予算執行過程において適宜に補正予算を提案してまいりたいと存じます。

3点目の当初予算にも計上されている旧矢巾中学校校舎等の解体については、防犯、防災、防火等の治安対策上からも速やかに解体し、更地化することを望むとのことについてですが、町としては教育施設が望ましいと考えた中で龍澤学館から既存校舎の有効活用したい旨の要望がありましたことから、私立中学校に活用することとして、文部科学省に対して既存施設の国庫負担事業の危険建物等の取り壊し免除承認申請書を提出して承認をいただいておりますが、諸般の事情により龍澤学館から私立中学校の開設が取り下げられ、活用されなくなったことや施設周辺の住民の方からも長期にそのままの状態では治安に不安があるとの話もありましたことから、新年度において解体することとしております。

次に、その後の利活用に提案されている医療、福祉系の専門学校から将来大学への計画は、駅西地区の活性化のみならず本町西部地区の活性化と観光事業の発展にも大きな起爆剤となると思うが、この提案に対する町長の決意のほどを伺うとのことについてですが、町としては矢巾中学校が移転した後の跡地利用については、昨日の山崎道夫議員のご質問の際にもお答えいたしましたとおり、さまざまな方々から提言があり、いろいろな提案の中から町の利益に資する観点から検討した結果、教育施設として活用することが望ましいと考えておりましたので、龍澤学館からありました専門学校から将来大学への移行を計画された今回の提案については、町が考えている教育施設であることや若い交流人口、定住人口が増加し、学生や教員などの消費活動による経済波及効果や学校機能の一部が地域に開放されるなどの利点が見込まれるなど、地域に活力が満ちて、駅西地区や西部地区の活性化、広域的には町内の観光振興にもつながることも予想され、専門学校開設のメリットは、地域へ大きく還元されるものと捉えており、ぜひ実現ができることを期待しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 非常に内容の濃い答弁ありがとうございました。その中で最初1点

だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

答弁の中にありました私立中学校に活用することとして文部科学省に対して既存施設の国庫負担事業の危険建物等の取り壊し免除承認申請書を提出して承認をいただいておりますがというところなわけですが、これはいわゆる私立中学校以外の用途に使うということになりますと、新たに建てられました中学校への補助金関連にも影響が出てくるものかどうか、その辺のことについて確認をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育長。

○教育長（松尾光則君） 今の既存施設の国庫負担事業の危険物等の取り扱い免除承認申請書に関してお答え申し上げますが、実はこれは県のほうを通して当初使用させていただきとお願いしたところ、一切県も文部科学省も駄目でした。しかしながら、こういう建物を利活用できるのであればということで川村町長が文部科学省に出向き、そして特例中の特例という承認を得たものでございます。したがって、この私立中学校として使用しない場合は、当然取り壊しの対象となります。

今議会において、いろんな議員の方々がその他の活用というお話が出ておりますが、これは一切文部科学省では認めておりません。したがって、現新校舎、矢巾中学校の補助金が校舎、それから体育館、プール等々あります。6億3,640万円、約6億4,000万円弱の国庫補助は、当然返納しなければならないという事態が生じてきますので、我々はそれが一番危惧している点でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 今の答弁、内容につきましては、私なりにはよく理解したつもりでございます。ありがとうございました。

そして、先ほどの川村町長の答弁、そして跡地の利活用にかかわる決意、再確認をさせていただいたというふうに思っております。その中で二、三、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

1点目、2点目の税収及び国からの予算配分等を含めた歳入全般につきましては、総体的には地道な企業誘致、そして岩手医大の開学等から定住人口は伸び悩んでおるものの、交流人口の大幅増加による町内での購買力の増加も税の増収の要因の一つではないのかなと私なりに感じたところでございます。また、国の補正予算、当初予算関連等については、今後

の予算委員会の場にて議論をいたしたいというふうに思います。

それから、３点目の矢巾中学校校舎部分にかかわる件につきましては、先ほども触れましたが、改めまして町長の決意を確認したという次第でございます。旧校舎の解体については、今松尾教育長のほうからお話がありましたが、やはり最初の答弁にもありましたように、治安対策上からも多くの町民が既に解体を望んでいるというふうに私は認識しておるものでございますので、予算成立後速やかな執行を望むものであります。

そして、その跡地につきましては、専門学校開設のメリットは、地域へ大きく還元されるものと捉えており、実現を期待するとの答弁がありました。我々議会は、昨年９月の定例会におきまして、矢巾中学校グラウンド関連条例案を反対多数で否決をいたしました。その後現在まで約半年間、町長等執行者側も、あるいは我々議員もその後の秋の収穫関連行事や、たまたまありました衆議院選挙、そして年末年始の行事等々本日までさまざまな会合で延べ数百人以上もの町民の意見を聞く機会を得ました。

その内容は、議員がそれぞれ判断した中で、議員活動を進め本日に至っているものとおもっております。そして、川村町長も我々以上に多くの町民の声を確認していることでしょう。本日の町長の決意は、既にけさの岩手日報紙を通じまして、時置かずに既に町民にも伝わることだと思っております。

きのうからの一般質問には、この問題に対しまして多くの議員からそれぞれ質問、意見が出ましたし、執行者側からも多くの答弁をいただきました。その中で特にも山崎道夫議員の再質問に対しまして、町長から跡地の利活用の中に一部体育施設も検討との答弁もありました。このようなことを踏まえた中で、我々議員としては、数名からは町民アンケートとの提言も出されておりますが、私は議員としての任務と責任、置かれた立場、意義を再認識し、是々非々の立場からみずからそれぞれの支持者、地区、グループ等多くの町民の意見を聞き、その中で町民の多くが望んでいる方向に進むべく議長、そして関係特別委員長を中心に議会内での議論を重ねていくべきと思います。

今回の龍澤学館の提案は、経済効果が年３億円以上と大きなメリットが想定されることから、企業誘致の一つとしての位置づけとして、計画提案者の実情も考慮しつつ、計画に沿った期間内に議会としての方向性を見出すべきではと考えております。

つきましては、町当局からも随時の資料、情報の提供をお願いいたすものでございます。いずれこの地は、矢巾町の中心地にある貴重な町民財産でございます。先人が五十数年前にこの地に統合矢巾中学校を建設した意思を継承しつつ、未来志向の中で社会教育施設として

のグラウンド部分のさらなる利活用をも模索しながら町民目線での議論を進めてまいりますことを私の意見として申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で2番、藤原由巳議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

3月21日まで本会議を休会とします。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日は予算審査特別委員会を開きますので、午前10時までに本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時24分 散会

平成25年第1回矢巾町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年3月21日（木）午後2時開議

議事日程（第4号）

第 1 請願・陳情の審査報告

25請願第 1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に
求める請願
(教育民生常任委員長報告)

第 2 議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について

第 3 議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第 4 議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第 5 議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第 6 議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

第 7 議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について

第 8 議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について

第 9 議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第10 議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め
和解をすることについて

第11 議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の
協議に関し議決を求めることについて

第12 議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

第13 議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
（第3号）について

第14 議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

第15 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第16 発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

第17 発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の提出
について

- 第 1 8 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について
- 第 1 9 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について
- 第 2 0 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 1 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 2 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 3 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 4 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 5 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について
- 第 2 6 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	10 番	芦 生 健 勝 議員
11 番	昆 秀 一 議員	12 番	村 松 輝 夫 議員
13 番	藤 原 梅 昭 議員	14 番	川 村 よし子 議員
15 番	米 倉 清 志 議員	16 番	高 橋 七 郎 議員
17 番	長谷川 和 男 議員	18 番	藤 原 義 一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	川 村 光 朗 君	副 町 長	女 鹿 春 夫 君
総 務 課 長	沼 田 良 利 君	企画財政課長	秋 篠 孝 一 君

税務課長 兼会計管理者	中村 滋 君	生きがい推進 課 長	川村 勝弘 君
住民課長	山本 良司 君	農林課長 兼農業委員 事務局 長	高橋 和代志 君
道路都市課長	藤原 由徳 君	区画整理課長	細川 賢一 君
商工観光課長	佐藤 武 君	上下水道課長	藤原 道明 君
教育委員長 職務代理者	種田 勝 君	教 育 長	松尾 光則 君
学務課長	佐々木 文子 君	社会教育課長	立花 常喜 君
代表監査委員	立花 純幸 君	農業委員 会 長	高橋 義幸 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	星川 範男 君	係 長	吉田 徹 君
主 事	根澤 のぞみ 君		

午後 2時00分 開議

- 議長(藤原義一議員) ただいまから去る6日から休会しておりました本会議を再開します。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
-

議事日程の報告

- 議長(藤原義一議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の日程に入ります。
-

日程第1 請願・陳情の審査報告

25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見
書提出を国に求める請願
(教育民生常任委員長報告)

- 議長(藤原義一議員) 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。
教育民生常任委員会に付託しておりました25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。
教育民生常任委員長の報告を求めます。
村松輝夫教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇)

- 教育民生常任委員長(村松輝夫議員) 平成25年3月21日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長村松輝夫。

請願審査報告書。

本委員会が、平成25年第1回定例会において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願。請願者代表、矢巾町大字間野々第12地割4番地、矢巾生活と健康を守る会会長小山富男。紹介議員、川村よし子。

2、委員会開催年月日、平成25年3月5日火曜日。

3、出席委員、村松輝夫、藤原由巳、小川文子、秋篠忠夫、昆秀一、高橋七郎。

4、審査経過、午後3時開会、委員長挨拶の後、請願に係る現状を請願者から紹介された岩手県生活と健康を守る会連合会事務局長川口善治氏及び紹介議員により資料に基づき説明を受け、その後慎重審議をし、午後4時12分に閉会した。

5、審査結果、25請願第1号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見、金銭的に困窮し、暮らしていけなくなったとき、最後の頼みの綱となるのが生活保護という制度である。中山間地域や高齢者にも受給者が多くおり、生活保護基準の引き下げは、受給者にとって大きな負担となる。また、基準の引き下げは、最低賃金や年金等他の制度に波及し、受給者以外の者にも影響を及ぼすことにつながりかねないことから、引き下げるべきでないを考える。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、25請願第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」の意見書提出を国に求める請願については、採択することに決定しました。

日程第2 議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について

日程第3 議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算

について

日程第4 議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第5 議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第7 議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第8 議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原義一議員） 日程第2、議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第7、議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第8、議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算についての7議案については、予算審査特別委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

山崎予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算審査特別委員長（山崎道夫議員） 平成25年3月21日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢巾町議会予算審査特別委員会委員長山崎道夫。

予算審査特別委員会審査報告書。

本審査委員会に付託された下記議案は、審査の結果、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

1、議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算について。2、議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について。3、議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について。4、議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について。5、議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について。6、議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算について。7、議案第26号

平成25年度矢巾町下水道事業会計予算について。

審査意見。一般会計について。昨年12月誕生した新政権は、日本経済の立て直しを図るため、政府と日銀が歩調を合わせ、金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢を柱とするアベノミクス政策でデフレ解消の筋道を示した。このことから国際市場が反応、円安、株高で輸出産業を中心に企業収益に明るい兆しが出てきている。

東日本大震災復旧、復興にかかわる公共事業の拡大や緊急経済対策が本格化することにより経済効果への波及が期待される。

このような状況下において、平成25年度の一般会計予算は、矢巾中学校移転改築事業が完了したことなどにより、対前年度約4億9,000万円、5.4%減の87億5,000万円余となった。

歳入において町税、国庫支出金、繰入金などが増加したものの、依存財源の大きなウエイトを占める地方交付税、県支出金、町債などが減となり、臨時財政対策債や財政調整基金からの繰り入れなどによる補填が継続された。

歳出においては、矢幅駅前地区土地区画整理事業における工事が一昨年から本格的に始まり、中心市街地の核となる地域の形成を目指した事業として大いに期待されていることから、平成27年の完成に向け、順調に工事が進むことを強く望む。

新政権の緊急経済対策により、景気回復が期待されるが、現下の景気の動向の中では、必ずしも計画どおりの財源確保が保障されているものではなく、依然として不透明な状況にある。

事業執行に当たっては、計画を超える過大な借金に頼ることなく、財政の健全化を第一に考え、収入に見合った事業の執行に努められたい。

新規事業である矢巾スマートインターチェンジの設置については、本町の発展と地域産業の活性化に大きく寄与すると期待されており、関係機関と連携し、早期着工、早期完成に向け鋭意努力されたい。

T P P問題を初め厳しい状況に直面している農業については、持続可能な力強い農業を実現するため、体質強化基盤整備促進事業や集落営農応援事業など各種事業を推進し、矢巾町農業ビジョンに沿った矢巾型農業の実現に向け、積極的な取り組みと原発事故による風評被害の支援対策を強く望む。

新エネルギー導入事業は、公用車へのエコカー導入や公共施設への太陽光発電システム設置、一般家庭に対する太陽光発電設備設置への補助金交付事業などを推進し、矢巾町新エネルギービジョンをもとにした具体的目標の設定により、温暖化対策及び再生可能エネルギー

の導入を積極的に図られたい。

以下、次の諸点について意見を添える。

(1) 土地利用では、藤沢、中村地区は、市街化区域に編入になったことから、企業活力の導入を視野に入れて、医大関連の施設や住宅の開発を進め、商業や住宅関連等地域の活性化、本町の人口増に寄与するように鋭意努力されたい。

ウエストヒルズ広宮沢については、土地区画整理組合と連携を図りながら全国に情報を発信し、企業誘致に努めるとともに、保留地の早期販売に全力を尽くされたい。

道路整備では、医大附属病院の建設にあわせた矢巾スマートインターチェンジ建設の推進とともに、周辺の道路整備を図られたい。矢巾中学校関連の通学路整備については、歩道設置工事等生徒が安全に通学できるように整備を行うとともに、町民の生活に密着した道路網の整備を順次進められたい。

(2) 児童福祉については、子ども子育ての新しい事業である幼保連携の矢巾認定こども園の運営補助と、体調不良児を預かることができるこずかた保育園の運営委託、煙山保育園整備事業について適正な執行を図られたい。

(3) 農業振興については、次世代に引き継ぐ矢巾型農業の実現を基本理念とする矢巾町農業ビジョンのもと、担い手育成や集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援するやいは集落営農応援事業や組織の経理事務、生産体制の支援を行う農業担い手支援事業に引き続き取り組まれたい。

(4) 商工業の振興については、矢幅駅周辺の商業集積化に向けた事業と既存商店街のにぎわいを創出するイベントや流通センターの活性化に支援するとともに、新規に創業する起業家に対し、新たな事業として町が出資したもりおか起業ファンドによる支援を行い、地域経済の活性化に努められたい。

また、観光資源の開発にも積極的に取り組まれたい。

(5) 教育関係では、矢巾中学校の移転改築が完了したことによって予算が大幅に減額となった。旧矢巾中学校は、既存建物は管理や保安上からも早期に解体し、その後の土地利用については町の活性化になるよう鋭意検討されたい。

学校教育については、復興教育を通して、学力向上と社会の変化や自然災害に対応するたくましく生きる人間力の育成に取り組まれたい。

社会教育については、3年後に迎える第71回国民体育大会に向けて本町にかかわる競技種目等を中心に町民意識の高揚に努められたい。

2、国民健康保険事業及び後期高齢者医療の特別会計について。

医療費の高額化が進む中、県内の一部自治体では保険税の引き上げや法定外繰り入れが行われているが、本町においては、税の収納率向上から税収予算を増額計上した積極的予算は評価できる。日本一健康な町やはばを標榜する中、最大の予防は検診であることから受診率の向上を図るためにも保健事業費のさらなる充実に努められたい。

また、医療費の抑制が本事業の安定化に向けての大きな課題でもあることから、ジェネリック医薬品のさらなる普及拡大と高齢化が進む中、本事業への理解を深められるよう施策を講じられたい。

後期高齢者医療特別会計は、広域連合で運営されており、保険料の徴収方法は、特別徴収が原則であるが、本制度のさらなる周知と安定的な事業運営に努められたい。

3、介護保険事業特別会計について。

全国的に高齢化が進む中、本町における65歳以上の高齢化率は21.4%と、県内では滝沢村に次いで低いが、本事業の予算は、前年比8,000万円余の増で、この5年間を見れば、約5億5,000万円余の大幅増となっている。この中では、国が目指している在宅介護を支援するメニューを強化から居宅サービス費も増額となっているが、依然として施設サービス費の大幅増が計上されており、この事業の周知推進と改善策に向けた環境整備が求められる。

また、地域支援事業における地域ケア体制の強化、介護予防事業での健康寿命の長寿化に向けた各種事業のさらなる推進など、高齢者が安心して日常生活を送れるような施策の構築に努められたい。

4、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計について。

本事業の予算額は、前年度対比16.2%増の20億6,400万円余となっている。

矢幅駅西地区土地区画整理事業の進捗率は、認可面積22.6ヘクタールに対し、24年度末で20.6ヘクタールの造成が完成し、事業費ベースの進捗率は約86%の見込みである。

保留地の販売については68%の見込みであるが、事業費の確保のためにも総力を挙げて、さらなる販売に努められたい。矢幅駅前地区土地区画整理事業については、平成23年度から民間活力を導入した手法による工事が順調に進められ、事業費ベースでは、進捗率36%となっている。

今後、工事や家屋移転など、計画どおりの整備が進められるよう望むものであるが、地元住民や町民の待望久しい中心市街地の整備であることから、地権者はもとより周辺住民の生活環境や交通安全に十分配慮し、安全性を高め、工事を進められたい。

5、水道事業会計について。

既存施設の更新やライフラインのネットワーク等のハード面の強化を図るとともに、地理情報システムによる危機管理体制の構築等ソフト面の強化も図られたい。

また、持続可能な水道を実現するため中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的水道施設の管理運営を行い、今後においてもアセットマネジメントに取り組み、上下水道管理システムの構築に一層努められたい。

貴重な水資源の重要性を住民に啓発し、一層の有効利用を図るため水道趣旨普及事業にも積極的に取り組まれたい。

6、下水道事業会計について。

従来下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行し、同一事業会計となったことから、事業会計規模で収益15億1,700万円余に対し、事業費用が19億9,800万円余となった。

収益的収入及び支出においては1億3,800万円余の赤字となる見込みであり、その原因は減価償却費を費用化したことによるものである。

財政運用においては、赤字の解消に向け適正かつ効率的な経営に努められたい。また、管理面では、経年劣化による施設の老朽化なども考慮し、随時更新や修繕を行うなど、維持管理に万全を期されたい。

事業の推進に当たっては、接続率の向上を目指し、漏水対策や不明水対策とあわせて下水道の趣旨普及事業に努められたい。

以上、ご報告といたします。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算審査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を一括して行いたいと思います。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、川村よし子議員。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。私は、3月議会予算に反対討論いたします。

2011年3月に発生した東日本大震災から丸2年が経過し、町民の多くが被災地への支援を

何らかの形で行ってきております。被災された方々は、復興のスピードが遅いために発生するハード、ソフト面の事業の深刻な状況に悩んでおります。このような中で政府は、消費税を5%から10%に段階的に引き上げることを閣議決定し、生活保護基準の引き下げを8月から行うことなど、被災者や低所得者が困ることが行われようとしています。

昨年の総選挙後誕生した安倍総理は、先日3月15日にTPP交渉参加を表明しました。TPP環太平洋連携協定は、一旦参加すれば、守るべきものが守れないのが交渉です。参加表明はしましたが、正式交渉参加は早くとも3カ月以上先です。我が町は農業が基幹産業です。JAを初め広範な諸団体と一緒に力を合わせ、交渉参加反対の1点で国民的協働を広げていくことが今求められていると考えています。

矢巾町の平成25年度の予算書は、岩手医大誘致や企業誘致にかかわる道路工事整備、特にスマートインターチェンジ関連、土地区画整理事業関連工事費など、大型公共事業が主役の予算です。福祉予算、教育予算など評価すべきこともたくさんありますが、憲法第25条、1、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2点、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないことを評価尺度にし、議案第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号に反対討論いたします。

第1点目は、不用不急の公共事業を見直し、国民健康保険税の引き下げを行うべきと思います。運動と食事、ヘルスアップ事業の効果により生活習慣病予防に大々的に取り組んでいることは評価します。しかし、国民健康保険税や町民税などを払えない人たちへの人権を踏みにじるような徴収が横行し、誠実に分納している人にも差し押さえ予告通知が送りつけられ、中には差し押さえが禁止されている児童扶養手当が振り込まれた直後に預金を差し押さえるようなことまでされています。取り立てが強権的であることを知っている方々は、社会保険から国保に切りかえることをしないで、無保険状態になっている方々も多くなってきています。

私は、町長以下の大元の考えを変えなければ解決できない問題であると考えています。平成25年度の予算の中のスマートインターチェンジ整備事業8,192万円余は2030年開業の岩手医大事業の開設へのアクセス道路整備関連予算です。岩手医大病院は、ご存じのように1,000床の病院で、岩手県内からの患者を引き受ける病院施設です。

矢巾町民がわざわざスマートインターチェンジに接続する町道を何人が使うのでしょうか。スマートインターチェンジの予算の前に県道に昇格させ、県事業として取り組む、要請する

ことが今求められていると思います。県道昇格の働きかけを怠り、スマートインターチェンジ調査費6,160万円を計上したこと、これは地元岩手県が5億円、その中の3億円が矢巾町負担です。この県の負担をふやすことが、その分を矢巾町民の国保税を引き下げるのに使うべきです。今行ふべきでは町民を苦しめる岩手県一高い国保税を1世帯当たり1万円から3万円引き上げ、お金のある、なしにかかわらず必要時平等に岩手医大病院に誰もが患者として受診できるよう一般会計から法定外繰り入れを行うべきと考えています。

2点目は、子育て世帯の可処分所得が年々減少している中で、子育て世帯を支援強化することです。子どもの虐待件数が去年は8件ですが、平成24年度は17件に増加していることや父子家庭19世帯、母子家庭220世帯余と、また離婚率も高くなってきて母子世帯が大変です。若い世帯の労働条件を含めた子育て支援を考慮していかなければなりません。

学校生活では、父母、子どもたちへのアンケートから大なり小なり180件のいじめがあることが明らかになりました。教育委員長の方針で学校教育の充実では、健康な体の育成と安全、安心な学校生活の確保、体力の低下傾向が見られることから、体力増強のための指導のあり方など話されました。遊びの中で多様な運動を経験させる校風、運動量の確保が今求められています。

義務教育の充実また社会教育の充実の中でも町の中心にある矢巾中学校を解体せずに活用し、気軽にスポーツできる整備が今求められていると考えています。

社会教育の分野では、体育、スポーツの振興また生涯スポーツの振興などでも旧矢巾中学校は大いに活用できる分野です。予算委員会で商工観光課の答弁では、ショッピングセンター内のアルコのゲームセンターで若い母親がゲームにはまっている様子をどのように考えているのかと質問したところ、改善する答弁は引き出すことができませんでした。町内の子どもたちは、親たちの日常の姿を見て育つのが自然ではないでしょうか。旧矢巾中学校跡地を町民の意向を聞きながら健全に育成できる社会教育また福祉施設など、考えられる範囲を町民アンケートでとるべきと考えています。

また、子どもの医療費助成事業の拡大や保育料軽減、就学援助の拡大など、近隣の町村と比較しても劣ります。ぜひこれの改善も求められます。

討論の3点目は、介護保険制度の充実と後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の一人一人、また二人暮らし世帯でも安心して暮らせる支援強化が必要です。その1点目は、介護保険制度が開始され12年が経過しましたが、初年の基準額は3,200円でしたが、昨年から第5期が始まりましたが、基準額が4,800円に値上がりしました。収入が生活保護基準以下でも2段階の

保険料、所得が1円でもあれば6,000円と、第5段階になります。高い保険料を引き去る強権的な徴収のやり方、これはまさに高齢者いじめが横行しております。支払いできない高齢者には、年間14.6%の延滞金を発生させる、これが国のやり方ですが、町と税務課では、これは制度ですという答弁しかありませんでした。このような高齢者いじめの制度には反対です。

2点目は、75歳以上の高齢者が加入された後期高齢者医療制度が開始され、年をとればとるほど年金収入が減少してしまう政府からの高齢者いじめが日常的に行われています。制度に対し、この制度は国の制度ですからという町の答弁、町の地方自治体の責任を放棄している答弁と私は考えました。今求められているのは、誘致企業の3年間の法人税なしの誘致企業支援ではなく、ひとり、2人暮らし高齢者がどうすれば安心して生活できるか、高齢者の生活実態を調査し、後期高齢者医療制度の廃止や上下水道基本料金の見直しを行うべきです。

また、日本一健康な町やはばを目指し、町民が生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、仲間と一緒に楽しみながら活動する機会やスポーツ、レクリエーション活動を推進する場所の確保、指導者の確保が今求められています。

以上、3点から反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

3番、村松信一議員。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。

私が平成24年12月議会で25年度予算編成に対する基本的な取り組み方針についての質問に対し、先行き不透明な財政状況のもと、事業の選択と集中を念頭に置き、国、県の動向を注視しつつ、新たな視点で事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、緊急性及び費用対効果を勘案しながら最小の経費で最大の効果が得られるような予算編成をしまいとご答弁いただきました。その予算編成に対する基本的な方針と今議会の予算審査特別委員会での質問及び確認の内容から、平成25年度一般会計ほか7会計予算の内容について賛同する部分が多く、その結果、平成25年度一般会計ほか7会計予算に賛同する、賛成する立場から討論を行います。

一般会計予算は、前年比5.4%減の87億5,000万円余りの予算ですが、矢巾中学校移転改築事業が完了したことなどによるものですが、25年度予算には中学校周辺の公園整備、歩道等の整備に対する予算措置がなされており、評価できるものであります。また、商工業の振興は、矢幅駅周辺区画整理事業の中で今後商業集積化がなされ、町の発展とともに商工業の反

映を大いに期待するものでありますし、商工業者や町民の暮らしの支援策としてプレミアム商品券発行を取り入れたことなど、町民目線の予算内容を高く評価したいと思います。

平成30年の岩手医科大学附属病院開院で見込まれる関連施設や人口の増加などに対応した事業や開発など考慮に入れた施策に賛同するものであります。農業施策を取り巻く環境は、難しい面を抱えておりますが、農業基盤整備事業、農業基盤整備促進事業にて農地の基盤整備を行い、農業者の経営規模拡大や農産物の高付加価値化、また品質向上などを図るための農業体質強化策や機械設備などの支援、法人化に向けた支援員の配置、野菜に取り組む組織に対する支援など賛同する部分が多く、一般会計ほか7会計予算に賛成をいたし、私の討論を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、反対討論ありますか。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。

私は、一般会計及び各特別会計に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、放射能検査を初めとする安全な学校給食の提供、それから子どもたちの成長を支える各保育園、小・中学校のご努力、町民の健康増進の取り組みに対して敬意を表すものでございます。その上に立ちまして、以下の2点について主な反対討論とさせていただきます。

1点目は、今予算議案に出ました旧矢巾中学校の解体費用1億7,000万円についてでございます。解体に当たっては、町民の貴重な共有財産という視点が感じられません。旧校舎2棟と体育館は、耐震性が低く、他に活用するには相当額の耐震補強工事が必要なことから、解体することは妥当であると思います。しかしながら、63年建設された棟、それからプレハブ校舎、プール等は有効利用が可能なものです。今後新たな建設を、建物を建てるのではなく、既存施設を有効利用、活用を図ることが財政運営上からも重要であります。全国の例でも給食調理場を利用した特産品の開発、製造、町民交流施設、老健施設等有効活用されている例がたくさんあります。旧校舎の利用ができないとする当局の説明には問題がありました。私立中学校に活用するという事で文部科学省に既存施設の国庫負担事業の危険建物等の取り壊し免除申請、免除承認申請書を提出して承認いただいているので、私立中学校が中止になり、申請理由に該当しなくなったことから取り壊しをするという説明でございました。また、町の施設として再利用は考えていないということでした。

また、危険校舎ということで新築移転したのであり、他の施設に使用すれば、文部科学省からの補助金6億円を返還しなければならないこともあり得る。さらに、国庫返納金が生じる可能性も指摘されました。また、プールやプレハブ校舎を他に活用すれば、それは目的外使用とされ、許可がおりないというような説明もございました。また、倉庫に関しては、今の段階では利用不可能であるという説明もされました。

文部科学省では、国庫補助金を受けて整備された廃校校舎等公立学校の財産処分の承認に対して弾力的な取り扱いを行っており、国庫返納金を不用とする範囲を拡大することにより、遊休化した学校施設の有効利用を一層促進し、その地域における多様な活動を促進するとしており、統合または別敷地移転等により廃校となった学校も対象となっておりますことがホームページ上に記されております。

私は、矢巾町の場合、矢巾中学校の場合、本当に他に利用することが不可能なのか。そのことが知りたくて私ども日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員から文部科学省にこの件についての問い合わせをしていただきました。私自身も文部科学省の国庫学校施設助成課の職員とも直接電話でお話しをさせていただくことができました。そこで明らかになったことは、建てかえ補助は、解体、新築が事業としてセットで申請されているが、用途変更はあり得る話である。当初計画していた解体予定を一部解体せずに残すことも可能であり、その旨の解体免除の申請を出していただければよろしい。また、解体費用1億7,000万円に国庫補助は含まれていない。そのため6億円は純粋に新築費用の補助であるので、仮に解体しなかった施設があったとしても返還する必要はない。また、プール、プレハブ等は、用途変更していただければ、目的外使用にならず、使用可能であるという説明を受けました。

これまでの当局の説明の中に用途変更して正式な手続を経れば、利活用が可能であるという説明はされてきませんでした。逆に不可能である。あるいは場合によっては、補助金を返還しなければならないというペナルティーが生じかねないような説明をされたことは、大変な問題があったと言わざるを得ません。したがって、私は危険校舎の解体費用も含まれてはおりますが、この1億7,000万円の解体費用を認めるわけにはいかないのです。また、危険校舎の解体費用は、別に計上可能であると考えております。

次に、2番目に矢幅駅多目的ホール、そして今後建設予定であります複合施設に関してでございます。矢幅駅舎が新築して5年に入っております。当初私は、この約15億円をかけた矢幅駅舎、在来線にふさわしくもっとコンパクトなものにできないのかと質問をいたしました。また、多目的ホールというのは、本当に駅に必要なものかどうか。下の待合室と合わせ

ますと、この費用は2億3,000万円に上っております。その中で町は今後交流人口が増加する、そして駅前の活性化のためにも必要であるという答弁でございましたが、実際駅が開業して5年になりますけれども、この多目的ホールは、ほとんど使われてきませんでした。

そこで、今度の予算で460万円の計上があり、この多目的ホールを改修して、区画整理課が一時的に入居するという説明でございました。この多目的ホールは、町民に対しては1週間以上の連続した使用ができないという説明がございました。私は、このことを質問いたしましたら、それは条例ではなく内規であるために区画整理課が入ることには問題がないというような答弁でございました。しかし、町民に対しては1週間以上の連続した使用ができないと言いながら、町がほかに施設がないならともかくとして、まだまだ考える余地はある中で、あえてここに安易に入居することに対しては反対です。

また、ことし複合施設の基本設計、実施設計の予算も計上されました。駅前の複合施設に関しては、中に何が入るかに対して、説明が二転三転をしております。また、駅の複合施設には、隣接する駐車場がなく、駅前にできる有料駐車場あるいは駅西の有料駐車場を使う以外に利用方法がありません。大変使いづらい複合施設でございます。本当に町民のニーズがあるのかどうか、そこをはっきりと見きわめないで建設を進めますと、駅の多目的ホールと同じような失敗をすることになるのではないのでしょうか。矢巾町の財政は、将来負担率が高い傾向にあります。この最も大きな理由は、矢巾の駅前開発です。その107億円の中から少しでも減らして将来の矢巾町民のために将来負担を減らす努力を今するべきではないでしょうか。

東日本大震災、3.11から2年がたち、その教訓は、しっかりとした災害への備えをする、それはもちろんでございしますが、それと同時に私たちの生活のあり方を見直すことも求められています。それは、地方自治体にとっても同じく大切なことではないでしょうか。大規模開発、大量消費から省エネ、リサイクル、エコの社会を目指していくことが今求められていると思います。矢巾町としても、この大震災が起きた後に駅前開発に何の変更もございません。やはり今岐路に立っているのではないですか。駅前開発を見直して、少しでも将来負担が少なくなるように求めて反対討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論はありますか。

2番、藤原由巳議員。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳でございませぬ。

私は、今回の提案されました全ての予算に対しまして賛成の立場から、そして私が所属しております教育民生常任委員会の委員としての立場から関係した部分を中心に討論をさせていただきます。

まずは、教育関連でございますが、先般行われました県立高校の入学試験におきましては、本町の2つの中学校の生徒が県下で最も誇れるハイレベルの実績が示されたとのこともお話を聞きました。このことは、小学校からの継続した本町の教育指導方針のたまものでもあり、各小・中学校の教職員、そして保護者を初め関係されました皆様方に改めて敬意を表すものでございます。

さて、平成25年度教育関係予算は、矢巾中学校の移転改築工事終了により減額予算となっているものの、復興教育指定校となる小学校も予定されるなど、小学校教育振興費を中心に充実されているとともに、社会教育費における笑顔のかけ橋事業や3年後の岩手国体開催に向けての対策等を大いに評価するものであります。

次に、民生費と国保、介護の特別会計についてですが、民生費全体では、前年度比で若干のマイナス予算とはなっておりますけれども、震災瓦れきの焼却処理の継続や町民の多くの声に応え、生涯福祉費、老人福祉費が増額され、あわせて煙山保育園整備事業と新事業としてのこずかた保育園、認定こども園の予算化は、子育て支援対策として特段に評価できるものであります。

また、年々増額する国保事業、介護事業においては、国民皆保険制度の趣旨と現下の状況を把握しての税増収をも見込んでの予算編成、その中では、特定健診受診率の向上対策として健診強化地区指定等、予防医療対策への充実が見られております。さらには、高齢化社会到来に向け、平均寿命、特にも健康寿命の長寿化を目指し、日本一健康な町やはばをさらに充実、発展させるに十分な予算編成と評価し、前段の教育費とあわせ震災被災地の復旧、復興に向けた予算関連を含め適時適正な予算執行を期して一般会計、各特別会計、水道、下水道会計、全ての予算に賛成するものであります。

終わります。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。日程第2、議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号 平成25年度矢巾町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号 平成25年度矢巾町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号 平成25年度矢巾町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第9 議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げます教育委員会の委員の任命に関しましては、教育委員に欠員が生じたことに伴い、委員補充すべく教育委員会の委員の選任について同意をお願いするものであります。

今回新たに矢巾町大字広宮沢第5地割18番地1、越秀敏さんを教育委員会委員に任命したいと存じます。

越秀敏さんは、昭和50年4月に当時の大東町大東町立沖田中学校教諭になられて以来、教職と教育行政畑でご活躍されてこられた方であります。特に、平成5年には、岩手県教育委員会盛岡教育事務所、平成8年に同水沢教育事務所に、平成10年には水沢市教育委員会学校教育課長を経られ、平成14年には胆沢町の若柳小学校長として赴任され、その後平成17年には岩手県教育委員会事務局学校教育課義務教育担当課長として、その後平成19年からは同盛岡教育事務所長として、平成22年からは水沢中学校長として、その卓越した識見と指導力を発揮されてこられました。

このように永年児童・生徒の教育と教育行政に対し、誠実にその職務を果たされており、人格高潔で識見を有する立派な方であることから、教育委員会の委員をお願いするに適任者であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第27号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件
の損害賠償額を定め和解をすることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解をすることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解をすることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回発生した事故は、ただいま議案を朗読したとおりであります。場所は、町道堰合線の東北自動車道ボックスカルバート花巻98の地点でありまして、東進中の大型冷凍車両がボックスカルバートの高さ制限標識を確認し、ボックスカルバートに進出した際に、過去に行われた町道舗装工事により、実際には標識を満たさない高さとなっていたため、ボックスカルバート上部と車両が衝突したことによる車両損傷事故でありました。

車両損傷に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っておりまして、保険会社の査定から修理代金総額700万円、休車損害152万3,016円を支払うものであり、全額保険で賄うものであります。

なお、町内の東北自動車道に係るボックスカルバートの高さについては、29カ所全て調査を終了し、高さ表示の補修が必要な11カ所につきましては、補修済みであります。今後は、町道等恒久施設工事につきましては、現場状況の確認を怠らないよう意を配してまいり所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といた

します。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解をすることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号 道路の管理に関する事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解をすることについては原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会は、障がい者の介護給付等に関する支給を決定するため、議会のご可決を経て紫波町、矢巾町両町共同で平成18年4月1日から設置してい

るところであります。

このたび障がい者の地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくため、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更になったことに伴い、所要の整備を行うことについて地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第29号 紫波町・矢巾町障害者程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、1款町税の個人町民税、法人町民税、固定資産税及び町たばこ税、14款県支出金の子育て支援対策臨時特例事業費補助金にそれぞれ増額補正を行い、また13款国庫支出金の児童手当負担金、14款県支出金の東日本大震災農業生産対策交付金及び認定こども園整備等事業費補助金、15款財産収入の土地売却収入、17款繰入金の矢巾町福祉基金繰入金、20款町債の道路整備事業債及び公共土木施設災害復旧事業債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、3款民生費の福祉基金積み立て事業を新設補正し、2款総務費の一般職員給与費、一般管理事業及び財政調整基金積立事業、3款民生費の障害者自立支援事業、8款土木費の除雪事業、10款教育費の芸術文化振興事業にそれぞれ増額補正を行い、また3款民生費の子ども手当給付事業及び保育委託事業、4款衛生費のごみ処理場運営事業、6款農林水産業費の東日本大震災農業生産対策交付金事業補助金、8款土木費の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出事業、10款教育費の教育振興総務事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業をそれぞれ減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,838万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,218万9,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします再生可能エネルギー導入事業4件、私立保育園及び認定こども園整備費補助事業3件、その他7事業、総額10億7,424万4,000円については、主に資材及び労務者の不足あるいは入札不調により、平成24年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成25年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順でご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、庁舎維持補修事業1,042万3,000円。3款民生費、2項児童福祉費、北高田保育園整備事業費補助事業1億6,420万9,000円、不動産保育園整備費補助事業1億4,110万円。4款衛生費、1項保健衛生費、地域医療費支援事業53万7,000円。5款労働費、1項労働諸費、再生可能エネルギー導入事業2,757万9,000円。これは、勤労者共同福祉センターの太陽光の設備事業に係るものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、農業用廃棄物処理事業75万2,000円、東日本大震災農業生産対策交付金事業補助事業2億7,199万7,000円、農業体質強化基盤整備促進事業1億2,513万円、再生可能エネルギー導入事業2,063万円、これは環境改善センターに対する太陽光設備でございます。同じく再生可能エネルギー導入事業2,301万2,000円、こちらは構造改善センターの太陽光発電に係るものでございます。2項林業費、林業振興事業256万3,000円。8款土木費、2項道路橋梁費南昌トンネル線県道昇格事業128万3,000円。9款消防費、1項消防費、再生可能エネルギー導入事業2,958万8,000円、こちらは防災コミュニティセンターの太陽光発電の設備に係るものでございます。10款教育費、1項教育総務費、認定こども園整備費補助事業2億5,544万1,000円。

続きまして、第3表、債務負担行為の補正でございます。初めに、廃止でございますが、事項、水洗化普及資金融資利子補給及び農業経営基盤強化資金利子補給につきまして廃止するものでございまして、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、変更でございます。事項、補正前、補正後の順でご説明を申し上げます。町内情報ネットワークシステム整備事業、補正前につきましては限度額2,730万1,000円、補正後の限度額1,867万9,000円でございます。期間につきましては、変更ございません。住民情報システム更新事業3,975万円を537万2,000円に、財務会計システム更新事業1,943万6,000円を1,241万1,000円に、戸籍システム導入事業3,724万6,000円を2,596万9,000円に限度額の変更でございます。小規模小口資金保証料補給でございますが、限度額につきまして岩手県信用保証協会が定める保証料率のうち1.0%以内の額を期間につきましての補正でございまして、平成24年度から平成31年度までに改めるものでございます。続きまして、中小企業振興資金利子補給につきましては、期間の補正でございまして、期間を平成24年度から平成32年度までを平成24年度から平成34年度まで変更するものでございまして、限度額の変更はないものでございます。

次ページをお開き願います。第4表、地方債補正でございまして、廃止でございます。道

路整備事業費4,330万円を廃止するものでございます。続きまして、変更でございます。限度額の補正をするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。起債の目的の災害復旧事業費5,970万円を補正後4,900万円とするものでございます。

15ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。説明に当たりましては、款、項、目、補正額の順でご説明をさせていただきます。節につきましては、変更点、大きな変更点がありましたものにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人2,799万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。2 目法人2 億2,697万7,000円、同じく説明欄のとおりでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税4,200万円で説明欄のとおりでございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税280万円、説明欄のとおりでございます。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税1,747万3,000円で説明欄のとおりでございます。

11款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金369万5,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

12款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料47万3,000円。3 目衛生使用料△180万円、4 目農林水産業使用料△7 万1,000円、6 目土木使用料223万4,000円、8 目教育使用料△6 万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2 項手数料、2 目民生手数料△9,000円、3 目衛生手数料11万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金△5,062万9,000円、2 目災害復旧費国庫負担金△606万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金△42万6,000円、2 目衛生費国庫補助金△23万5,000円、3 目土木費国庫補助金△162万9,000円、4 目教育費国庫補助金△16万円、6 目農林水産業費国庫補助金△233万7,000円でございます。いずれも説明欄のとおりでございます。

14款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金361万4,000円で説明欄のとおりでございます。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金2 万円、2 目民生費県補助金5,300万1,000円、3 目衛生費県補助金△88万2,000円、4 目労働費県補助金△38万4,000円、5 目農林水産業費県補助金△6,768万6,000円、6 目土木費県補助金△10万4,000円、7 目教育費県補助金△5,448万8,000円でございます。中段ですが、農林振興費補助金△6,958万6,000円の中の東日本大震災農業生産対策交付金の減6,380万3,000円でございますが、不動ライスセンターの整備事業費

の補助金の減によるものでございます。それから、6節の農林業費補助金316万3,000円のうち里山再生松くい虫被害特別対策事業補助金256万3,000円につきましては、国の1次補正によるものでございます。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金△130万7,000円、2目民生費委託金△1,000円、3目農林水産業費委託金2万4,000円、5目土木費委託金146万9,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入141万円、2目利子及び配当金63万7,000円でいずれも説明欄記載のとおりでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入△1,251万9,000円、2目物品売払収入1万5,000円で説明欄記載のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金8万円、2目教育費寄附金200万円、3目民生費寄附金14万7,000円で説明欄記載のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、3目矢巾町福祉基金繰入金△3,500万円、4目家畜導入事業資金供給事業基金繰入金△13万8,000円、東日本大震災復興基金繰入金10万円で説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、1目延滞金、加算金及び過料、1目延滞金330万円で説明欄のとおりでございます。

2項町預金利子、1目町預金利子△4万9,000円で説明欄のとおりでございます。

4項雑入、1目雑入1,879万8,000円で、説明欄のとおりでございますが、説明欄中段のところ総合賠償補償保険852万3,000円につきましては、先ほどご議決賜りました道路上の事故にかかわる損害賠償補償額の保険料でございます。それから、下から2段目のところですが、矢巾町テレビ共同受信施設組合精算金793万1,000円につきましては、東北新幹線の難視聴の解消のために設立されておりました組合、3組合ありましたが、地デジの移行によりまして難視聴が解消されたということで組合を解散いたしまして、それらの精算金の受け入れをするものでございます。

20款町債、1項町債、2目土木債△4,330万円、5目災害復旧費△1,070万円、29ページをお開き願います。

続きまして、歳出にまいります。歳出におきましては、各款の節の三角の金額につきましては、事務事業の実績や入札減などによりまして減額となったものが主な要因となっているものでございます。説明は、同様とさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費△6 万1,000円で、説明欄記載のとおりでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,257万円、2 目文書広報費△105万円、5 目財産管理費△462万7,000円、6 目企画費15万8,000円、7 目交通安全防犯対策費△33万8,000円、8 目財政調整基金費2 億5,205万8,000円、9 目コミュニティ対策費、補正額はゼロ円でございます、財源更正でございます。10目電子計算費△638万円でございます、29ページでございますが、一般管理費の説明欄、賠償金852万4,000円でございますが、先ほどと同様、道路上の事故に係る損害賠償金の支払いに係るものでございます。

それから、31ページの積立金でございますが、財政調整基金に2 億5,204万2,000円の積み立ての予定でございます、これを積み立てますと、残高が20億1,264万円となるものでございます。同じく減債基金積立金1 万6,000円を積み立てますと1 億8,156万4,000円となるものでございます。

続きまして、2 項徴税費、1 目税務総務費△11万円、2 目賦課徴収費△89万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費△9 万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費△178万8,000円、3 目山王海土地改良総代選挙費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正でございます。5 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費△401万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費△3,000円で説明欄のとおりでございます。

6 項監査委員費、1 目監査委員費△16万9,000円で説明欄のとおりでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費△292万7,000円、2 目障がい福祉費1,097万8,000円、3 目老人福祉費535万3,000円、4 目保健福祉交流センター費6 万2,000円、5 目保養センター費△22万3,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費△16万9,000円、2 目児童措置費△3,109万4,000円、3 目児童福祉施設費8,011万円、4 目母子福祉費△327万円でございます、41ページでございますが、児童福祉施設費の中の福祉基金積立金がございます。説明欄1 億円ございますが、これを積み立てますと、残高が2 億1,500万円となるものでございます。

続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費△1,540万4,000円、2 目予防費△481万8,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費△2,401万4,000円、2 目環境保全費△14万7,000円、

3目斎場費△36万8,000円でございます。いずれも説明欄記載のとおりでございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費20万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費△87万9,000円、2目農業総務費△268万2,000円、3目農業振興費△8,955万円、4目畜産業費△100万7,000円、5目農地費△151万8,000円、6目農村総合整備事業費68万4,000円、7目農業構造改善事業促進対策費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正でございます。8目ダム管理費△9万7,000円でございます。いずれも説明欄記載のとおりでございますが、47ページの中段のところでございますが、東日本大震災農業生産対策交付金事業費補助金△7,975万3,000円でございますが、歳入でもお話ししましたが、不動ライスセンターの整備事業費の入札減につきまして補助金の減となっているものでございます。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費256万3,000円、説明欄記載のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費△17万円、2目商工振興費△5万円、3目観光費△8万3,000円、4目自然公園施設費△19万4,000円、5目南昌グリーンハイツ費△30万4,000円、6目企業誘致推進費△31万6,000円でございます。いずれも説明欄記載のとおりでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△4万8,000円でございます。説明欄記載のとおりでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費300万円、2目道路維持費1,358万円、3目道路新設改良費△32万3,000円、4目橋梁維持費△291万5,000円でございます。51ページの道路橋梁費総務費の需用費300万円でございますが、光熱水費、道路の融雪装置の電気料金の増に伴うものでございます。

続きまして、52ページ、3項河川費、1目河川総務費、これにつきましては、補正額ゼロで財源更正でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費△171万9,000円、2目土地区画整理費△1,913万1,000円、3目街路事業費△1万1,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費12万3,000円、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費△69万7,000円、2目非常備消防費3万7,000円、3目消防施設費12万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費△26万9,000円、3目教育振興費△7,192万

1,000円でございます。これにつきましては、55ページの中段にあります負担金補助7,349万6,000円でございますが、説明欄、認定こども園の整備等事業費補助金7,114万6,000円の減につきましては、矢巾中央幼稚園の整備事業費の減に伴います補助金の減となっているものでございます。

55ページ、2項小学校費、1目学校管理費△113万7,000円、2目教育振興費△156万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

3項中学校費、1目学校管理費△482万8,000円、2目教育振興費△237万円、3目学校建設費につきましては、ゼロで財源更正でございます。いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費4,981万2,000円、2目公民館費8万円、3目文化会館費△787万1,000円、4目文化財保護費△94万8,000円、5目史跡公園建設費△40万円、6目歴史民俗資料館費50万4,000円でございます。58ページでございますが、上段にあります積立金5,000万円、芸術文化振興基金の積立金5,000万円でございますが、これを積み立てますと8,200万4,000円となるものでございます。

60ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費△133万5,000円、2目体育施設費△87万3,000円、3目学校給食費△196万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費△1,448万円で説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点について質問させていただきます。

まず第1点目は、これは平成24年度の矢巾町一般会計の補正の最後の補正ですと私はそう

うについて140万円ほどと、あと法人では14万円ほどと、固定資産税で380万円ほどと、軽自動車で4万円ほどというのが現在のところ延滞金で徴収をされている額ということでございます。これについては、現年分、そして過年度分、それぞれ入っているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 山本住民課長。

○住民課長（山本良司君） それでは、2点目のご質問にお答えします。

2点目の39ページ、子ども手当給付事業の関係でございますけれども、こちらの部分、総額3,124万2,000円の減ということで、この理由はということでご質問あったわけでございますけれども、この部分につきましては、当初見込みといたしまして、当初予算の中で金額が4億5,514万円ほど、こちらを当初予算で計上いたしました。この部分につきましては、受給者人数といたしまして、延べ人数につきましては4万3,570名ほど見たわけですが、現実的に人数の減というのが発生しまして、大体延べで3,000人ちょっと、延べとしまして減が、人数が見込みよりも伸びなかったというのが現状で、こちら給付事業の部分、手当分減額とするものでございます。

それから、3点目の41ページでございますけれども、こちらの部分の保育委託事業の減ということで総額△1,592万8,000円ということで今回お願いするわけですが、こちら主な理由といたしましては、当初見込みましたゼロ歳児、1歳児のいわゆる児童分、こちらの当初予算で予定した金額よりも見込み、伸びてこなかったというのが現状で、今回減額するものでございますし、逆にやれば保育園、不働保育園につきましては、当初予算、見込みました額よりも人数がふえたというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 関連なのでございますけれども、税務課の課長にお伺いしますけれども、これは一般会計だけなのでございますけれども、延滞金は一般会計に入るわけですが、国保の補正がなかったのですけれども、先ほどの説明では、住民税にかかわるということで住民税でしたから、国保税の延滞はなかったということですねということをまず質問します。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 今一般会計のほうでございますので、一般会計の部

分のほうでお答えいたしたいと思います。延滞金というのは、議員わかっているとは思いますが、あくまでも納期限までに納めない人に対して税額に対して延滞金が課税されるということでございます。ですので、これはお金があるとかないとか、そういう一切関係なく誰であろうが一切関係なく、どういう人であろうが関係なく滞納した方に係るというようなものでございますので、どのような人とか、どうのこうのということではなく、あくまでもそのように延滞金というのは、税金を納めなかった人に対する賦課の部分の延滞金ということですので、本税そのものとは別に切り離れたペナルティ的なものということで課税されているというものです。これは、あくまでも発生したとき、要するにいつ納めるかによってその日数とか、もととなる本税とかというものによって金額が変わってきますけれども、500円未満とか何かについては徴収しないとかということはありませんけれども、計算した結果、これらを超えてくるものについては、いかなる人であろうが納めていただくというようなものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、1点だけちょっと確認させてください。

51ページの道路維持費、これの除雪事業の増なのですけれども、これは先般補正たしか4,000万円でしたか、それにプラス1,150万円ということで、これからの分のことの補正ですか、その確認です。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

1月に臨時で補正をいただきましたが、この中で2月と、全体で8回出ておりまして、そのほかに東北本線より西側について6回出ております。その関係で予算上、どうしても不足分が要しましたので、それについて補正をお願いするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

○13番（藤原梅昭議員） はい、わかりました。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第30号 平成24年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を4時20分といたします。

午後 4時10分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第13 議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算(第3号)について

○議長(藤原義一議員) 日程第13、議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の主な内容といたしましては、矢幅駅西地区土地区画整理事業及び矢幅駅前地区土地区画整理事業の社会資本整備総合交付金事業の増額に伴う補正であります。

主な歳入といたしましては、1款国庫支出金に社会資本整備総合交付金を、3款財産収入に矢幅駅西地区土地区画整理事業保留地売払収入を、6款町債に土地区画整理事業債を、それぞれ増額補正し、2款県支出金に土地区画整理事業費補助金を、4款繰入金に事業費繰入金をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、2款土地区画整理事業費に矢幅駅前地区事業を、3款基金積立金に矢幅駅西地区土地区画整理事業基金積立金をそれぞれ増額補正し、4款公債費に公債費利子償還金を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億761万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,987万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により、議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

なお、説明は、一般会計と同様とさせていただきます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費について説明いたします。2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費矢幅駅西地区事業2,991万円、これは1号街区公園の分でございます。矢幅駅前地区事業8億4,401万5,000円、計8億7,392万5,000円、駅前のほうは、家屋移転補償費が27戸、街路1路線、区画道路4路線、建物調査と電線地中化工事分でございます。

次のページ、第3表、地方債補正について説明いたします。限度額の補正でございます。起債の目的、矢幅駅周辺土地区画整理事業、補正前限度額6億690万円、補正後限度額7億6,370万円、これは国からの交付金追加補正による増でございます。

次に、事項別明細書により説明いたします。13ページをお開き願います。歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費補助金1億4,317万8,000円。

2款県支出金、1項県補助金、1目土地区画整理事業費補助金△670万円、これは県道分の家屋移転、一部繰越明許をいたしましたので、25年度分、25年度のほうに予算措置をしていただくことになってございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金6万1,000円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入340万9,000円、これは地権者からの要望によりま

して、付保留地というのもありまして、2筆125平方メートル分の売却分でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△1,913万1,000円、それぞれ説明欄記載のとおりです。

次ページ、2項基金繰入金、1目矢幅駅西地区土地区画整理事業基金繰入金△7,000万円、これは家屋移転補償4戸分をちょっとお亡くなりになった方がおりまして、これは25年度で4戸分を対応することで減額するものでございます。

6款町債、1項町債、1目土地区画整理事業債1億5,680万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

17ページに移ります。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△1万6,000円。

2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費、1目矢幅駅西地区事業費△5,420万7,000円、これは工事請負費の増分は街区公園の不足分の増でございます。2目矢幅駅前地区事業費2億6,509万円、これは全てSPCのほうに業務委託をいたします。24年度で業務委託する総額は14億8,482万円になります。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目土地区画整理基金積立金347万2,000円、説明欄記載のとおりでございます。

次ページに移ります。4款公債費、1項公債費、2目利子△672万2,000円、説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号 平成24年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の給水収益、その他の営業収益、雑収益にそれぞれ増額補正を行い、受け取り利息及び配当金に減額補正を行い、同支出の総係費、雑支出にそれぞれ増額補正を行い、原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費、資産減耗費、消費税にそれぞれ減額補正を行うものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の他会計負担金に増額補正を行い、同支出の受託工事費に増額補正を行い、営業設備費第3次拡張事業費にそれぞれ減額補正を行うこととし、収益的収入及び支出のうち収入を4,615万3,000円増額して、総額を6億1,939万6,000円とし、支出を3,554万9,000円減額し、総額を5億2,065万4,000円とし、資本的収入及び支出のうち収入を14万2,000円増額して、総額を2,470万5,000円とし、支出を1,987万1,000円減額して、総額を3億5,242万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして、議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

それでは、3ページをお開き願います。平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第3号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益4,615万3,000円、1項営業収益3,875万6,000円、1目給水収益3,853万8,000円、3目その他の営業収益21万8,000円。

2項営業外収益739万7,000円、1目受取利息及び配当金△32万8,000円、2目雑収益772万5,000円、内容につきましては、いずれも備考欄のとおりですが、その他雑収益につきましては、保有しておりました総額3億円の債権について資金管理要綱に基づき効率性の向上のために有利なものへと入れかえたことに伴う売却差益となっております。それ以外につきましては、年度末までの収入見込みによる補正としております。

それでは、4ページまいります。支出、1款水道事業費用△3,554万9,000円、1項営業費用△3,498万5,000円、1目原水及び浄水費△250万円、2目配水及び給水費△1,712万9,000円、4目総係費76万5,000円、5目減価償却費△908万5,000円、6目資産減耗費△703万6,000円。

2項営業外費用△56万4,000円、2目雑支出13万6,000円、3目消費税△70万円、いずれも備考欄のとおりですが、年度内執行見込みによる補正となっております。

5ページまいります。資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入14万2,000円、1項負担金同額、2目他会計負担金同額、備考欄のとおりでございます。

支出、1款資本的支出△1,987万1,000円、1項建設改良費同額、1目営業設備費△800万円、2目受託工事費12万9,000円、3目第3次拡張事業費△1,200万円、いずれも備考欄のとおりですが、年度内執行見込みによる補正となっております。

以上で議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第32号 平成24年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第15、発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

(16番 高橋七郎議員 登壇)

○16番(高橋七郎議員) 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本発議案につきましては、これまで地方自治法において、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会がそれぞれ条立てされておりましたが、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、これらが一つの条文に統合され、あわせて委員の選任等に関する事項が条例に委

任されたことから、矢巾町議会委員会条例の一部を改正するものであります。条例委任された部分に関する改正は、独自基準は設けず、地方自治法の趣旨に沿った内容となっており、基本的には今までと大きく変わるものではありません。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

（16番 高橋七郎議員 登壇）

○16番（高橋七郎議員） 発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

本発議案につきましては、これまで委員会のみにはしかなかった公聴会の開催や参考人の招致について地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においてもできるようになったことから、矢巾町議会会議規則の一部を改正するものであります。

内容につきましては、矢巾町議会委員会条例の規定と同様であり、第14条公聴会と第15条参考人の規定を新たに設け、公聴会開催の手續や口述人の決定、議員と口述人の質疑、参考人の出席を求めるときの方法などについて定めるものであります。

また、地方自治法から引用しております関係条項の改訂もあわせて行うものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第2号 矢巾町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長（藤原義一議員） ここで皆様方に申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程の終了が難しい状況にありますので、午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長することをあらかじめ宣告しておきます。

○議長（藤原義一議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) ただいま議長さんのお許しを賜りましたので、貴重な時間を割愛いただきまして御礼、そしてまたお願いのご挨拶を申し上げます。

まずもって、第1回の議会定例会でございますが、先月の26日に招集されまして、本日までの24日間という長丁場だったわけございまして、まずは議員の皆さんには大変ご苦労さまでございました。そしてまた、第1回議会定例会というのは、通称予算議会とも言われておるわけございまして、新年度、25年度の予算につきまして、いろいろご指導を賜ったわけございまして、そしてまた、一般会計を初め7つの議案が全て原案どおりご可決を賜ったわけございまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

そしてまた、予算審査特別委員会の審査報告書にもあったわけでございます。それぞれのご意見に意を体しまして職員ともども一丸となりましてスピーディーに取り組んでまいりまして、それぞれ成果、そしてまた効果が上がるように取り組んでまいる所存でございますので、どうぞ今後とも議員各位のご指導のほどお願いを申し上げる次第でございます。

いずれ矢巾町、この予算審議にもあったわけでございますが、今大きなプロジェクトを抱えておるわけでございます。報告書にもありましたが、まずはこの予算の獲得に全力を尽くしていかなければというような思いでおるところでございますし、さらには矢巾町の地でございますけれども、県営事業等もそれぞれ抱えておるわけでございます。これらにつきましても、それぞれの時期につきましては、矢巾町にとって最大のプラスになるような完成を目指して県なり、国のほうに働きかけてまいらなければというような思いでおるところでございます。

いずれ非常に厳しい状況下にあるわけでございます。これもご意見にあったわけでございますが、健全財政を第一にというようなご意見だったわけでございますので、これらにはしっかりと意を体してそれぞれ取り組んでまいる所存でございますので、これまたひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

そしてまた、もう一方お願いでございます。これは、恒例でございますけれども、それぞれ今国会でそれぞれの法律が今月末で決まるわけございまして、それに伴いましての専決処分をお願いでございます。

まず1点目でございますが、矢巾町税条例の一部改正についてでございますが、現在開会

中の国会におきまして、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富みの創出の好循環を実現するなどの観点から上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融、証券、税制の改正を行うとともに、社会保障税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理、合理化等を行うため、地方税法の一部改正が予定されております。

主な内容についてですが、個人住民税については、金融消費に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式の変更、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当、譲渡益等の非課税措置が拡充されることとされております。

また、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として所得税の住宅ローン控除の適応者について所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人住民税における住宅ローン控除として控除限度額の延長、拡充されることとなります。

次に、国民健康保険税については、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の負担が増とならないよう軽減判定所得の算定につき、5年間の特別措置を講じておりましたが、この措置について恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1を軽減する現行措置に加え、その後3年間4分の1を軽減する措置が講じられることとしております。

また、納税環境整備として、国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴い、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率が引き下げられることとされております。

以上、現在のところ概要が発表されている主な改正点について申し上げましたが、これらの法律改正に伴い、本町の税条例の一部改正をすることとなりますが、これを専決処分により対処させていただきたいと存じます。

それから、2点目でございますが、平成24年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）についてですが、年度末にかけて金額が確定いたします地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金について、それぞれ確定いたしました金額による歳入の補正を行い、これらの総額では増額になると見込まれますので、歳出は財政調整基金への積み立てをさせていただきたいと存じます。

3点目は、平成24年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです

が、年度末において金額が確定いたします2款の保険給付費のうち2項高額療養費について補正予算（第2号）において増額補正を行ったところではありますが、退職被保険者等高額療養費につきまして、それを上回る高額医療費支払いの伸びが見込まれますので、一般被保険者高額療養費から目間での調整をさせていただきたいと存じます。

以上の3点について専決処分による処理をさせていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩します。

なお、町長以下参与の方々は、退席されて結構です。

午後 5時01分 休憩

午後 5時02分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第17 発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に
求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第17、発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） 審査意見でも述べたとおりでありますけれども、生活保護制度については、低所得者との逆転現象やパチンコ等の遊興費の流用を禁止するというような社会的にいろいろ批判もあるところがございます。しかし、生活に困って暮らせなくなったときのセーフティーネット、つまり安全網であります。

よって、意見書に各議員のご賛同をお願いいたしまして、補足説明としたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、発議案第3号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第18 矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について

日程第19 矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について

日程第20 矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第21 矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第22 矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第23 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第24 矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

日程第25 議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について

○議長(藤原義一議員) お諮りします。

日程第18、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出について、日程第19、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出について、日程第20、

矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第21、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第22、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第23、矢幅駅前地区土地地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第24、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、日程第25、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出について、この8議案は会議規則第37条の規定に基づき一括上程したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第18から日程第25については一括上程することに決定しました。

なお、申し出の朗読は省略いたします。

委員長からの補足説明がありましたなら、これを許します。

議会運営委員会、高橋七郎委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 総務常任委員会、米倉清志委員長。

○総務常任委員会委員長(米倉清志議員) 総務常任委員会委員長、米倉清志でございます。総務常任委員会に付託されました請願審査のご報告をいたします。

去る3月6日に請願者を本委員会にお招きいたしまして、ご説明いただきました。その後、慎重審議いたしました。25請願第2号 消費税増税に反対する請願、25請願第3号 所得税法第56条の見直しを求める請願については、税と社会保障の一体改革として議論されているものであり、国税の根本にかかわる法律であることから、国の動向を見据え、見きわめていく必要があるものであります。したがって、総務常任委員会としては、2件の請願について継続審査といたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長(藤原義一議員) 産業建設常任委員会、芦生健勝委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 教育民生常任委員会、村松輝夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 議会だより特別委員会、山崎道夫委員長。

(「ありません」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会、長谷川和男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 矢巾中学校建設調査特別委員会、長谷川和男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 議会改革特別委員会、廣田光男委員長。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第18、矢巾町議会運営委員会の閉会中における継続審査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第19、矢巾町議会総務常任委員会の閉会中における継続審査及び調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会総務常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

日程第20、矢巾町議会産業建設常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会産業建設常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第21、矢巾町議会教育民生常任委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会教育民生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第22、矢巾町議会だより特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾町議会だより特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第23、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第24、矢巾中学校建設調査特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、矢巾中学校建設調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第25、議会改革特別委員会の閉会中における継続調査申し出については、委員長より申し出のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定い

たしました。

日程第26 議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて

○議長（藤原義一議員） 日程第26、議会の議員の旅行承認を議長に委任することについて。

これは、定例会ごとに上程し、皆さんからご承認を賜っておりますが、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の議員の旅行承認を当職に委任することに決定いたしました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって本定例会に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成25年第1回矢巾町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

署名議員